

第六十五回国会 大蔵委員会

(一六五)

昭和四十六年三月十七日(水曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員長

毛利 宗佑君

理事

宇野 久章君

理事

丹羽 山下

理事

山下 元利君

理事

松尾 正吉君

理事

奥田 敬和君

木部 佳昭君

佐伯 宗義君

高橋清一郎君

中島源太郎君

坊 秀男君

森 美秀君

吉田 実君

佐藤 観樹君

堀 昌雄君

坂井 弘一君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

國稅厅直税部長

通商産業省鉛山石炭局鉛業課長

自治省税務局市町村税課長

大蔵委員会調査室長

未松 紹正君

三月十六日

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

律案(内閣提出第九一號)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に關する件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五號)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

六號)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一號)

○毛利委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。佐藤觀樹君。

○佐藤(観)委員 ます所得税法の改正についてお伺いしたいのですが、今度の所得控除の引き上げ、すなわち基礎控除が十八万円から十九万円、配偶者控除が十八万円から十九万円、扶養控除が十二万円から十三万円というふうに上がっておりますが、この一万円というものは一体どういうところからはじき出して一万円というふうに上がつているのでしょうか。

○細見政府委員 控除は、御承知のようにそれ一つといふこともござりますが、やはり全体として標準的な世帯を考えて、その世帯でどの程度の負担の軽減になるかということとしてお考え願いたいと思う 것입니다。したがまして、今回改訂によりますと、大体おしなべて各階層、夫婦二人でありますても、夫婦だけの世帯でありますても、あるいはまた夫婦と子三人の世帯でありますとしても、大体課税最低限が一〇%ぐらい引きましても、大体課税最低限が一〇%ぐらい引き

上がりつておる。およそ課税最低限の一〇%程度の引き上げというところを目指して減税を行つた。御承知のように消費者物価の騰貴につきましたが、あるいは五・五%程度といふことを想定いたしておるわけでありますので、そういう意味で実質的な減税になつておる、かようには私どもは考えておるわけであります。

○佐藤(観)委員 そうしますと、確認をしておきたいのですが、何と申しますか、いわゆる普通家庭、夫婦と子供二人、これの大体生活様態を考えまして、その控除額を大体きめてからこれに差分するというか、いろいろな意味づけをして各一万円ずつ、それから勤労者控除の場合には、これは三万円上がりつたけれども、そういうようになります大ワク——私は一貫して夫婦と子供二人の話をしたいのですが、課税最低限が今度九十六万三千七百二十七円になるわけですから、これがから割り出して、大体基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の控除額というものは大体上がつてしまつた、上げていくやり方だ、そういうふうに考えてよろしくございますか。

○細見政府委員 そのところはどちらが先でどちらが後でありますかが、いわゆる生活という感じで申しますれば、サラリーマンであらうとする人は事業を經營しておられる方であろう、そういう人いわゆる人間としての基本的な生活権というようなものにつながるものは、それは基礎控除であります、やはり給与所得控除につきましては、給与所得を得るために必要なサラリーマンの控除、それはいわゆる、よくいわれますように食べるものの、あるいは住宅の関係とかいふようなものでなくして、サラリーマンであるということによつて、いまして、やはり給与所得控除につきましては、給与所得を得るために必要なサラリーマンの控除、それはいわゆる、よくいわれますように食べるもの、あるいは住宅の関係とかいふようなものでなくして、サラリーマンであるということによつて、いわゆるつとめ人であることによつて必要な経費といふことになつておるわけで、その辺がいつも議論がこんがらかりまして、基礎控除はそれは人間である権利として、事業をやつしていくとサラリーマンであろうと、生きていくための最低のものはということになれば、その間に差はないのではないかと思います。

○佐藤(観)委員 その場合、サラリーマンといつてもいろいろ種類、態様があると思うのです。どうしてもおつき合いをしなければ自分の仕事が全くできないようなものと、そういうものじなくとも、極端に言えば毎日毎日通つていればそれでこど足りるというと非常に詰弊があることばになる

うに考えてきた。その辺はどちらが先でどちらがあととすることではないと思ひます。
〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

議録 第二十一号

かもしだれませんが、いろいろサラリーマンには態様があると思うのです。その辺のところは現在税制では加味というか、考慮はされておらないわけですね。

○細見政府委員 その点につきましては、いま私は一言にサラリーマンであるということに伴う経費と申し上げましたわけであります。たとえばサラリーマンに伴います経費というようなもので、かりに職務上必要な旅費というようなものがあるとすれば、わりあいはつきりサラリーマンである経費ということがはつきりしてくるのであります。御承知のように日本の給与の形態といふのは、むしろ旅費のような場合には、旅費実費あるいは旅費の定額をその出張を命じた人に渡して、それを非課税にするというような形になつておる。

〔山下（元）委員長代理退席 委員長着席〕 そういたしますと、典型的なサラリーマンの経費というのはなかなか思いつかないわけで、たとえば通勤費というようなことにいたしましても、この中の一定——四千二百円であります。現在最高限度はいたしておりますが、その辺につきましては、御承知のように交通費として支給されるものを非課税というふうなことにいたしまして、なかなかサラリーマンであるための経費といふことになると、いま御指摘ありましたように、つき合いの経費あるいは本を買わなければならぬ経費というようなものが比較的浮かんでくるのであります。つまりそのことをしなければ意味のおつき合いで、つまりそのことをしないであります。自分が職務をやつしていくのにぐあいの悪いといふのもあります。まあきようは何とはなしにくしゃくしゃしたから一べん一緒に飲みにいこうというあたりの区別、それがなかなかつかない。それを税務当局に区別させるような形の税制をつくることがはたして、納税者の皆さんにとってのわざわしさというような点から考えて、いい制度であるかどうかという、その辺を考えて御承認のように日本は定額にしておるわけで、その定額につきましても、昨日も御議論が出来ましたよう

に、ドイツあたりでありますと、たとえば十八万円余りのところでもうトップにしてしまつておる。ところが日本は金額が五十数万まできておるとか、あるいはフランスでありますと控除率一〇%に限つておる。それを日本は二〇%というようないな率もある。その上に定額もあるというようなわけで、日本としては、日本の納税者の意識あるいは日本の、何といいますか、納税レベル、納税者のレベルというようなことを考えれば、これが一つの現実的な解決じやないか、かように思つておるわけであります。

○佐藤（觀）委員 私がいろいろ事業者なり、サラリーマンの方々と座談会なりやつてみますと、やはり一番不満が多いのは、サラリーマンの方というのがおつしやつたように意味づけはされているのですが、なかなかそれはそういう感覚でとらえられない。そういうところでよく話に出るのですが、事業者の方は車を買った場合に、この車の税金まで必要経費で落ちるし、ガソリンを使った場合でも五十円のガソリンの二六%ですか、ガソリン消費税というのは……これも必要経費で落ちていいわけですね。ところがサラリーマンが車を買つたといたしますと、所得税を取られて余った可処分所得の中から車の税金を払つて車を買ひ、しかもガソリンを使つてガソリン消費税というのはまたそこから取られるということで、そういう面では非常に不利な状態に置かれていると私も思うのです。そこでやはり、いま局長のお話では、つまり納税者の具体的な、実際にたとえば住居費、あるいは食事費なども申し上げましたように、いずれも人間生きていく限りにおいて必要なものであり、教養にいたしましても大なり小なりそれなりの教養は、まあ文化的な世界に住んでおる限り要るわけあります。だからこそは繁雑になると思ふのですが、その点はもう少し技術的な問題もございませんから、次の問題なんですが、いわゆる課税最低限の目安なんです。これは一体どういうところでおきめになるのか。私は先ほど申しましたように、夫婦子供二人の場合九十六万円強です。弱というのか——強でございますね。これは九十六万円ちょっととということです。ざいますから、大体平均して十二で割りますと月八万円でございますね。ここにあるいは総理府統計局からの年間収入の五方位階級別の収入と支出なんですが、それでも、そうしますと、課税最低限といふものが即生活費なんだということになりますと、これは

リーマンの納税者は気持として納得いくのじゃないか。ある程度そういう面では必要経費といふことばが意味どおり出てくるのじやないかと思うのですが、その辺のところはいかがでございましょうか。

○細見政府委員 事業をやつておられる方が自動車を買われましても、それを事業の用以外に使つておられる限りは経費にならないわけでありまして、実際の税務におきましては、たとえば職員のレクリエーション用に使わしたというような場合には経費にしておろうかと思いますが、経営者自体が、所有者自体がその自動車に乗つて箱根へ行つたとかあるいは熱海へ行つたというよくなきには、それが税務調査でわかる限りは経費になつておりません。その辺についての誤解がありまして、あるいはまた税務調査が必ずしもそこまでこまかく、まあ重箱のすみをつつくようなところまでいつていよいよなことがあります。ガソリンといふの分については経営者に対する給与として課税になるというのがたてまえであります。ガソリンとガソリンを使つて個々の場合に立証していくこと、それは非常にむずかしいことで、かえってがどこまでいつておるかということについては、御指摘のような議論が世の中で行なわれておるということは、必ずしもたてまえどおりいついてない面もあるいはあるかと思います。いまお話しの住居とか教養とかあるいはレクリエーションの費用だとか被服費とかいうようなことになりますと、先ほども申し上げましたように、いずれも人間生きていく限りにおいて必要なものであり、教養にいたしましても大なり小なりそれなりの教養は、まあ文化的な世界に住んでおる限り要るわけあります。だからこそは繁雑になると思ふのですが、その点はもう少し技術的な問題もございませんから、次の問題なんですが、いわゆる課税最低限の目安なんです。これは一体どういうところでおきめになるのか。私は先ほど申しましたように、夫婦子供二人の場合九十六万円強です。弱というのか——強でございますね。これは九十六万円ちょっととということです。ざいますから、大体平均して十二で割りますと月八万円でございますね。ここにあるいは総理府統計局からの年間収入の五方位階級別の収入と支出なんですが、それでも、そうしますと、課税最低限といふものが即生活費なんだということになりますと、これは

人のいわば生活の高度化というようなものとして考へるかということになりますと、たとえば税金などのことについてこまかく気をつかつておられる方であれば非常にじょうずに立証ができる。た

だほかの人はもつとおおらかにやつておられる。考へるとさっぱり立証ができないといふようなこと、そういう立証のうまいへたといふようなこととでかなりこの問題は違つてくるだろうと思いま

す。そういうようなことを考へますと、やはりサラリーマン二千数百万の納税者に対して、一々これは住居で——この住居も自分が職務をやるためにはこの程度の家に住んでいなければいかぬ。自分とすればたとえば月一万円の家賃の家でいいんだが、やはり会社の部長であるから二万円の家に住んだんだ。したがつて一万円の分は経費だといふような議論、これは際限のない議論になるわけ

あります。一万円の、つまり人間が生きていく限り必要なものは、これはサラリーマンの経費にならないことはおわかり願える。それとサラリーマンである、部長であるといふことからくる差と

いうものをどうやつけて個々の場合に立証していくか、これは非常にむずかしいことで、かえって

いうものを持つて個々の場合に立証していくか、これは非常にむずかしいことで、かえって

声を括くことになるのじやないか。その辺がむずかしいところであらうと思います。

○佐藤（觀）委員 確かにいろいろ繁雑になると思うのですが、その点はもう少し技術的な問題もございませんから、次の問題なんですが、いわゆる課税最低限の目安なんです。これは一体どういうところでおきめになるのか。私は先ほど申しましたように、夫婦子供二人の場合九十六万円強です。弱というのか——強でございますね。これは九十六万円ちょっととということです。ざいますから、大体平均して十二で割りますと月八万円でございますね。ここにあるいは総理府統計局からの年間収入の五方位階級別の収入と支出なんですが、それでも、そうしますと、課税最低限といふものが即生活費なんだということになりますと、これは

○石原説明員 この点につきましては従来ともいろいろ議論があるわけでございますが、たとえば昭和四十三年七月の税制調査会の長期答申におきまして住民税と所得税の性格の差異について述べております。これによりますと、住民税は所得税と異なりましてそれぞれの地域社会の費用をその住民が能力に応じて広く負担する性格を持つ税であるというふうに述べられております。そのことから、住民税と所得税とは基本的な性格が違うということから、その課税最低限というものは必ずしも同じである必要はないんだというふうに述べております。自治省といたしましては基本的にはその答申の考え方をとつておるわけでござります。

○佐藤(観)委員 その点が、その差が実は国民に、住民税が大衆課税である、あるいは重税感といふものを与えていたり、ないかと思うのです。たとえば夫婦子供二人の場合、いまのように課税最低限が住民税の場合には七十二万八千九十九円でございますので、年間所得がこれ以上の人にはここから住民税がかかるわけです。かかるにつれて、そして九十六万三千七百二十七円になりますと、今度は所得税がまたそれに加わってくるということになるわけですね。この二本の線を延長してみると百十六万九百八十八円でこの二本の線が交差いたします。つまりそれ以前の場合には住民税のほうが所得税より高い状態になつてゐるわけですね。この点について自治省としては非常に大きくなつて、それで、つまづきそのまま返つてくる。やり方次第でいろいろあります。たとえば、いろいろな面が紙一枚で所得税のうしろにつけて微収することができると思うのです。その

差というののは別にかまわないというふうに私は思われるんじやないかと思うのです。いまちょっと資料が見当らないのですが、おたくの大臣はだんまりこの差は縮めなければいけないと、いうふうに異なるままでそれぞれの地域社会の費用をそのおっしゃつておられると思うのですが、いかがですか。

○石原説明員 もちろん住民税につきましても現在その負担については相当重いという批判がありまして、減税を求める声も非常に強いわけでございまして、私どもいたしまして事情の許す限り、この課税最低限の引き上げには努力しなければならないと考へております。御承知のように昭和四十六年度の改正案におきましても、所得税と住民税のこれまでの差を少しでも縮めるという意味合いで、その課税最低限の引き上げ幅も所得税の場合よりも若干上回る改正案を御審議いただいておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 そうなんですよ。いま言われたように非常に若干差は縮まつていられないわけですね。そこが私はやはり問題じゃないかと思うのです。確かに地方税のほうは、考え方としてそういうふうに各自治体の、簡単にいえばクラブ員のようなもので、みんながクラブ会費を納めなければいけないんだ。そこに還元されるものというのは、その個人なり税を納めた人に密着したものにそのまま返つてくる。やり方次第でいろいろありますけれども、返つてくるという意味で納めなければいけない。それから、地方自治の精神からいって独立性を持つていかなければいけないという考え方があるのは私も知つております。たゞ、現在の場合にこれだけの差があると非常に重税感を国民に与えているんじやないか。それからまた、もう少しあとで詰めますが、税を集める面に

辺のところでどちらか、つまり住民税が大衆課税でなくする方向にいくのか、それとも、やはりそういうふうに課税最低限の差についてなおやはり意味づけを持ってこのまま進まるのか、その辺のところは将来に向かつていかがでございますか。

○石原説明員 ただいまの手間の問題、徴税コストの問題でございますが、所得税の課税の対象になります方については、国税の申告あるいは源泉徴収の場合の給与支払い報告書については、二重化しまして、私どもいたしまして事情の許す限り、この課税最低限の引き上げ幅も所得税の場合よりも若干上回る改正案を御審議いただいておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 そうなんですよ。いま言われたように非常に若干差は縮まつていられないわけですね。そこが私はやはり問題じゃないかと思うのです。確かに地方税のほうは、考え方としてそういうふうに各自治体の、簡単にいえばクラブ員のようなもので、みんながクラブ会費を納めなければいけないんだ。そこに還元されるものというのは、その個人なり税を納めた人に密着したものに、いわば会費的な性格の税でございますから、やはりなるべくたくさんの人たちに広く負担していかなくてはいけない。そこで私はこう思うのですが、いわば会費的な性格が違いますね。住民税は、御指摘もありましたように、所得税と住民税とではその基本的な性格が違います。住民税は、御指摘もありましたように、いわば会費的な性格の税でございますから、やはりなるべくたくさんの人たちに広く負担していかなくてはいけない。そこで私はこう思つておるところではございまして、その基本的なあり方に

つきましてはこれからもさらに議論が行なわれると思います。これらの点については、実は政府の税制調査会などにおきましていろいろな議論があつて、住民税は、御指摘もありましたように、いわば会費的な性格の税でございますから、やはりなるべくたくさんの人たちに広く負担していかなくてはいけない。そこで私はこう思つておるところではございまして、その基本的なあり方に

り組むということで、中川政務次官もお答えになつておるし、税調のほうにもはかるということならばが細見局長のほうから述べられておりまして、平林委員は最後に、「それじゃこれは一年後にお目にかかるということにいたしまして、具体的実践を私はきょうは確認をいたしまして、次の機会を楽しみにいたしておきます。」というふうに議事録になつておるのですけれども、そこで私がそれをについて引き続きまして御質問申し上げたいのですが、いま私が住民税との関係で申しましたように、住民の側からいと取られる——主税局長さん、取られるということはいけないのかもしれませんけれども、つまり、税金を納めるほうといたしましては、住民税も国税もとにかくどこから出していくことは間違いない。それが二ヵ所なり三ヵ所に納めに行かなければいけない、あるいは、申告書も別個に書かなければいけないといふことになると、非常に手間がかかるということなんですね。

そこで私はこう思つておるのですが、いかがでございましょうか。それは、確かに住民税の場合にはいろいろな意味づけがございます。ですから、単に課税最低限を一緒にするしないという問題もありますし、それから、地方自治体あるいは地方自治体の徴税の独立性という問題もあります。そこでこらいうのはどうだらかと思うのですね。つまり、いま国税局で国税を集めていますけれども、別個に地方自治体とも何らかの関連を持った、何という名かわかりませんけれども、徴税局みたいなものですね、そういうものをつくつて、現行の課税最低限なら最低限でいいから、とにかく現行のままひとつ集めまして、そこに一ヵ所に納めたいなものです。そういうものを使つても便利なんですが、実は昨年の四月九日の当委員会において、平林委員から徴税コストの問題が取り上げられまして論議がされているわけなんですが、政府側の意見としては、これは一元化のために積極的に取

か、お伺いしたいと思います。

○細見政府委員 その点につきましては政府の税制調査会で、かなり基本的な制度にわたることになりますので、基本問題小委員会というのを設けましていろいろ御議論願つて、昨年の十一月に中間答申はしていただいたのですが、最終的な結論はこのあと七月までかかる最終的な御検討を願いたいと思っておるわけです。

ただ、いまの佐藤委員の御指摘、非常に示唆に富んだお考へで、私どもも何らかの意味において徴税事務を合理的に一元化する方法を考えなければならぬということは考へておりますが、その場合に、やはりいまの税制をそのまま置いておきますと、いろいろな意味で、たとえば所得税であるが住民税は前年課税であるとか、あるいは事業税は法人税の計算の上で経費になる、しかもそれは前の事業年度の事業税が出てくるというような複雑な制度が若干ございます。それらの点につきましても見直さなければほんとうの意味での制度の抜本的改正にはならない。ただ、そういうことになりまると、現在それぞの地方団体にいわば固有の財源としてござります地方税のあり方というのが、各団体ごとにかなり変動を生じてくるというようないふなこと、あるいは国と地方との間の財源分配にかなりの差異が出てくるというようなことがございまして、それらの点を含めまして、しかしながら戦後二十数年たちまして、現在のように人口と富が都市に集中してくる一方、過疎地帯がどんどんできてくるというような場合に、はたして五年前のように、日本全土をほぼ同じ水準で開拓していくなければならないと考へておったときの地方税がいまなお当てはまるのかどうか、この辺はむずかしいと思っております。しかし、この問題は避けた通るわけにいきませんと同時に、非常に利害関係が複雑でございまして、私がここでこういうことをお話ししたということが、もうおそらく二、三日後には地方行政委員会に呼び出され、おまえはけしからぬことを言つておると言われるくらい複雑な関係がございますので、その辺

を考えながら、しかし避けて通らないで進んでいかなければならぬ、かように思つております。

○佐藤(観)委員 確かに、一緒にするといつても、なかなかむずかしい問題がいま局長が言われたよななかあるわけですが、そうするとお伺いしたいのですが、それは仮定にもよるのですが、私が申し上げましたように、そのままいまの地方自治体の徵税行政を徵税庁なりに移管をする、國のものも徵税庁で集めるというように一本化した場合に、確かに地方自治体によっていろいろパーセンテージも違うところがありますからいろいろ複雑ではございますが、そういうように一本化した場合に、先ほど局長の言われましたように税調の基本問題調査会ですかで行なわれました「國税と地方税のあり方」に書いてあるけれども、「徵税事務、納税手続の簡素化の効果は期待される程大きくなりのみならず、納税者又は特別徵収義務者の側における負担の増加も懸念される。」——これは一緒にするのに反対の意見のようございますけれども、そういうふうに書いてあるのですが、その辺のところは、仮定がいかぬと思ひますが、いかがでござりますか。

○細見政府委員 その点は端的に住民税に出て行くのではなくらうかと思うのであります。先ほど申しましたように、國の所得税は現年の課税であります。ところが住民税は前年課税である。しかも、前年課税によりまして、各地方団体ごとにいわば税率が違うわけです。ですから、それをどうやって計算するかということになりますと、いまのような地域ごとにやる徵税機構があつたほうがうまく計算できる。それを「一元化いたしまして」とおなればならない。しかも各団体ごとに税率が違うからどうしてもそういうことをしなければならぬというようなことがあったりして、再計算の事務その他が中央に集中することがはたして、いまのままの制度であるならば効率的であるかどうかというあたりはかなりむずか

しい問題で、もしそれを全国の市町村を一本化するということになれば、貧弱団体あるいは徵税税率の違つた、高いほうの団体の財源措置をどうするかという問題が出てまいりますと、やはり制度を一元化しなければ徵税機構の一元化というものはむずかしかろう。

またいまのお話の徵税庁のようなものをつくりましたとすれば、それは自治省であれ大蔵省であれ、あるいは総理府でありますと、國の機関に踏まえますと、やはり制度を一元化しなければ徵税機構の一元化というものはむずかしかろう。

またいまのお話の徵税庁のようなものをつけたりましたとすれば、それは自治省であれ大蔵省であれ、あるいは総理府でありますと、國の機関に踏まえますと、やはり制度を一元化しなければ徵税機構の一元化というものはむずかしかろう。

またいまのお話の徵税庁のようなものをつけたりましたとすれば、それは自治省であれ大蔵省であれ、あるいは総理府でありますと、國の機関に踏まえますと、やはり制度を一元化しなければ徵税機構の一元化というものはむずかしかろう。

○細見政府委員 私どもも同様に考へるわけではありませんが、反対側の人はそれじゃならぬのだと、こうおっしゃるわけでござります。

○佐藤(観)委員 この辺のところは、かなり地方自治と現状の地方行政、地方事務、そのあたりとの関連で、度合の取り上げ方だと思はんです。理屈としては確かに自分で取らなければ地方財政の独立性ができないと、いいますけれども、実際のところは自治省はいかがでござりますか。

○細見政府委員 お答えいたします前に、先ほど御指摘ございました徵税コストの問題でございますが、確かに徵収税額に対する徵税費のパーセンテージで参りますと、國税が一・四七%に対し、四十五年度と地方税が三・九一%ですが、この辺は、地方税の場合、固定資産税ですとか、その他比較的取りにくいやうか、経費のかかる税率が多いということと、それから住民税にいたしましても、たとえば徵税コストを見ましても、國税の場合には百円当たり一円四十七銭で済んでいるものが、道府県では三円二十銭、それから市町村に行きましたと四円九十九銭、地方を合計しますと三円九十二銭と、大体三倍弱になつてゐるわけです。けれども、これだけは、結局それが負担しているかといふとやはり住民が負担しているんですね。自分たちは高く出るという点を御理解いただきたいと思うが、それでも、いわば納稅通知書一枚で取れる税額が非常に違うわけなんですね。ですから、税額で割り返しましたペーセンテージはどうしても地方税のほうにして、いわば納稅通知書一枚で取れる税額が非常に違うわけなんですね。ですから、税額で割り返しましたペーセンテージはどうしても地方税のほうが高く出るという点を御理解いただきたいと思うが、それでも、あくまで何々市町村民税といふことを言つておると言わざるを得ませんと、しかも各市町村に現

いたくという、いわば受けるサービスと負担する経費との相関関係ができるだけ明瞭な姿で示されると、いうことが、地方自治の健全な発展の一一番の基本ではないかといふように私ども理解いたしております。したがいまして、個々の税目についての微税の合理化、経費の合理化には最大限の努力を傾けなければいけませんけれども、やはり地方自治を健全に育てていくためには、その自治体が課税の主体になり得るというような姿でなければならぬといふように考えております。

○佐藤(鶴)委員 ですから私が言っているのは、その地方に住んでいらっしゃる住民の方が負担していただくわけござりますけれども、それを徵収するのには、何も県なら県の職員でなければいけない、ということはないと思うのです。その辺のところは、県も市も町も村も国の税金も、一体化して一本で取る、こういう合理的な事務、行政でも私はかまわぬと思うのですね。それで、もちろんその取った、現行なら現行の税制で取った税金というものはそのまま地方自治体に移管する。ですから、確かに現在の形態とその面では、その住んでいる方々が地方自治体に財源を納めるということにはちつとも変わりないと私は思うのです。ただ税金の事務を各段階の行政がやるのはなくして、「元化したほうが——コストを見ても、確かに地方自治体といふものはこまかい税目がありますし、それから国税庁ほどいろいろな職員がそろつてない」という問題もありますし、それから小さいところでもとにかく何人か持たなければいけないのでですから、それを頭割りで見れば、その意味では確かにコストが高くなるということは、あらゆる意味では当然だと思うのです。ですから、その辺のところを全部一本化して、微税庁なら微税庁みたいなものでとにかく取った財源といふものは、そのままもちろんその各地方自治体に戻すといふことならば、私は別に地方自治体の独立性といふのをそこなうことはないんじやないかと思うのですけれども、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○石原(説明)員 先ほど主税局長からも御答弁がありましたと、個々の税目の定め方は、各地方自治体の条例で定める——現在でも、基本は地方税法で定めていますが、具体的な課税権といいましょうか租税債権といいましょうか、それは条例で定めることによって発生するわけですが、そういううたてましておこしても、実際に税金を集め窓口が国の機関であり、集まつた税收入が国の機関から交付されるという形になりますと、

今日の譲与税あるいは地方交付税などと、理念としては別であっても、現実の形としてはあまり変わらないものになつてくるということになりますと、今日、独立税に対して譲与税や交付税の難点といいますか、地方の財源としてはいわば次善のものであるという理解がされておりますが、こういった問題と同じような議論がどうしても出てくるのではないかと思います。

それからまた技術的な面におきましても、一つの国の機関で集めるといった場合に、現在の微税制度で認められております各自治体の選択権、自由性、具体的に申しますと税率について、ある税目については標準税率をオーバーして課税ができるなど、たとえば住民税の法人税割り等について、相当事数の団体がその地域の経費をまかなうために法人に対して標準以上の負担を求めておられます。たとえば東京都とか大阪などで広告税とか商品切手発行税という法定外普通税を設けておりますが、このういったものをどうするかという問題。さらに、たとえば住民税に例をとりましても、かりに所得税と住民税の課税標準を全く同じにいたしましても、取ったところで、各納税者ごとにその住所を調べて、その住所地の市町村にそれぞれ払い込むと、いうような手続がどうしても残るわけでございまして、先ほど申し上げましたように、税制調査

会の答申の中にも、一本化については言われるほど経費の節減効果が期待できるかどうかかといふ議論が、実は技術的な面でもあるわけでございました。私はとしましては、この問題については単に税金の取り方ということだけでなしに、微税制度、さらには地方自治制度の根本に触れてくる問題でもありますので、今後とも税制調査会その他で十分御審議をいただきたいというふうに考えております。

○佐藤(鶴)委員 この問題の最後に政務次官にお伺いしておきたいのですが、御存じのように、いま中間報告として五点にわたって報告され、その報告というのがなかなか適宜を得たことばかり書かれていると思うのですが、それについていま自治省の方が述べられ、あるいは細見局長のほうから述べられたように、いろいろの考え方があつて、いまの中間報告としては両案が併記されているわけです。いずれ結論が出ると思うのでござりますけれども、大蔵省として微税一本化というのはおやりになる決意があるのかないのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○中川(政府)委員 大蔵省としては、昨年来当委員会でも御答弁申し上げましたように、納税者の気持ちあるいは徴収コスト等からいって一体化することが望ましいという考え方のもとに、何とか実現をはかりたいと努力をいたしております。この点については、総理が国会においても答弁をしておるところであります。

ただ、自治省からもいろいろと御意見がありましたが、こういった点が非常に複雑になつてくらうのではなく、それを頭割りで見れば、その意味では確かにコストが高くなるということは、あらゆる意味では当然だと思うのです。ですから、その辺のところを全部一本化して、微税庁なら微税庁みたいなものでとにかく取った財源といふものは、そのままもちろんその各地方自治体に戻すといふことならば、私は別に地方自治体の独立性といふのをそこなうことはないんじやないかと思うのですけれども、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○石原(説明)員 いま、国と地方の関係を見ますと、地方自治体は国の業務をすいぶん委託されていますね。地方自治体の業務を国に委託しているものと制度と市町村行政との関連からいたしましていろいろ問題があるのではないかと思いますが、なお研究してみたいと思います。

○堀委員 いま、国と地方の関係を見ますと、地方選挙の火薙を切つておりますが、こういったように、この問題は地方自治の本質といふものに触れる心配もある。きょうからはいよいよ時間がかかると、この問題は地方選挙からいたしまして、こういったところをはかりたいと努力をいたしております。この点については、総理が国会においても答弁をしておるところです。

ただ、自治省からもいろいろと御意見がありますが、この問題は地方自治の本質といふものに触れる心配もある。きょうからはいよいよ時間がかかると、この問題は地方選挙からいたしまして、こういったところをはかりたいと努力をいたしております。この点については、総理が国会においても答弁をしておるところです。

○石原(説明)員 とつきのお尋ねでございますのであります。たとえば、私は私、歳出の項目をいろいろ洗つておりまして國に対する委託料の費用を見たことがありますから、個別的にはあり得るんじゃない

かと思います。

○細見(政府)委員 いまの点ですが、住民税、事業税の申立書を税務署で委託を受けてお配りしてお

る。正式の委託ではございませんが、事実上の委託を受けてやつておるというはござります。

○堀委員 どうせあとでこの質問のときに自治大臣に入つていただきて、この問題は理論的に少しざめてみたいと思うのですが、自治省、少しこだわり過ぎているんじやないかと思うのですね。私は尼崎市に住んでいるのですが、尼崎の幹部会議へ私ちょっと出て、君たち国に対する何か要望はないかと聞いてみると、とにかく徴税を一本化してください、これはむだですというものが実は自治体の声なんですよ。私のところは、いま社会党の市長を出しているから私はちよいちよい幹部の意見を聞いてみると、その点、自治省の言っておられることと自治体そのものの感覚にはかなり違がある。私は、いま佐藤委員が言つているように割り切ればいいと思っているのです。国に委託すればいいと思う。何も自治体が自分のほうで全部やらなければならぬということはない。国が自治体に委託をしているなんなら、自治体と国は対等なんだから、自治体も国に委託をして、県民税と市民税は国が取つて持つてこい、こうやって、どうせ国に委託したつて委託料を取られるわけじやないから、ただで委託をすればいいんだからこれほどけつこうなことはないのであってね。どうも何か発想がはじめじめして、国が上で自治体が下だととか、力関係が大きくとか小さいとか、そういう発想に非常に問題があるような気が私はするのです。国と地方自治体は本来的に対等なんですが、対等だけでも実際は国が強くいろいろなことを委託させて自治体は困つておるのだから、少しがらいは國に委託をする。とにかくメリットを国から引き戻したっていいんじやないかと思うので、ここらはあなた方、もう少しドライになつて、自治体の力といふものをそういう形の上で立証していくという考え方がある。今後の地方自治を推進する非常に大きな問題点になるんじやないかと私は思う。その中で合理化によつて得た費用を住民サービスに持つていくなら、これほど合理的で有効なことはないし、自治体の本来の姿の線に沿つてくる問題であるのではないのか。

ただ、そこで問題が残るのは、実はいま地方自治ごとに基準がいろいろ違いますからね。それを国ベースの形にするといろいろ誤差が出る。

だからこれは、調整財源でその分だけは逆にまた戻すということで、現実ちつとも変わらないような委託業務を国にやらせることは可能だと私は判断しています。ここらは、次に私が自治大臣とやるまでに、自治省は一ぺん十分検討しておいてもらいたいと思う。来週になるのか再来週になるのか知らないけれども、大蔵大臣と自治大臣と並んでもらって、この問題は一ぺん理論的にもきちんと詰めさせてもらいますから、検討しておいてください。

○佐藤(親)委員 この問題は、まだ堀委員にあと詰めていただくことにいたしまして、もう一つ別法の問題についてお伺いしたいと思うのですが、今度所得税法の改正で二百三十三条、これは改正がござりますね。これはどういう理由でござりますか。

○細見政府委員 この制度は御承知のように昭和二十五年以来設けられておるわけでござります

が、この制度は、昭和三十九年に限度を五百万円に上げまして、それ以来ずっとおるわけであります。現在所得者のうち約四%足らずの人が高額の納税者といいますか、五百万円をこえる所得のある人として分離されておるわけありますが、

○細見政府委員 五百萬円になつたのは三十九年で、その当時は国会議員の方は、歳費だけである限り公示にはならなかつたわけであります。

○佐藤(親)委員 三十九年ですね。それで、国会議員の年間収入が百万円をこしたのは三十三年四月一日からなんですね。そこで二十七年からたし

まにしては、かなり複雑な手間のかかる事務になつてきております。パーセンテージこそ低くはなりますが、納税者がふえておりますので、人員

としては相当の人員になるわけで、これを……。

○佐藤(親)委員 つまり、これは申告書を公示しなければいけないというわけですね。その額が五百万円から一千万円になるということですね。そ

うすると、この改正が通りますと国会議員は公示されますか、されませんですか。

○細見政府委員 国会議員の方々で歳費だけの方は、公示が要らなくなるであらうと思います。

○佐藤(親)委員 公示が要らなくなるわけですね。いままでは公示されていましたが、いままでの歳費が、年間いろんな手当もありますけれども、こまかいのは入れないで、四十五年四月一日から五百十八万円ですから、これは五百万円以上でござりますからみんな出ていたわけですね、国会議員は、四十五年五月一日からは国会議員の給料は六百万円ですね。そうしますと、これは公示しなければいけない額というのが一千万円となりますと、一千万円以上見える人は何人あるか知りませんけれども、原則的には、国会議員だけの場合には公示されないことになるわけです。それでは前、つまり五百万円になつたのはいつからですか。公示しなければいけない額が五百万円になつたのは……。

○細見政府委員 五百萬円になつたのは三十九年で、その当時は国会議員の方は、歳費だけである限り公示にはならなかつたわけであります。

○佐藤(親)委員 三十九年ですね。それで、国会議員の年間収入が百万円をこしたのは三十三年四月一日からなんですね。そこで二十七年からたし

まにしては、かなり複雑な手間のかかる事務になつてきております。パーセンテージこそ低くはなりますが、納税者がふえておりますので、人員

としては相当の人員になるわけで、これを……。

○佐藤(親)委員 つまり、これは申告書を公示しなければいけないというわけですね。その額が五百万円から一千万円にすると言わざつても、私はなかなか抗弁することはないんじやないかと思うのです。ですから、政務次官の言われるよう、高額

所得者が一・三%くらいだということはわかるの

は、公示が要らなくなるであらうと思います。

ただ、そこで問題が残るのは、実はいま地方自

治省が高額所得者だということからいへば、現在

いう意見も実はございました。実態上が一・三%

になります。ただ、裏の議論として、野党の皆さん

のほうからも、もう変えてもいいではないかと

いふ

ことになります。

うな委託業務を国にやらせることは可能だと私は

ござりますからみんな出ていたわけですね、

国会議員は、四十五年五月一日からは国会議員の

給料は六百万円ですね。そうしますと、これは公

示しなければいけない額というのが一千万円とな

りますと、一千円以上見える人は何人あるか知

りませんけれども、原則的には、国会議員だけの

場合には公示されないことになるわけです。それ

でこれは前の、つまり五百万円になつたのはいつからですか。公示しなければいけない額が五百万円になつたのは……。

○佐藤(親)委員 それはいいんですよ。いいのだ

けれども、確かに言われるように三十九年から四

十五年、この七年間というものが五百万円で來た

わけです。それから、本年度改正になるというこ

とでござりますけれども、七年たつて物価上昇を

考えてみますと、いままで倍々で五十万円、百萬円、二百万円、五百万円と来ておりますので、倍々で今度の一千万円というは、理屈としては時

期的に見ればかまわない。あるいは政務次官もおっしゃるよう、一・三%くらいの人が高額所

得者ということで国民の前に公示されればいいと

いふことだけれども、私は、国会議員というの

はまだちよと立場が違うと思うんですね。確

かに年間六百万円というこことなつておりますけ

れども、国会議員というと何かと痛くもない腹を

探られる。あるいは痛い方もあるかもしれませんけれども……。やはりこの際、これまで見え隠れしてきた国会議員の歳費というものが、収入とい

うものが国民の疑惑を受けないためにははつきり

出しましたが、納税者がふえておりますので、人員

を一千円にしてしまつたわけですね。それで三十九年に改正になりまして、また出なくなつちやつたわけですね。また出なくなつてしまいまして、そして十四年の六月一日になつて国会議員の歳費が上

がつたら今度五百万円をこしましたので、今度全

部出したことになつたわけです。見え隠れしている

の二百三十三条に「国会議員は除く」除いて全部

大びらにしたほうがいいのではないか。一律に

五百萬円から一千万円にすると、今度国会議員の

給料が大幅に上がつたものだから、これは五百万

円を一千円にすると言わざつても、私はなかなか

抗弁することはないんじやないかと思うので

す。ですから、政務次官の言われるよう、高額

所得者が一・三%くらいだということはわかるの

です。わかるけれども、何かとやはり国会議員というのには国民の目——自分たちが法律をつくる立場にあるわけですから、そういうことを言われないためにも、この際一千万円に上げるのはかまわないとしても、国会議員だけが従来のようないい腹も探られないし、國民もやはり納得がいくのではないか。やはり法律をつくる者が、いかにも自分のためにつくっていると思われるは、私自身としても非常に心外だと思うのです。その辺、政務次官のお考えをお聞きしたいと思います。

○細見政府委員 その前に技術的なことを申し上げておきたいと思います。この高額所得者を公示いたしたのは、御承知のように、第三者の通報制度といいうのがあって、世の中に高額者であるはずの人が高額者になっておらないときに、それを第三者通報というようなことで申告の適正を保証しようということが沿革であったわけです。したがいまして、この公示制度というのは、いまの国會議員の皆さんのように、法律その他によって給料が幾らだということが明らかになっている人を何も公示することが目的でなくして、その方々は法律を読まればわかるわけです。公示されておるわけですから、その点は。残りは、一千万円がいいかどうかということになれば、一千万円というのをどうかということが明らかになつてゐる人を何と申します。こういうわけでござります。

○佐藤(親)委員 官僚の方といふと失礼な言い方になるかもしれません、それはそれでいいと思うのですが、しかし、國民の側は、公示されているというのを、そういうような局長の言われた意味づけで必ずしもとつていいと思うのです。今度公示が一千万円ということになると、何だ、国会議員は自分たちの歳費が、大幅に上がつたものだから、それを隠すために五百万から一千万になつたのじやないか。確かに、先ほど私が申しましたように、改正されたのは七年前でござりますから、諸物価の高騰その他を考えればこの五百万が一千万になつたということはかまわないとと思うの

です。ただし、今まで何かと批判の多かつた政治家の場合には、これはやはり除いて、國民の前に正々堂々と出すべきではないかというのが私の立場です。

○中川政府委員 この二百三十三条の改正は、国會議員を念頭に置くべき性質のものではございませんで、高額所得者とはどの程度をさすのかという理屈的なところから、純粹に技術的にきめいくべきものであろう。それに付随して、国會議員

というものは別の角度から考へるべきだ。佐藤委員御指摘のように、国會議員の所得を隠蔽してとくようなことがあつてはなりませんので、その国議員における収入支出というものを国民の前に明瞭化にすることは、この制度とは別のことであつてはなりません。それがやはり問題なので、その国会議員の歳費から新しく二百三十三条の姿を変えていく、左右するということとはいかがかと判断をしておるわけでございまして。この国会議員の歳費から新しく二百三十三条の姿を変えていく、左右するということはいかがかと判断をしておるわけでございま

す。局長が言られたように、第三者通告の目的かもしれないけれども、國民の側としては必ずしもそういうふうに正当には受け取つてない。今度改正された場合にまた見えなくなる。見えなくなるのじやなくて、やはり國民の目から見ると、何だか隠しているのじやないかというふうにとられるのじやないかと思うのです。それで私は、この際に、この法改正をする場合に五百万から一千万にするのは、改正されたのは七年前のこととございまして、これは物価指数その他を考へても適當だと思うのです。國民の中の一・三%が高額所得者だということと、それはかまわないと思うのです。思うのですが、この際に、法改正の中にカッコして、「ただし国會議員は除く」という項目をやはりつけるべきではないのかということはなんですが、いかがでござりますか。

○中川政府委員 先ほど來申し上げておりますよ

うが判断するところでは、国會議員の歳費が、世にいう高額所得まで行つておることは思つておりません。よつて、高額所得者としての公表ではなくして、すなはち二百三十三条にいう公表ではなくして、別途必要があれば、私はこれだけ持つていいますと個人個人が言うのもけつこうでしよう。

○佐藤(親)委員 私の言つているのは、国会議員

といふのは世にいう高額所得者かどうかわかります。せんけれども、とにかく今まで、国會議員と

いうこととでございます。

○細見政府委員 稅務署の手間が非常にかかると申告漏れがあるかどうかわかりませんけれども、五百萬という公示額のために国會議員全部が見えます。

○佐藤(親)委員 私は先ほど数字を控えるのを忘れていたのですが、今までの場合には、五百萬以上との高額所得者といわれるものが國民の中で一〇%ですね。そうだったわけですが、今度の場合と本年度五百万以上とした場合と一千万円以上とした場合と、実数でどういうふうになりますか。

○細見政府委員 統計として四十四年しかないわけですが、四十四年で見ますと、五百萬円でいたしますとこれが十六万五千人おられます。それが一千万超でありますと約五万人になるというわけでありまして、四十四年からその後二年間所得がふえてきておりますので、大体年率、公示になる人々は、たとえば四十三年が九万三千人であつたのが四十四年は十六万五千人と、一年で七万人近くふえておりますし、今日計算すればおそらくこれよりも、二十万ないし三十数万にふえておる。だから二十万近い人が公示になる

ということがあります。だから二十万近い人のじやないかという感じを持つておるわけであります。○毛利委員長 関連質問を許します。丹羽君。○丹羽(久)委員 いまの話で、手数が非常にかかるというところにぼくは問題があると思うのですが、朝日新聞でも一昨日の新聞にそれを書いていました。十六万六千何百人という多数の人になるから一千万に切り上げて五万何千人が今度適用される、これでも税務署は非常に大きな負担になるというようによく解説してあった。だからそのときの答弁で、手数がかかるというような簡単なもの言ひ方をせずに、その数字をそのときにじや手数がかかるなら、事実どういう点で手数が

かかると——そこに資料を持つおりながら、そういう言い方はぼくは親切味がないと思うのです。局長のような頭のいい人がそういう親切味のないところをたまたま出されるものだから、そういう問題が起きてくる。だからこれからは、手数がかかるという前提に立って、こういうこととどういうことが手数がかかると言えば、私どもは納得できるのです。

そこで、佐藤さんの質問のうちに、「ただし国議員を除く」というような発言があつたけれども、それはどういうところから——二百三十何条のところで、国議員をただし除くというようにしたらどうだという話だが、それは私はちょっと納得ができるが、その点を教えてくれませんか。

○細見政府委員 法律でありますからどういうこ

とも書けないということではないのですが、し

かし国議員のようなら方の、つまり歳費そのもの

は法律でまつておるわけですから、ここで公示

する必要は何もないじやないか。国民の皆さん

は、代議士あるいは国議員の歳費が幾らだとい

うのは、国会の歳費法を法律として見られれば、

もうおのずから明らかなのであって、それ以外の

ことについては、代議士であろうとなかろうと、

それは一千万をこえる高額所得者であるかないか

ということで、国民一般として御判断願えればいい

のじやないか、こういうことです。

○丹羽(久)委員 私はそういうものを、二百三十

三条の高額所得者発表という、それに基づいて、法

の精神でいくと、国議員はただしこれを除くな

といふようななばげたことを書くこと自体が私

はおかしいと思う。現に所得があればそれは良心

的に申告すべきものであって、事実がない人は

事実がないで、五百万であろうと三百万であろう

と、それは申告をすることは、少なくとも国議員

は良心的にやるべきことだと私は思う。だから、

そんなところに国議員をただし除くなんと

いうことを入れたらどうだということは、私は反

対だ。不届き千万を言つては、少なくとも国議員

自分で毎年良心的にやれば、国民が何と批判

しようとも、みずから正しい考え方で申告すれば

それでいいと思う。ただ、あなたのほうが一千万

でやることが適当であるかどうかということは、

慎重な考え方——それに、いまの十六万何千人

という人が二十万になればこれは非常に困難だと

いうなら、それはみんなにはかつてきめられるべ

きものだと思うのですが、国議員だけを除くと

いうことは、私はこの際反対だということを意思

表明しておきますよ。

○佐藤(觀)委員 丹羽先生、ちょっと誤解があつ

て、局長を責めてもむずかしいのですが、いま數

字をあげられましたけれども、五百万円の場合に

は十六万五千人、一千万円の場合には五万人とい

うことで大体三分の一ですけれども、私がなぜこ

ういうことを言うかと申しますと、政治不信とい

うものが残念ながら非常に全国に行き渡つてしまつておると思うのです。それは各選舉における

投票率の問題もござりますし、いろいろ話をして

も、何だ、結局何にもできないじやないかといふ

政治不信あるいは政治家に対する不信というもの

が非常に根強く行き渡つてしまつておるといふ

ことになります。それが三倍にもなれば事務上の手続は

めんどうでございましょうけれども、やはりこの

際に、その手数をしてでもそれは公表しておいた

ほうが、国民の目の前にははつきり明らかなん

じやないか。何しろ政治家というものは法律を自

分で変えたりつくたりするわけですから、自分

の都合のいいように見られて、痛くもない腹を探

らわれるのはやはり心外だと私は思うのです。

そこで、もう一つここで提案しなければいけな

いのは、所得があるというだけでなく、税金の

額も出してもらわないと、つまり何ぼ所得があり

ましたという人と、いわゆる国議員の六百万の

歳費の中からどれだけ税金が取られているか、こ

れだけを取りましたということをはつきりしたほ

うが私はいいのじやないかと思うのです。

○中川政府委員 佐藤委員のおっしゃることはわ

かるわけです。ほんとうに何か、みのに隠れてし

まうという意図があるのじやないかという疑いな

んですが、そもそもこの制度で発表いたします

ので、そのくらいの手間はしていただきたいと思

うのです。ですから、いまこの際に五百万なら五

百万にしておいて、国議員の給料がいつ一千万

をこすか知りませんけれども、一千万をこした

ら、今度は一千万以上ということにしたらどうで

すか。確かに法の精神から二百三十三条はそ

う性格のものではないけれども、国民が絶えずそ

ういう目で見ておるというふうなことを考えなけ

れば……私は通り一ぺんの、二百三十三条の精

神はこうじやありませんではなくて——国議員

がもらつておる給料は法律でできまつておるだけ

れども、国民はわかっていない。われわれだって

よくわからないんですから。だから、そういった

通り一ぺんの切り方ではなくて、そういう誤解を

招くようなことは極力避けるべきであるし、この

政治不信の時代ではそうじやないかと思うので

す。

それからもう一つは、これだけ所得がありま

したという公表ではなくて、その所得に対してはこ

れだけの税金を取りましたという、繁雑になると

言えば繁雑になるかもせんけれども、やは

りそれくらいやってもいいのじやないかと思うの

ですが、局長及び政務次官のお考へを伺わしてい

ただきます。

○細見政府委員 明文というのは、先ほど申しま

したよううに税額ということではなくて、やはり総所

得が幾らある。第三者通報制度とのからみで出て

まいりましたので、沿革的に、所得は幾らある、

あの人は山林所得があるはずじやないかといふ

よ

うな方について、山林所得を含めた金額が所得と

して表示されておればいいのであって、税額は、

これは税務署のほうで適正に税金の計算をしてお

る。その所得の計算のしかたはかくかくである、

これは税法上おきめを願うということでいいので

はなかろうかと私は思うわけです。

○広瀬(秀)委員 いま長者番付というお話を出た

のですけれども、長者番付というものをなぜ発表

しなければならぬのかといふことが非常に問題だ

と思うのですね。これはある程度国民の中に慣習

的ですけれども、長者番付というものが発表され

られないけれども、積極的にこういうものを発表し

なければならぬ理由といふものが、これはどこ

にあつたのだろうか。さかのぼつて考へれば、こ

れは一体どういうことであったわけなんですね。そういうこ

とも考えて、これはもう一ぺん検討を要する問題

ではないのかというように考えるわけなんです、この制度の存在そのものがですね。税の面で、税法の中でこういうことを論議するということは、当然いま佐藤委員が提案をしたように、これだけの所得があつた、それに対してもだけの税金をこういう人から取つておりますということを同時に発表されるなら、何ほどかの意味があるかもしれません。これはもう一ぺん考え直さなければならぬ時代に来ておるのじやないか。

しかし、単に所得だけがずっと発表されるというようなことが、どういう意味がはたしてあるのだろうかということと、根本的な問題として、これはもう一ぺん考え直さなければならぬ時代です。

○細見政府委員 これは沿革的に申しますと、昭

和二十二年に申告書閲覧制度としてこれが設けられております。これはおそらく税務執行が非常に困難であつて、いろいろの、本来所得がもつと大きい、あるいはもつと大きな所得を申告すべき人が申告をしておらない、ということについて、税務行政の適正を期するということで広く行なわれ、協力を求めたというのが沿革であり、その後、二十五年に例のシャウブ勧告が出まして、このときには、シャウブ勧告の論調はどうぢらかといえれば行政の一助というような感じが出ておるわけであります。今日におきましては、むしろ第三者通報制度という、つまり他人の税の脱税を告発して通告して、それによって報償金をもらうというのは適当ではない。しかし、そのときの改正のときにも出ましたように、日本のいわゆる高額所得者といわれる人たちがいわば納税の義務に目ざめられて、確かにしかじかの所得をしておるということをやはり国民にわかつてもらうことが税務行政の適正な執行にもなりますし、また、適正な申告水準を維持する上においても大いに役立つだろ。そういう意味において、現在におきましての意味は、税務行政が適正に行なわれており、適正

に行なわれておる結果、このように適正な申告が行なわれておりますということを国民の皆さんにわかつていただくという意味の制度であろうと思ひます。その意味で、先ほど来御議論が出ておりまますように、国会議員の皆さんのように、所得自体が法律その他の制度によって明らかになつておる人までを公示しなければならないということは、はないのじやないか、かよう思つております。

○中川政府委員 もうちよつとつけ加えますと、われわれの歳費も、あるいは事務次官、最高裁判所長官の月給、そういうまでのままで、いま言ひ第三者通報制度から出てきた、公示して見せてもらわなければならぬ、あるいは長者番付に給与所得の明細が載るというのはいかがかという気もありまますので、これは別途、国会の姿勢として国民に明らかにする点は別途の方法でやるべきであると

○広瀬(秀)委員 別途の方法というのは、一体具体的にどういうことをお考へなのか、そのことをあとで答弁してもらいます。

それから、申告がかくのことくなされたという

ことを知つていただきと、ということは、税の民主化のじやない、ということが一つの理由になつている。それから、申告がかくのことくなされたという点があると思うと、いうようなことで、その点私どもそう考へるのですが、主税局長と、それから一番最初の問題点については政務次官から、具体的なアイデアがあるならばそれはそれとしてお聞きいたしたいと思います。

○細見政府委員 私どもがこの改正をお願いいたしておるゆえんは、先ほど来申し上げておりますように、申告をされておる方の大体一%から二%足らずの人、この方々のいわばトップの申告といふのを世の中にお示しすれば、なるほどああいう人たちはこういう高い申告を出しておるのかといふことで、それがその次の階層の人にも響き、あるいはその下の階層の人たちにもいい影響を与えるだろうというところで行なつておるわけでありまして、この事柄の適正さといふことと、この金額の大きさといふことをにらみ合わせて、一千五くらいのところでありますと、ちょうど三十九年に改正したときと同じくらいの割合の方々に申

ば、国会議員が今度の措置でほとんど大部分が消えてしまつというようなことは、やはり国民の目にから見ると、何かお手盛りで自分たちの所得を国

分野としてこの点が適当でなかろうかと考えておられます。基本的には、広瀬委員御指摘のとおり、納税者の皆さんに適正な申告をしていただいて、行政の執行の一助として、優良な納税者、適正な申告をしておられる方々、大きな申告をしておられた方々はこういう方々でござりますということを

もう確定申告がなされているのです、それをただ拾い出すだけのことですから、事務的に手数がそれほどかかるものでもないから——手数の面では若干かかるかもしれないけれども、その問題はそ

うたいしたことではない。そういうようなことを考へるならば、今までどおりのことでやつても一向差しつかえないのではないか。ただ、五百萬がいいか、千万がいいかという気もありまつて、特に物価上昇、賃金上昇といふものとに情勢、特に物価上昇、賃金上昇といふものとにらみ合わせながら、もう少し先になつて考へてもいいのじやないか。国会議員がこれでほとんど全部消えてしまうというようなことは、やはり問題点があると思うと、いうようなことで、その点私どもそう考へるのですが、主税局長と、それから一番最初の問題点については政務次官から、具体的なアイデアがあるならばそれはそれとしてお聞きいたしたいと思います。

○細見政府委員 私がこの問題について別途の方法と申しましたのは、これは佐藤委員のような御意見がございまして、やるならば議員間においてもそのことを出そうということでやられるべきであります。議員立法が必要だということが議員間において定着いたしましたならば、そういう方法で國民の前に明らかにする方法をとるのがいいのですが、そのはより一そく徹底されることになるのではなくいかと思うのですね。そういうことなんですが、何も一千万にしなくともよろしい。ところが、手数がかかるというだけの理由であるなら

ないかという意味が別途の内容でございます。

○佐藤(鏡)委員 この問題は、私の論点としては、確かに技術上のことは局長の言われることがない。議員立法が必要だということが議員間においては、やはりこれは國民への政治姿勢の問題だと思ひます。これが政治不信、政治家不信がただよつておる日本において、今度の税制改正によつてほとんどの国会議員が、あるいは出す必要はないという理論はわかりますが、一応はつきり國民の前に提示したものを、今度の自分たちの変える法律でそれを見えなくしてしまつということにつ

いては、私は非常に疑問を持つのです。この問題は政治姿勢の問題だと思うので、次期総裁と目されている福田大蔵大臣がいらしたときに、この問題についてお伺いしたいと思います。

その次は、租税特別措置法に関するお伺いしたものです。局長にお伺いしますけれども、今度、貸倒引当金ですね、これは何らか改正されましたか。

○細見政府委員 今回はいたしておりません。

○佐藤(観)委員 この不合理性については、去年の委員会で広瀬委員も、あるいは広瀬委員に限らずいろいろな方が、引当金の額は〇・二%、〇・三%くらいだ、非常にこれは保護していることにならないか。確かに税の繰り延べだということになると、もしもそれが、この引当金が無税で、いわば内部留保として企業活動にきわめて大きなプラスをしていくということを言っていらっしゃるわけです。それについて福田大蔵大臣は、途中を略しますけれども、「そういうような制度改正がありましたので、当時求められた今日の準備率は、どっちかといふと幾らかゆとりを持ちながらきめられた感があるのではないか、そういうふうに見ておるわけあります。」つまり実際の引当金の額は非常に甘いものであった。当時情勢が変わっているということをお認めになつていいでありますので、再検討いたし、実績を見ましで、必要がりますれば改正をいたしたい、かようになります。」と述べられているわけです。

○細見政府委員 金融機関の問題でございますが、非常にむずかしい問題でござります。したがいまして、去年からことしにかけましてずっと引き続き検討をいたしておりますが、なるべく早い機会に結論を得たいと思っておりますが、御承知の

よう、金融機関につきましては、統一経理基準の設定とかあるいは貸し倒れの認定の方法とか、あるいはまた新しく金融界全体の資本の自由化とか、いろいろな問題をかかえておりますので、それらと総合的に検討ということでわれわれなりの検討はいたしておりますが、まだ成案を得るに至らなかつた。大臣もこの間のこの委員会の席におきまして、次には何とか、むずかしい問題であるが結論を出したいとお答えいたしておりますが、私ももその意を受けまして何らかの結論を今度は出さなければならぬ、幾らむずかしいといつてもほつておくわけにはいかない、かように思つておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 そういうふうに委員会で、検討してみたいというふうに述べられて、何にもなされていない、あるいはこれが検討に値したものだらうかという点が多々あるので、きょうは三点ばかりにしほつてお聞きしたいのですが、もう一つは輸出振興税制の問題ですね。これについても去る年委員会で広瀬委員が質問され、福田大蔵大臣も、現在のような状態では必ずしも輸出振興税制がつくられたときから変わつて、最後に「その期限到来の時期には、ただいま申し上げましたような方向でこれをどうするかということを検討してみたい、こういうふうに考えております。」といふふうに述べられているわけです。検討して出されたのが今度の輸出振興税制だと思うのですが、これは一体どういう観点から今度のよろな改正が行われたのですか。

○細見政府委員 わが国が貿易立国である限り、貿易の重要さというものは基本的には全然変わらないわけであります。そのため、その貿易振興のための税制として、直接輸出を行なつた企業だけに恩典が及ぶというような制度、あるいは非常に輸出ドライプをかけるというような制度というのは、これだけ貿易量も大きくなり、経済的に世界に対する影響が大きくなつておる段階では非難が多くて、それらの制度については考え直さなければならぬこと

本の国が基本的には貿易に依存して生きていかなればならないわけでありますので、企業の体质を強化して国際競争にたてる企業にしていく。それは単に直接輸出を行なつたという企業だけではなくて、すそ野の広いわが国の中小企業を含めました全産業の体质強化のほうにいわば減税の財源を振り向けるというのが第一点でございます。

第二点は、今後日本が経済的に伸びていきます場合に必要な資源というものは、多く発展途上国にこれを求めるなければならぬわけであります。そういう国々に向かいまして、相手にわれわれの輸出品を購入するだけの購買力を与え、同時に、相手の国を産業的に振興いたしまして、日本としては必要な資源を得る。あるいはまた、必要な産業の開発を行ないながら日本のものが買えるようになっていくというようなことで、資源開発のためにいろいろな税制を、なまの輸出振興からそちらのほうへ振りかえていくというようなこと。あるいはさらには、直接の事業といたしまして、今後は相手国の中であつて、産業活動の発展をしていく、その國も栄えさせ自分の國も栄えていくという意味において、後進國あるいは先進國を問わず、国際的に企業が海外に出ていかなければならぬ。そういうことを考えまして、ただ日本から輸出品を輸出していくことだけでなく、相手の国の中に入つて産業を振興しようというような意味で、海外投資関係にそれらの財源が及ぶようになります。そういう形で、いわば海外を相手にした日本の国という形での輸出振興じゃなくて、国際経済の中に組み入れられた日本の経済という形にいたしました。

○佐藤(観)委員 あくまで租税特別措置というのは、税の公平といふことを欠いて一つの政策目標のためにやるわけですね。ですから、それが数字的にそれだけ十分政策目的に合致するかどうか、その点はやっぱり十分追跡しながらやっていかなければいけないのじやないかと思うのです。去年の委員会でも、その点について広瀬委員からこのような質問があるわけです。すなわち、輸出振興税制をもつてある会社は増収やら増益が非常に多いのじやないか、それに対してあなたは、必ずしもはつきり追跡してない、こういうことを言つておるかどうかというのは、一般経済現象としてあります。それで、その辺はいま少し検討いたしません。なお、輸出割り増し償却がわり早い早いテンポで増大いたしますが、そのあとで、この租税特別措置法というのは、ある一つの経済目的のためにやつてあるといふけれども、完全にその経済目的に合つて、その辺はいま少し検討いたしません。特別な印象はいまのところ持つております。」広瀬委員はそのあとで、この租税特別措置法というのが多くなつてきておるという点もござりますので、その辺はいま少し検討いたしません。特別な印象はいまのところ持つております。」広瀬委員はそのあとで、この租税特別措置法といふは、その目的的合理性や政策手段としての有効性の判定を厳格に行ない、既得権化や慢性化を排除するよう努力すべきことはいうまでもないところであるが、」ということまでわざわざついてゐるわけです。その点になると、この輸出振興税制については、どうもあまり、そういう税制を設けたけれども、単なる企業に吸い取られてしまつて、それがいいです。その目的に合致しているといふことが追跡調査されてないのじやないか。それはまさに税調の答申にもあるように、「政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定を厳格に行ない、」といふように、わざわざ税調が答申をしなければいけないような状態になつておるのじやないかと思うのですが、いかがでございますか。

○細見政府委員 まあそういうこともあります
が、しかし、輸出振興税制というのがわが国の輸出の振興に大いに役立つたというのは、個々の企業について見た具体的な判断は別といたしまして、全体として今日のように輸出企業が非常に大きくなり、それがまた国際競争力も十分持つようになったというのは、やはり早い償却によって国際的な技術の立ちおくれに追いついていく、あるいは技術的にさらに進んだということになつたものと、一般論としては言えようかと思います。ただしかし、そういうことにいたしましても、先ほど申し上げましたように甲種輸出貢献企業、乙種輸出貢献企業というような形に、輸出するためにはすべての努力を集中するのだ、あるいは非常にはつきりした形で輸出ドライブをかけておるのだというような制度はいかがなものかというので、甲種貢献企業の割り増し、乙種貢献企業の割り増しというものを廢止し、しかも輸出割合に応じた割増償却というのを輸出割合の八掛けにするというようなことで、かなり直接の輸出を担当する企業のメリットは削りまして、それを、その財源を広く、先ほども申し上げましたように、中小企業を含みまする日本経済全体、すそ野の広い日本経済全体の技術革新のためにという形で、償却率の短縮あるいは特別償却の創設、中小企業その他の特別償却の創設というようなほうに振りかえたので、その意味におきまして私どもは、「輸出割増償却の効果もそれなりに新しい制度のほうへ振りかえていいないわけですね。「証明されないままにおいて、今まで長期間既得権化し、慢性化ってきておるわけであります。」と書いてあるわけです。これは反対討論の中で述べられていることばを引

用したわけですけれども、その辺のところが、政策目標といなながら、具体的にそれだけ減税をいたらこれだけの効果があがっているという追跡検査というものは、ちつともされていないんじゃないのかと思うのです。その辺が、私はわざわざ税調の中でも出てきているんじやないかと思います。

もう一点お伺いしますが、探鉱準備金制度の問題でございますけれども、これは単に三ヵ年間延長するということになつておりますね。これはどういう意味でござりますか。

○細見政府委員 今日の資源問題というの、これが国経済が当面しておる最大の問題の一つであるわけでありますて、そういう意味におきまして、広く海外に日本経済に必要な資源を求めるなければならぬわけですが、そのいわばない手ともなるべき鉱業会社につきまして、その体力をこの段階で弱くするというようなことは適當でない、まさにこれから伸びていかなければならない段階であるので、いろいろ御批判もございましたが、やはりこの際は、資源の確保という要請は、従来にまさることはあっても衰えるわけじやない、むしろ今日の最大の問題であるというような点から延長をお願いしておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 その探鉱準備金の問題でも、去年の委員会で、公明党の二見委員に対する佐藤首相の答弁にも、「また本来から申しまして特別措置というものは特別措置、そういう形のものが幾つもできては、これが税の公平さを欠くおそれもござりますから、これはもうお説のとおりだと思ひます。それぞれ特別な意味を持ち、特殊な目的を持つてゐるものでそういう特別措置がとられております。そういうものをあまりやかましくいつて、いつまでも残すようなことがあつてはならない。これはもうお説のとおりだと私は思います。」といふ點から、その次に、減耗控除制度、いわゆる探鉱準備金の問題でござりますけれども、それについて首相は、「私はいま結論は税調でも一年間ひとつ預かって十分検討するということですかね、もうそれで、その点は二見君も御承知だと思います

○中川政府委員 このは非常に幅の広い意味を持つたものだと私は思います。(「中身がないといふことだ」と呼ぶ者あり) 中身のあります場合もありますし、それが味のあるところじやないかといふふうに思ひます。検討の中には、前向きの検討とか慎重に検討とかいろいろあります。この問題につきましては、政府としてはほんとうに真剣に相当議論をして、御指摘のような検討を十分いたしました。いたしました結果、あと三年程度はひとつ資源開発上残しておこうといふことが出たわけでござりますので、御了承願いたいと思います。

○佐藤観委員 事ほどさよろに、私もわざわざ議事録を読み上げましたように、昨年度やつた問題わずか三点についても、このように全然——私が普通の日本語で考えれば幾らか変わるものじやないかと思つたことがちっとも変わつてないといふことで、やはりこれでは小林法務大臣のことばではありませんけれども、委員会としても検討しても、あるいは質疑をしてもらつとも意味がないのじやないかといふふうに思ひます。たとえば、最後にもう一つだけ、先ほど申しました輸出振興税措置の問題でござりますけれども、福田大蔵大臣は最後に、「一つ一つ外国の状況とともにらみ合わせながら検討していきたい。その中におきまして、輸出の優遇策、これにつきましても、急といふわけにはなかなかいかぬと思ひますが、逐次」ということになりましようが、ひとつよく検討をしていきたい、かようと考えます。」といふふうに述べられているわけです。ところが出てきたものは、検討されたのかされないのか、あるいはここで述べたことが通り一べん答えただけでいいのか。これは私のほうとしても、ただ質問するだけではいかぬと思うのです、国民に対する責任があるから……。だから、あえて昨年度ここでやりました審議についての追跡調査をしたのですが、出てきたものは、皆さんおわかりのように、前向きに検討したのじやなくて、中立的に、あるいは

うしる向きに検討したとしか言いようのない内容
じやないかと私は思うのです。ここについてます
ます冷たいわけですけれども、時間もありません
ので、きょうはこれだけにいたしまして、いわゆ
る租税特別措置法なるものが既得権化してはいけ
ない、あるいはますます数をふやはしてはいけない
と税調なりあるいはこの委員会の附帯決議で述べ
られているにもかかわらず、その反対の方に向に
走っているということを最後に申し述べまして、
私の質問を終わりたいと思います。

○毛利委員長 午後二時三十分から再開すること
とし、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

◆◆◆◆◆

午後一時四十五分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。貝沼次郎君。

○貝沼委員 所得税法並びに租税特別措置法につ
きまして若干の質問をいたします。

初めに今回の所得税の減税につきましてであります
が、たとえばこの減税は大幅なものであると
か、あるいはミニであるとか、あまり意味がある
とかないとかいろいろ議論のあるところであります
が、主税当局といたしましては、この減税につ
いてどういう認識を持つておられるか、お尋ねを
いたします。

○細見政府委員 税制改正は、必要なときには必
然税制改正をするのが本旨であろうと思ひます
で、そういう意味におきまして金額の大小とい
うことではなくて、この際必要な税制改正を行なつ
た、かよううに考えております。

○貝沼委員 必要である、必要でないということ
は非常に意味が広いと思うのでございますけれど
も、現在、物価の上昇並びに自然増収が非常にふ
えておる。こういうようなところから、また国民
一人一人の生計という問題から見ましても、非常
に苦しい生活をやつておる。こういう場合に、は

うしる向きに検討したとしか言いようのない内容じやないかと私は思うのです。ここについてますます冷たいわけですけれども、時間もありませんので、きょうはこれだけにいたしまして、いわゆる租税特別措置法なるものが既得権化してはいけない、あるいはますます数をふやしてはいけないと税調なりあるいはこの委員会の附帯決議で述べられているにもかかわらず、その反対の方に向に走っているということを最後に申し述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

○毛利委員長 午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

たして必要なだけ、国民の要求するだけの減税がなされたのかどうか。この辺について私は非常に疑問だと思いますが、その点もう一度お願いいたします。

○細見政府委員 今回の税制改正によりまして、おしなべて各世帯におきまする負担の軽減割合は一〇%前後になつておるわけであります。その意味におきまして、ある程度の消費者物価の引き上げというか騰貴は避けられないものといたしましても、その騰貴率をかなり上回るものでございまので、国民の生活を圧迫するというようなことではなくて、やはり全体として実質的な負担の軽減

たりまして必要とする国の歳出も年々ふえておることは御案内のとおりでありますて、そういうものを考え、また現在のわが国の所得税の負担の水準を考えれば、決して十分とは申しませんが、一応の負担率を実現するための減税になつておる。確かに四十四年、四五五年は一二%程度になつておりますが、四十二年から四十五年までを平均いたしますと一〇%程度の減税割合になるわけであります。それと、もし自動車重量税を差し引いていわゆる減税分だけで見ますと一一%、所得税とその減税という形で見ます限り一一%くらいになつておるわけでありまして、大体の傾向に沿つておることは御案内のとおりでありますて、そういうものを考え、また現在のわが国の所得税の負担の水準を考えれば、決して十分とは申しませんが、一応の負担率を実現するための減税になつておる。

私どももそういう大臣の考えに沿つて検討を進めたい、かようて思つております。

○旦沼委員　さらに、最近の物価の上昇というものは、今までの各年度の率から見まして急激に上がっております。こういうようなところから考えましても、いままで一〇%程度であるからそれでいいという結論には私はならないと思うのです。巷間の批判等を見ますと、ことしはミニ減税であるというのが圧倒的に多いわけでありますし、さらに減税の方向を強力に進めるように要求をいたします。

次に、サラリーマンの必要経費の問題を整理し

たして必要なだけ、国民の要求するだけの減税がなされたのかどうか。この辺について私は非常に疑問だと思いますが、その点もう一度お願いいたします。

○細見政府委員 今回の税制改正によりまして、おしなべて各世帯におきまする負担の軽減割合は一〇%前後になつておるわけあります。その意味におきまして、ある程度の消費者物価の引き上げというか騰貴は避けられないものといいたしましても、その騰貴率をかなり上回るものでございまして、国民の生活を圧迫するというようなことではなくて、やはり全体として実質的な負担の軽減になる税制の改正であろう、かように思います。

○貝沼委員 この調査室の資料にも載つてゐるのあります。年度ごとに自然増収とそれから減税額を見てみると、たゞいま答弁がありましたように、確かに国税におきましては九・三%、まあ一〇%以内であります。四十五年度は一二・八%、四十四年度が一二・六%というところから比べると、これは非常に少ない率ではないかと私は思うのです。さらに所得税だけではなく、国税と地方税というものをひっくりくるめて考えてみまして、この率といふものは四十六年度が特に低くなつてゐるようと思えるのであります。この点についてはどういふうに評価されますか。

○細見政府委員 確かに四十四年、四十五年の減税は大幅なものでございましたが、これはいわばその当時におきます政府の税制調査会の審議におきまして、日本の所得税制の現段階における一応の望ましい姿として、控除を、たとえば夫婦子三人で百万円程度にするとか、あるいは税率の累進度を、ドイツほどはいきませんが、イギリスなどよりも軽い累進度にするというようなことで、日本の現状において望ましい所得税のあり方として一応描きました姿をそのまま四十五年、四十六年にそつくり実現いたしましたわけであります。その意味で、四十四年、四十五年の所得税の減税幅はわりに大であったわけですが、しかし一方、御承知のように、福祉国家を建設するにあ

たりまして必要とする国の歳出も年々ふえておることは御案内のとおりでありますて、そういうものを考え、また現在のわが国の所得税の負担の水準を考えれば、決して十分とは申しませんが、一応の負担率を実現するための減税になつておる。確かに四十四年、四十五年は一二%程度になつておりますが、四十二年から四十五年までを平均いたしますと一〇%程度の減税割合になるわけであります。それと、もし自動車重量税を差し引いていわゆる減税分だけで見ますと一一%，所得税とその減税という形で見ます限り一~二%くらいになつておるわけでありまして、大体の傾向に沿つたところの減税というようなことが一応言えるのではないか、かよう思つております。ではなからうか、かよう思つております。

○貝沼委員 ただいま四十二年から四十五年までを見ると一〇%くらいという話でありますけれども、これはどうして四十二年からなんですか。

四十一年から計算されたらどうなりますか。

○細見政府委員 四十一年は、御承知のように非常な景気の沈滞ということで、所得税の自然増収額をかなり上回る減税を行なつたわけで、いわば経済政策としての特別な減税であつた、かようには私どもは考えておりまして、負担の調整という考え方方に立つて行なつておる減税としては、四十二年から計算して平均すればいいのではないか、かようと考えております。

○貝沼委員 くどいようですがれども、もう一度。一〇%くらいといつても、四十六年度は九・三%，一%近く低いわけありますが、たとえば来年度は平均が一〇%くらいと見るならば、さらくに減税をする気持ちがあるのかどうか、その辺を伺つておきたいと思います。

○細見政府委員 来年のことにつきましては、せつかく税制調査会の御意見なども承つて、その規模あるいは減税のあり方、内容とどうようなものについては、その答申を待つて検討いたすことであろうと思いますが、先般この委員会におきましても、大臣が引き続き所得税の減税については考えてまいりたいということを申しております。

私どもそういう大臣の考えに沿つて検討を進めたい、かように思っております。

○貝沼委員 さらに、最近の物価の上昇というものは、今までの各年度の率から見まして急激に上がっております。こういうよろなところから考えましても、今まで一〇%程度であるからそれでいいという結論には私はならないと思うのです。志賀の批判等を見ますと、ことしはミニ減税であるというのが圧倒的に多いわけでありますし、さらに減税の方向を強力に進めるようになります。

次に、サラリーマンの必要経費の問題を整理しておきたいと思いますが、現在の所得者と納税者の割合でありますと、昭和四十五年、四十六年の見込みで、給与所得者全体の何%が納税者となっているのか、それから農業所得者全体の何%が納税者になっているのか、それから農業所得者以外の事業者ではどうか、この点をお伺いします。

○細見政府委員 この辺はかなり概算的な推計を入れたものとして御了承願いたいと思いますが、四十五年で推計いたしてみますと、給与所得者は大体所得者の七割四分程度、それから農業所得者の場合でありますとそれが一六%程度、それから農業以外の事業所得者につきましては三二%程度というようなことに一応なっておりますが、この納税者の区分というのは、たびたび申し上げておりますように、農業所得者でありましても、農業を主たる事業としておられる方でありますも、たとえば出かせぎその他のことで給与所得を得ておられる場合には、そちらは給与所得者になる。一方農業所得のほうはそれだけ小さく出てくる。家計として見れば大きいのですが、負担としてはそういう形で出てくる要素がござりますので、これはかなり大胆な推計で、信憑性については相問題がある、かようにおとり願いたいと考えます。

あるのか。それから農業所得者並びに農業以外の事業をやつておる方、それがどれくらいあるのか。

○細見政府委員 紿与所得者の場合が八五%，農業所得者の場合が一・四%，農業以外の事業所得者が六・八%，それからその他所得者と申しまして、給与所得のほかに譲渡所得があつたとかあるいは配当所得などがあつて申告をしておられる方あります。その割合が六・七%，こういうことになっております。

○貝沼委員 以上の数字から、給与所得者の占める割合というのは非常に大きいということははつきりしていると思うのです。さらに、あまりいいことばではありませんが、サラリーマン等からクロヨンであるとかいろいろなことが言わわれているわけであります。農業関係の人から見れば、クロヨンというものは税制の問題ではなく、夜寝る時間のことだといふふうにも言つておるようあります。が、いずれにしても、サラリーマンに関する税制といふものは非常に重大な問題である、こう思ひます。

そこで、現在農家の全国平均一戸当たりの所得でありますけれども、これは四十二年ごろで、もう百二十万円くらい、たしか上回つてゐると思うのです。ところが都市のサラリーマンの世帯の平均といふものは、四十四年ごろでも九万八千円くらいだと聞いておるわけであります。しかもその所得の伸びは、農家のほうが年々都市勤労者家計のそれよりも大きくなつておる、こういうのが國民生活白書の内容であつたわけであります。したがつて、サラリーマンのほうが割り損だという印象が非常に濃厚にあるわけであります。この辺についてはどのようにお考えになりますか。

○細見政府委員 手元に、昭和三十八年と四十四年とをとりまして、その就業者総数の増加の状況上げてみたいと思います。

自営業者つまり農業とか商売とかをやつておられる方であります。この事業主の人員は、三十

八年が九百八十一万人であつたものが四十四年に九百九十三万人、約十二万人増加いたしております。ところが、その間申告所得税の納税者は、い

まのその他といふ系統の人がありますので若干の調整は要ると思ひますが、八十九万人納税者は、いは配当などに入れる人があります。では、この点を差し引かなければならぬことは当然でございますが、いずれにしても就業者の数をかなり上回る形で申告所得税の納税者は、ふえておる。一方雇用者のほうで見てみますと、三十八年に二千五百七十八万人であったものが、四十五年三千百九十九万人、約六百二十一万人ふえておるわけであります。この間の源泉徴収を受けける源泉の納稅義務者の增加は五百十四万人であります。おもしろ雇用者の増加に対し源泉の納稅の増加のほうが低いというような形になっております。確かに申告所得税の課税が一〇〇%

うまくいついてるかどうかについていろいろ議論のあることはよくわかりますが、この数字をごらん願う限り、自営業者の増加を数倍上回る形で申告所得税の納税者はふえてきておる。雇用者のほうは、六百二十一万ふえましたその数字よりも源泉納稅義務者のふえ方は少ない、百万足らず、八十万ほど少ないというような点——もちろんこの数字をそのまま使うわけにはまいりませんが、これらは、その後の所得税の納稅義務者につきましてはだんだんといい方向、負担の公平がはかられる方向に向かつているということを示す一助になるのではないか、かようと思つておられます。そこで、この方向に向かつているということを示す一助になります。

そこです、この所得税法に規定されておるところの「所得」という定義ですね、その所得といふのは日本の税法においてはどういう考え方のものか。現在の日本の税制といふものが何もサラリーマンを目的のかたきにするという税制ではないと私は思ひます。しかしながら不満はサラリーマンの課税の制度そのものの中に不合理、不公平がありますので、これについていまの点の感触を申し上げてみたいと思います。

自営業者つまり農業とか商売とかをやつておられる方であります。この事業主の人員は、三十

主税局長はその点はどのようにお感じですか。○細見政府委員 税制といたしまして、サラリーマンに対する課税のあり方が他の所得者との間のバランスということになりますと、私は日本の税制は、どこに比べて今まで申すことははばかります。が、給与所得者の税制上の扱いとしてはかなり世界でも有数に有利といふか、相対的に手厚く扱われる税制になつておるのではないかと思います。ただ日本におきましてクロヨンとかいろいろな論議が行なわれます過程におきましては、給与所得者の税制が税制として不公平だといふこともあることながら、事業所得者あるいは農業所得者などにつきまして必ずしも一体でないようないいろいろな印象、批判といふようなものがあり、それを必ずしも打ち消していくなかつたといふところにサラリーマンの人たちの不満があり、これはわれわれにいまなお課せられた課説の公平をはかる上での課題であろう、かように考えておられます。

○貝沼委員 私はこの問題を通して、從来税法の審議が行なわれるたびにいろいろ議論が出ておるわけでありますけれども、議論が主税局の方式と野党の方式といつもぶつからないみたいにならうところが感ぜられたわけです。そこで、この議論がやはり一つ議論があるのではないかと思ひます。この点についてはどのようにお考えですか。○貝沼委員 そこでサラリーマンの場合、特に必要経費というものを考へるならば、給与所得控除といふものの中に入るのではないかと思ひます。が、こういう場合に給与所得控除というのは、自主的ではないわけですね。また、自主的でなく、そして天下り的に計算をされておるわけであります。給与所得控除が多い、少ないという議論は從来行なわれておるわけでありますけれども、自主的に計算が認められているかどうか、この辺がやはり一つ議論があるのではないかと思ひます。

○貝沼委員 そこで、この点についてはどのようにお考えですか。

○細見政府委員 紿与所得の経費の見方ににつきまして、大きくあげて二つの行き方があらうかと思ひます。一つは、わりあい低い概算控除の率をきめおきまして、それを上回るような方については場合によつて特別な経費を控除するという行き方があらうと思ひます。しかしその場合でございまますと、その給与所得者の経費であるかないかといふことについていろいろ立証の問題とかあります。金額の當否の問題といふような問題が起つてくるわけであります。そういうふうな給与所得控除といふものを認めておりまして、ヨーロッパにドイツとかフランスとかがあるわけであります。が、これらの国は、午前中にも申し上げましたように十八万円程度の金額であるとか、あるいは收入金額の一〇%程度であるとかいうような、かなり低い金額でございます。そのかわりに特別な仕事の人についてはある程度給与所得控除といふよ

うなものが認められておる。

て、かかつたものはすべて認められる仕組みになつてゐるという、こういう意見のものもかなりあつたのですが、この点についてはいかがであります。

○貝沼委員 事業上の経費がもちろんその典型的でございますが、収支計算というものは、申告納稅制度のもとにおきましては、自主的に自分で正しい計算をしていただきて、その結果出てくる所得を申告をしていただくというのがたてまえでございます。

○貝沼委員 そこでサラリーマンの場合、特に必要経費といふものを考へるならば、給与所得控除といふものの中に入るのではないかと思ひます。が、こういう場合に給与所得控除というのは、自主的ではないわけですね。また、自主的でなく、そして天下り的に計算をされておるわけであります。給与所得控除が多い、少ないという議論は從来行なわれておるわけでありますけれども、自主的に計算が認められているかどうか、この辺がやはり一つ議論があるのではないかと思ひます。

○貝沼委員 そこで、この点についてはどのようにお考えですか。

○細見政府委員 紿与所得の経費の見方ににつきまして、大きくあげて二つの行き方があらうかと思ひます。一つは、わりあい低い概算控除の率をきめおきまして、それを上回るような方については場合によつて特別な経費を控除するという行き方があらうと思ひます。しかしその場合でございまますと、その給与所得者の経費であるかないかといふことについていろいろ立証の問題とかあります。金額の當否の問題といふような問題が起つてくるわけであります。そういうふうな給与所得控除といふものを認めておりまして、ヨーロッパにドイツとかフランスとかがあるわけであります。が、これらの国は、午前中にも申し上げましたように十八万円程度の金額であるとか、あるいは收入金額の一〇%程度であるとかいうような、かなり低い金額でございます。そのかわりに特別な仕事の人についてはある程度給与所得控除といふよ

それでは、そういう経費というようなものはどういうものであるかということについて、実はこれが世の中の人と私どもが一番意見の分かれるところございまして、あるいは洋服が必要経費であるとかあるいはくつが必要経費であるとかいふような議論が非常に多いわけですが、日本のことを探し上げるよりも、外国の例でそういうものについてどう観念しておるかと申しますと、たとえば制服のようなもの、洋服でござりますと制服です、その制服もおまわりさんの制服とかあるいは消防夫の制服、これが必要経費になる制服でございまして、非常におもしろい例で申し上げれば、たとえば軍人の制服といふようなものは、自分が買ったいたしましてもこれは必要経費にはならない。なぜならないかと申しますと、軍人の服であれば、それを着て宴会にも行けらるしあるいは儀式にも出られる。したがつて一般の洋服と違わない、そういうものは必要経費にならない。そういうきびしい社会的な、給与所得者の経費についてのルールがあるのですけれども、日本におきましてもそういう考え方方がございましょうが、いま世間でいわれておりますのは、洋服はサラリーマンの必要経費だ、くつはサラリーマンの必要経費だというようなことで、あたかも商売をやっておられる人は洋服は着なくていい、くつははかなくてもいいというような議論がわりあい多いわけでありまして、その辺の議論のこんがらがり、混乱というようなものについては私どものPRと申しますか説明の不足ございますが、その辺についてやつぱり世間の方々にも、何がサラリーマンの必要経費かということについてもう少し考え方が共通になってくる必要があるのではないかどうかというふうに考えておるわけでございます。

の場合は自分で計算するということはできないわけですね。その辺が実に問題なんです。何とかそれを考へる方法はないかということでありますが、税法上で給与所得控除を設けた根拠ですね、これはいろいろ答申等を読みますと、四種類ぐらいの意味があるようであります。主税局長はどういうふうに受け取られておるのか、その点をお願いいたします。

○細見政府委員 基本的には、給与所得者の給与所得を得るために経費、それを概算的に控除するということであろうかと思いますが、そのほかに、たとえば前払いになつておる分の利子を見るとか、それから給与所得者の場合はおおむねつづめ人である、つまり地位がふだん不確定である、あるいは健康によって収入を得られなくなるというような不確定さというものを考慮して給与所得控除というのを概算的に設けておる、こういうことになるらうかと思ひます。

○星沼委員 実に簡単な答弁でありますけれども、結局この答申でうたつてあることが、現在の給与所得控除というもので満足しておるのかどうかということですが、この点はどういう解釈でしようか。

たとえば給与所得控除の割合といふもので見てまいりますと、年間の収入金額が五十万円の人であれば四〇・八%，あるいは八十万円の方であれば二十六万四千円で三三%，あるいは百万円の方であれば三十万四千円で三〇・四%，このようになりますので、むしろ給与所得者と事業所得者との間に給与所得控除のあり方について問題があるのではないかというような御議論をいたくなつておりますので、むしろ給与所得者と事業所得者との間に給与所得控除のあり方について問題があるのではないかというような御議論をいたくだくぐらいになつておるわけでありますし、また一方、青色申告者その他の事業所得者が、自分たちの所得の中にも給与部分がある、勤労性部分があるのだから、その部分について勤労所得控除といふか一種の控除率を設けるべきだというような議論があるところから見れば、私は、給与所得控除のあり方としてはかなり高いところまで来てお

る、こう考えていいのではないかと思います。

○貝沼委員 途中飛ばしますが、結局この必要経費という部分もこの中に意味としては入っているわけであります。自主計算、自主申告といふことを幾らか認めるような方向に将来考へる気持ちはないかどうか、この辺はいかがですか。

○細見政府委員 長期の方向といつたしましては、すべての人にについて自分の経費は自分で計算できるようにするのが税制としては望ましいことであるうと思います。ただその場合の執行の難易、具体的に課税の公平がはかれるかどうかというようなこととの総合的なにらみ合わせを要らうかと思いますが、方向として、特別な給与所得者について、この給与所得控除を上回る経費がある場合に何らかの控除の道が開かれていくといふことは、方向としてはその方向にあろうかと思います。それを説明していただきたい。

○細見政府委員 先ほど外国の税法の話が非常に大きっぱにありました。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス各国におきまして、この給与所得控除というものはどういうふうになつてゐるのか、それについてお聞きたい。

○貝沼委員 アメリカから申し上げてまいりますと、アメリカには給与所得控除というものはございません。アメリカの特殊な事情をいたしまして、連邦税にあたつては州税を控除するとかいふような考え方にして、概算控除といふ制度を置いております。イギリスにおきましては、給与所得者につきまして若干の軽減税率を設けております。それから西ドイツにつきましては、概算控除額として千百四十マルク、十八万ばかりと申し上げておきましたが、現実には十七万ぐらいになるわけでございます。それからフランスが概算控除一〇%というのを設けております。ただフランスにおきましては給与所得控除と申しまして、さらには概算控除のほかに二〇%の引き方をいたしておりますのがございますが、この点につきましては、フランスの場合には明らかに税務執行の問題があつて、給与所得者が他の所得者に比較して把握度が

強いというようなことで、いわゆる把握控除というような考え方方が入っておるようあります。しかしその点については、フランスの税務行政を確立して、こうした不名誉な控除は除くべきだということを大蔵大臣が申しておるわけでありますので、これはやがて消えていくものではないか、かように思つております。イタリアにつきましては、職業上の経費として給与の二〇%程度を控除して、最高限度が三十六万リラでござりますから、十八万ぐらいの感じにならうかと思いますが、そういう控除を設けておる。

それで繰り返して申し上げますと、アメリカ、イギリスというようなところは、比較的所得の種類といふものについて厳格な経費の見方をしておるというか、差別して給与所得者にだけ甘いというような考え方をしておりませんし、なおイギリスの場合の給与所得控除的な考え方というのは、きのうもちょっと申し上げましたが、いわゆるサラリーマンというのではなくて、事業所得者等も含めますいわゆる自分の労働が加わった所得というような考え方になっておるわけでございます。

○貝沼委員 各国の税法を見ましても、たとえば概算控除とかいろいろあるわけありますが、やはりその国その国が非常に苦心をして、何とかして公平な税制になるようにという結果であると思うのです。そこでこの必要経費の問題、たとえば給与所得控除というものを二つの部分に分けて、そしてその一方に自主計算あるいは自主申告をするというふうな、こういうような考え方があつても決してふしきではないと私は思うわけあります。特にこの必要経費を除いたあとが所得という考え方でありますから、この給与所得控除だけを例外にする必要はないのではないかという気がしますが、この点どのようにお考えでしようか。

○細見政府委員 給与所得者多数の人についてめいめい違った形で経費とかあるいはコストとかいうものがあるわけでありまして、それを平均化してするということ是非常にむずかしい。そこで結果的に概算控除というようなことで、人それぞれ

の個別事情を捨象した平均化したものが必要しも全体の平均というわけにもいかない面も考えまして、概算的な控除ということにいたしております。て、その計算というのは現実的に計量化するというのは非常にむずかしいのではなかろうか。せつかくの御意見でございますから検討はいたしますが、非常にむずかしい。御了解願いたいと思います。

○見沼委員 次に、妻の配偶者控除の問題でございますが、今日は所得限度が十万から十五万に改正をされた。そこで、今までパートタイムあるいは内職をした場合、非常に議論があつたわけであります。ところが現在はこのパートタイム並びに内職の単価というものがずいぶん値上がりをしておるわけであります。そこで、この十五万にしたその根本の資料は、やはりそういうようなパートタイム一あたりの単価というものも計算に入れておりますが、主税局長は、現在たとえば東京でパートタイム一時間どれくらいの報酬になつているかといいますか。

○細見政府委員 いろいろな統計がございますが、たとえば労働省の労働基準局調査による「家内労働概況調査結果報告」というようなもの

の、あるいは東京都労働局の調査によりまする「東京都におけるパートタイム雇用の実態調査結果」というようなものが手元でございます。たとえば前者の労働省労働基準局の調べのものによりますと、これは四十四年でございますからその後かなり大幅な引き上げが行なわれておるうと思いますが、女の平均月収額は、年額にいたしまして十四万円くらいになつておる。これは四十四年でございますと、一時間当たり百四十円から百六十円くらいのところに一番密度が多くて、その辺が五割程度の構成比になつております。それで百五十円をかりに平均的なものといたしますと、六時間の労働といたしまして年間二十六万円くらいの収入にならうと思ひます。ちなみに今回の中の改正を收入金額に換算いたしますと、約三十二万になる

わけでございます。十分こうした平均的な家内労働はカバーいたしておると考えております。

○見沼委員 それは四十四年のデータですね。ことは四十六年です。そこで二、三職安に当たつて聞いてみますと、現在東京で一番安いところは足立区であります。ここで大体一時間百八十円ないしは二百円であります。経理を担当するほうはもっと高くて、二百円ないし二百五十円です。これは東京の都内で一番安い区です。ところが高いところは中央区で、これはもうずいぶん差があるわけであります。そういうところからだいまの局長の計算方式で計算をしてまいりますと、これは六時間といふうにやつても、さつと計算して三十三万六千円。これは二百円と計算してですね。ところが実際は六時間というのではありません。聞いてみると、最低六時間半ないしは七時間、八時間などというのもあります。こういう実態から考えてみると、私はこの十五万ということは必ずしも時限がなかった数字ではないか、これは非常に甘いのではないか、こういうふうな感じがするわけであります。この点はいかがでしようか。

○細見政府委員 御承知のように、奥さんの内職

の収入でございますと、いまの三十二万足らずの金額が非課税になりました上に、いわば妻の配偶者控除を受けるわけでございます。そうするとその金額が、夫との所得を合算して考える限り、控除になる、非課税になるわけであります。ところが独身の給与所得者の課税最低限は御承知のようになりますと、これを上回るという制度になりますが、女は四十四年でござりますと、これは四十四年でございますからその後かなり大きな問題でございます。税率をいまのままにしておいていいかどうか、そういう改正がどういふう所得階層にどういふうに影響するかというような問題、それを含めまして慎重に検討はいたしましたが、それがなればなるが、しかし世の中の大勢として、夫婦は一体として課税するのが人情になつておる、国民感情にかなつておるんだというような御意見もだんだん強くなつてきておりますので、今後の税制改正の一つの大きな項目として今後検討してまいらなければならぬ、かように思つております。

○見沼委員 何も少ないところを基準にする必要

は私ではないと思うのです。だからこういうような、最近すいぶん問題になつておる妻の座といふようなことからも、これは非常に甘いといいう数字も出るわけであります。やはり独身者の場合

だけ、それはよく調査をしてみればいろいろな問題があると思うのです。したがつて、独身者を基準にするのではなく、やはりもつとほかの面からも考えて、そうして減税というものはしていかなければならぬのではないかと思うのです。こ

とに今回は、先ほども言いましたように、物価の上昇があり激しいために、単なる百分率であります。それで、これは配偶者控除との関係が非常に密接な

關係であります。この配偶者控除との関連はどういうふうにして各國ともやつておられるのか、そ

の点について説明を願いたいと思います。

○細見政府委員 アメリカは、御承知のように選択によりまして、夫婦合算二分二乗課税というこ

とになつております。控除につきましては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除を問わず一律に六百ドルということになつておるわけであります。イギリスにおきましても、夫婦の所得は合算して課

税いたしておりまして、その場合に基礎控除額は、一人の場合でありますと三百二十五ポンドのものが、夫婦になりますと四百六十五ポンド、必ずしも倍でなく、ちょっと少ない金額になつておるわけであります。そういう控除を設けてお

るわけであります。西ドイツにおきましては、選択によりまして、これも二分二乗課税になつてお

ります。それからフランスにおきましてはさらに徹底いたしまして、これも二分二乗課税になつてお

ります。それでも未成年の子女ですが、未成年の子女を含めまして、家族数に応じてN分いたしまし

て、それをN乗するというような家族合算課税と

養親族のすべてを含めまして——扶養親族と申しましても未成年の子女であります

すが、夫婦合算いたしておる

が、それを含めまして慎重に検討はいたしましたが、それをN乗するというような家族合算課税と

いうような形になつております。そのほかの、ス

ウェーデンというような国も夫婦合算いたしてお

りますが、日本と同じような制度をとつておりますのはカナダがあるようでございます。

○見沼委員 配偶者控除との関係はどうですか。

○細見政府委員 アメリカは六百ドルと申し上げました

ましたが、その後値上がりいたしておりまして、六百五十ドル。五十ドル上がつておつたのを失念

いたしまして申しわけございません。全体が六百

五十ドルということになつております。イギリス

○島田委員 いまの説明からもわかりますようになりますが、各国とも二分二乗方式をとっておるところがかなりあるわけですね。英國でも一定のしんしゃのものと所得合算方式がとられておるわけであります。どうして我が国だけがこれができないのかということですね。そのできないという理由は、おそらく民法の関係という答えが返ってくるのではないかと思いますが、そのほかに何があるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○細見政府委員 これは沿革的なことでございまして、N分N乗課税というようなことも国際的には行なわれておるくらいであります。必ずしも

民法と直接つながらなければならぬということではないと思いますが、さらにでき得べくんばそういう形で、民法が夫婦共有財産制というようなものになつておれば、所得税というものがそのまま実感として夫婦間の財産の分割というか、共有になるということになりますが、民法を離れて二分二乗いたします場合には、税金の計算のしかたという形にならうかと思います。その結果残つた財産は、現在の民法を前提とします限り、やはり譲得者名義人主義ということで、夫がかせいだものであれば夫の財産になる。そこは必ずしも、二分二乗になったから半分が妻の財産になつたという形にならない。ただ税の上では二分二乗はできる、そういうことにならうかと思います。

方式は有力な方向だと思うわけですが、今までできなかつたというのはどういう理由によるわけですか。

○細見政府委員 むしろ配偶者控除を基礎控除と同額にいたしますのにも年月がかかつたといふわけでもございまして、またその後におきましても、所得税の基本的な税率を低くして所得税負担の軽減、合理化をはかつてきました。その間におきましてあるいは外国よりもさらに徹底いたしておつて、日本は夫のものは妻のものということになつておつて、二分二乗といふようなことも要らない。全体としておやじの所得税が安くなければ、それは自分の所得税も安くなつたんだと、こういふうに観念願つておつたのではなかろうか。これは憶測でございますが、そういうふうに思います。

○貝沼委員 しかしながら、新憲法のもとに、日本の国民一人一人といふものが、もういま大体日本の中堅といふのは戦後の人になつておるわけであります。そういうようなところからも、これはやはり二分二乗方式といふものは早急に実現する必要があるのではないか、こういうふうに私は考えます。

それから次に、いつも平行線をたどつてぶつからないのが課税最低限の問題であります。この課税最低限ということを税法上どういう観点から定めたらよいのかという問題であります。

まず、その課税最低限の高さという問題につきまして、どういうふうにこれをきめるのがよろしいのか。現在大蔵省はどういうきめ方をしておられるのか。その点について伺つておきたいと思います。

○細見政府委員 直接税、なんんぞく所得税が累進的であるということは望ましいわけでもございません。その累進的である所得税の累進度は、できるだけ担税能力に応じたものであるのが望ましい。そういう意味におきまして、ある程度ならかな累進税率、ある段階から急に所得税負担がかかるべく小さな負担からだんだん大きくなしていくというふうにするの

がいいわけあります。その場合に、もし税率が
でいたしますとすれば、一%とか二%とかいう
税率を設けましたりいたしましても、ある程度以
下を免税点にし、あの程度以上から所得税をかけ
るということになりますと、たとえば百万とい
うところに線を置きまして、百万までは免税、百
万から課税ということになりますと、たとえば
〇%の税率ということになりますと、百十万にな
れば十一万円税金が、免税点でありますればか
れども、そこらが基礎控除というものを置くことによ
りましてその十万円に一〇%，一万円という税率で
課税の始まりが行なわれるというわけで、最もな
だらかに税負担が進行する。しかもどの辺の階層に
から税負担を求めるかということについても、い
まの基礎控除という形で比較的、いろいろな配慮
をしながらいわば課税の限界というものが定めら
れておる。そういう意味で基礎控除とその他の諸
控除を置いておるわけです。

しくない思想だということをもぎます。しかし、でき得べくんば最低生活費にはかからないようにしていこうということで考えておりまして、現在の日本の課税最低限というものは外国に比べましても、しかも外國の一人当たりの所得が相対的に高いことを考えますと、かなり高い水準まできておつて、所得税の負担のあり方としては諸外国に比べて特に問題があるということではないだらう。ただ、物価も上がり所得も上がる国柄でござりますので、それぞれのときに必要な見直しをしておる、こういうわけでござります。

○ 沢沼委員 確認であります。最低生活費には食い込まない、これが大原則でありますね。

○ 細見政府委員 最低生活費に食い込まないのが望ましいというわけでありまして、もしこういう場合を御想定願つたといたしますと、たとえば所得税だけで何が何でも國をまかなつていかなければならぬといふときであれば、たとえ最低生活費であつても國のために出していただくといふこともあるいは必要であろうかと思ひます。いま所得税がそうなつておるというわけではございませんが、税制といふものはそういうものであろうかと思います。

○ 沢沼委員 要するに、課税最低限を議論する一つのエレメントとして最低生活費というものが大きなウエートを占めてくる、これはそれでよろしいわけですね。

それから、そういう考え方からだと思うのですけれども、たとえば最低生活費というものをどうして算定しておるのかということですね。これは総理府の家計調査であるとか、あるいは有名なマーケットバスケット方式とかエンゲル係数だとか、いろいろやつておるのではないかと思うのですけれども、最低生活費というものをどうして算定されるのか。実際使つたからそれしか金がないといふこともできませんし、金があれば使うけれどもなければ使うこともできないので、ただ使つただけでは生活費というのものもわからないし、この辺は大蔵省としてはどういうふうにとら

語で区別している。ただ鉱種の区別についての所管は明確にされてございます。

○貝沼委員 俗語だと言いますけれども、これはいま法律の話をしておるわけあります。そこで法律の中に非鉄金属と一応考える以上、何を対象にしているのか、これははつきりしないと私はおかしいと思うのです。

○細見政府委員 非鉄金属鉱物で、どるとかなんとかいったようなものは除かれまして、ただしウランを含むことを考えております。

○貝沼委員 ウランはウランというふうに書いてあるのです。非鉄金属、ウラン、それから木材とか、こういうふうに説明はしてあるのですが、その非鉄金属の内容を聞いておるわけです。

○細見政府委員 法律では「石油、金属鉱物その他政令で定める資源」ということばにいたしております。その内容は、鉄、非鉄金属を含むとい

うわけであります。したがつて、この非鉄金属と考えておるのは銅、鉛、亜鉛といったものが主でございまして、そのほか産業上の事由により必要になった非鉄金属というようなものが出でま

りますれば、その段階で追加を考えていきた

い、こう考えるわけでございます。

○貝沼委員 それで通産省よろしいですか。私はちょっとおかしいと思う。鉛、亜鉛というののはおそらく中心ではないかと思うのです。中心になつておるのは銅とかアルミ、ニッケル、あるいはその他もあるでしょうが、大体これらが中心になるのではないか、私はそういう気持ちがするの

ですけれども、通産省はいかがですか。

○佐藤説明員 特に海外開発におきます重点といたしまして、われわれがいわゆるベースメタルと申しまして、国民生活上非常に重要な鉱物として申しますのは銅、鉛、亜鉛、次いでニッケル等のレアメタル、それに鉄鉱石等でござります。税制とは若干離れますけれども、一方通産省の助成の対象の鉱種といたしまして、金属鉱物探鉱促進事業団で海外開発の助成の対象といたしております鉱物は銅、鉛、亜鉛、最近ニッケル、そ

れにウランが追加されておりまして、そういうものが一応限定的に助成の対象になつておる現状でございます。

○佐藤説明員 ボーキサイトはただいま、来年度の対象として審議をやつております。予算の中に入っております。現状の四十五年度ではボーキ

サイトは入っておりませんで、四十六年度の予算として一応案としてはいま国会に上程中でござい

ます。

○貝沼委員 どうも納得いかないのですけれども……。それでは、非鉄金属の中で海外依存をしておるものですね、たとえば銅、鉛、亜鉛、アルミニウム、鉄鉱石、原料炭、石油あるいはウラ

ン、これらの依存度というのはどれくらいありますか。

○佐藤説明員 まず銅から申し上げますと、現状におきましては大体国内鉱の占める比率が一五%でございまして、残り八五%が輸入地金も含めた海外に対する依存度になつておるわけございま

す。それから鉛でございますが、鉛につきましては国内鉱の占める比率が——いま申し上げますのは四十四年度の実績でございますが、全体一〇〇

といたしますと二八・六%でございます。それから亜鉛につきましては、やはり四十四年で三五・六%でございます。それからニッケルとかウランについてはほとんど海外に依存しているというこ

とでございます。

○貝沼委員 今度のこの法律の出てきた意味も私はちょっとともう一回聞いておく必要があると思うのですけれども、今回たとえば原油の問題で日本は必ずいぶんひどい目にあつたわけであります。

○細見政府委員 基本的に、わが国が資源を海外に求めて日本の経済をささえていかなければならぬということは御案内のとおりでありまして、

一方、この税制を考えますにあたつて、貿易との関係で申し上げますれば、従来の税制と申しますのはどちらかといえば輸出に貢献のあつた企業そのものを重視していく、これに対してもメリットを与えていくというような税制でありましたが、しかしこれだけ日本経済も大きくなり、また国際協調が要請される段階におきましては、こうした一方において日本経済に必要な資源を開拓し、同時に相手国に対してもそこの産業なり地域の開拓、そういうことによりまして外貨を獲得して日本の輸出品も買えるような形にする。相互に相手も榮えこちらも榮えるというようなことにするのが榮えます。

関係で申し上げますれば、従来の税制と申しますのはどちらかといえば輸出に貢献のあつた企業そのものを重視していく、これに対してもメリットを与えていくというような税制でありましたが、しかしこれだけ日本経済も大きくなり、また国際協調が要請される段階におきましては、こうした一方において日本経済に必要な資源を開拓し、同時に相手国に対してもそこの産業なり地域の開拓、そういうことによりまして外貨を獲得して日本の輸出品も買えるような形にする。相互に相手も榮えこちらも榮えるというような形にする。相互に相手も榮えます。

○佐藤説明員 それはそれでけつこうなんですけれども、内容というものをはつきりした上で、たとえば非鉄金属というのはこれとこれとこれなんだとか、あるいは海外依存度というのはこれくらいであるからそれを開拓するために必要なんだとか、そういうことははつきりしておく必要があると思うのです。それできょうは通産省の方に聞いておるわけですが、たとえば先ほどの数字からいいましても、鉛とか亜鉛というものは海外依然度はごく少ないわけですね。それに比べて銅とかアルミ、ニッケルあるいはウランというものは非常に高い。そういう海外依然度といふところから見れば、私はむしろ銅、アルミ、ニッケルとかあるいはウランとか、こういうようなものがいまところとりあえず対象となつて、そうしてまた時に応じてこういうものも考えていくとか、そういう

邊がぼくとして、はつきりしないわけですね。そういう、ただ非鉄金属というふうな名前だけだと私は非常に疑問がある。というのは、先ほどから話があるように、非鉄金属というのは非常に多い。であるならば、なぜ今までこれが入つていて、なぜ全部入れなければならないのか。入れたらなぜ全部入れなければならないのか。この辺が

ちょうど理解に苦しむ点なんです。だから、今まで非鉄金属がないわけじゃないですから、これまであるのですから、それが今まで入つていてないのを、主税局長のおっしゃるように卓見をもつて資源開拓としたのは私はけつこうだと思いますけれども、その中にもやはり注目すべきものはあるというのがほんとうではないか。こういうわけではありません。

○佐藤説明員 それはそれでけつこうなんですけれども、内容というものをはつきりした上で、たとえば非鉄金属というのはこれとこれとこれなんだとか、あるいは海外依存度といふのはこれくらいであるからそれを開拓するために必要なんだとか、そういうことははつきりしておく必要がある

と思います。それできょうは通産省の方に聞いておるわけですが、たとえば先ほどの数字からいいましても、鉛とか亜鉛というものは海外依然度はごく少ないわけですね。それに比べて銅とかアルミ、ニッケルあるいはウランといふのは非常に高い。そういう海外依然度といふところから見れば、私はむしろ銅、アルミ、ニッケルとかあるいはウランとか、こういうようなものがいまところとりあえず対象となつて、そうしてまた時に応じてこういうものも考えていくとか、そういう

邊がぼくとして、はつきりしないわけですね。そういう、ただ非鉄金属といふ名前だけだと私は非常に疑問がある。というのは、先ほどから話があるように、非鉄金属というのは非常に多い。であるならば、なぜ今までこれが入つていて、なぜ全部入れなければならないのか。入れたらなぜ全部入れなければならないのか。この辺が

ちょうど理解に苦しむ点なんです。だから、今まであるのですから、それが今まで入つていてないのを、主税局長のおっしゃるように卓見をもつて資源開拓としたのは私はけつこうだと思いますけれども、その中にもやはり注目すべきものはあるというのがほんとうではないか。こういうわけ

ではありません。

○細見政府委員 税法のほうには、御案内のように「石油、金属鉱物その他政令で定める資源の探鉱又は開拓を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することによるものとして政令で定めるもの」ということで、いまの非鉄金属といふような字句も直接は出ておらないわけであります。

○佐藤説明員 それはそれでけつこうなんですけれども、内容というものをはつきりした上で、たとえば非鉄金属というのはこれとこれとこれなんだとか、あるいは海外依存度といふのはこれくらいであるからそれを開拓するために必要なんだとか、そういうことははつきりしておく必要がある

と思います。それできょうは通産省の方に聞いておるわけですが、たとえば先ほどの数字からいいましても、鉛とか亜鉛といふのは海外依然度はごく少ないわけですね。それに比べて銅とかアルミ、ニッケルあるいはウランといふのは非常に高い。そういう海外依然度といふところから見れば、私はむしろ銅、アルミ、ニッケルとかあるいはウランとか、こういうようなものがいまところとりあえず対象となつて、そうしてまた時に応じてこういうものも考えていくとか、そういう

邊がぼくとして、はつきりしないわけですね。そういう、ただ非鉄金属といふ名前だけだと私は非常に疑問がある。というのは、先ほどから話があるように、非鉄金属というのは非常に多い。であるならば、なぜ今までこれが入つていて、なぜ全部入れなければならないのか。入れたらなぜ全部入れなければならないのか。この辺が

ちょうど理解に苦しむ点なんです。だから、今まであるのですから、それが今まで入つていてないのを、主税局長のおっしゃるように卓見をもつて資源開拓としたのは私はけつこうだと思いますけれども、その中にもやはり注目すべきものはあるというのがほんとうではないか。こういうわけ

ではありません。

○細見政府委員 税法のほうには、御案内のように「石油、金属鉱物その他政令で定める資源の探

鉱又は開拓を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することによるものとして政令で定めるもの」ということで、いまの非鉄金属といふような字句も直接は出ておらないわけであります。

○佐藤説明員 それはそれでけつこうなんですけれども、内容というものをはつきりした上で、たとえば非鉄金属というのはこれとこれとこれなんだとか、あるいは海外依存度といふのはこれくらいであるからそれを開拓するために必要なんだとか、そういうことははつきりておく必要がある

と思います。それできょうは通産省の方に聞いておるわけですが、たとえば先ほどの数字からいいましても、鉛とか亜鉛といふのは海外依然度はごく少ないわけですね。それに比べて銅とかアルミ、ニッケルあるいはウランといふのは非常に高い。そういう海外依然度といふところから見れば、私はむしろ銅、アルミ、ニッケルとかあるいはウランとか、こういうようなものがいまところとりあえず対象となつて、そうしてまた時に応じてこういうものも考えていくとか、そういう

邊がぼくとして、はつきりしないわけですね。そういう、ただ非鉄金属といふ名前だけだと私は非常に疑問がある。というのは、先ほどから話があるように、非鉄金属というのは非常に多い。であるならば、なぜ今までこれが入つていて、なぜ全部入れなければならないのか。入れたらなぜ全部入れなければならないのか。この辺が

分尊重して政令で定めてまいりたい、かように考へておるわけでござります。

○貝沼委員 公害だからよその国でいいということがでないのです。これは私はまずいと思うのです。日本の国で公害があるからまずいというのではありません。よその国でもまずいのですから、そういうことは国際信義上非常によくないと思うのです。

さらに、資源の中でも特にエネルギー資源、これが非常に重大な問題だと思います。ことに今回の原油の問題で、日本を滅ぼすには武器は要らない、要するに原油をとめたら日本は滅んでしまうのだ、こういうふうに言つた人もおりますが、非常に大事な問題であるにもかかわらず、いまごろ自主開発ということを一生懸命叫んでおられます。しかししながら、どつちかといえばおさきに失したという感じがするわけであります。

そこで今後の問題としては、原油だってこれは限度があるわけでありますから、どうしてもエネルギー資源は原子力エネルギーに私は変わらなければならぬと思うのです。そういう観点からも資源という名前が出ているのだと思いますが、原子力エネルギーの原子燃料ですね、この原子燃料は現在のところウランであります。ところが先ほどの話のように、ウラン鉱はほとんど一〇〇%海外依存である、こういうふうになりますと、また原油の二の舞いを私は踏むのではないかと実は心配をするわけであります。そこで、原油の開発もさることながら、原油自主開発をこれからするといいますが、これからある程度概査をし、そうしてそこに井戸なら井戸を掘る。その井戸一本を掘ることにも相当のお金がかかるし、また一年以上も月日はかかる。そうしてその当たる率といふのは大体一二三%という率でありますから、ほんとうに五年後に、日本の原油需要量が二倍になつても、自主開発がはたして間に合ひかどうかといふことは非常に疑問です。こういうようなところから原子エネルギーといふものがその二の舞いを踏んではならないと思うので、私はいまから自主開発なり何らかの方法といふものがあつてしかるべき

きだ、こういうふうに思うわけであります。この点はどのように進んでおりますか。

○佐藤説明員 先生御指摘のとおり、わが国にお通産省の総合エネルギー調査会におきまして六十年度までの想定をやつておりますけれども、その需要バランスからいきましても、当面五十年度におけるまでは、電力九社のアメリカ、カナダのウランの鉱山会社からの買い付けによりまして一応の見通しは立っておりますけれども、さらにそれ以降の年度につきましては、まだ確たる手当てが済んでおりません。

そういう状況でございますけれども、しからばわが国の海外ウラン探鉱に対しても現状であるかということをちょっと御説明申し上げますと、いま先生のおっしゃいましたように、動燃が中心になりまして国内探査を進めておりますけれども、その資源量はきわめて乏しいものでございまして、その大半を海外にいま依存せざるを得ないという実情にござります。海外に対する資源の探鉱は、民間企業によりますところの探鉱活動は四十一年以降でございまして、そのほとんどがアメリカ、カナダの外資との共同探鉱を現在実施中でございます。ただ残念ながら、いままだその共同探鉱による成果に基づく開発への移行という段階までは至っておりません。しかしながらまた最近、実は昨年の五月にフランスと、それからアフリカのニジェルという国がございますが、それと日本との三者で共同探鉱の会社を設立いたしました。そして、この探鉱を現在実施中でございます。四十一年以降実施いたしております民間企業の探鉱活動の中では、このニジェルのプロジェクトが最も有望であろう。その後のボーリングの結果についても非常に有望な成果を得ておりますので、われわれもそこに期待いたしておるわけでござりますが、そのほかの合計で、いまのニジェルのプロジェクトを含めまして四十一年以降八プロジェクトのトをずっと手がけております。

一方、これは政府関係機関として動燃事業団が

みずから手によりまして探査活動を現在継続いたしておりまして、主体はやはりカナダ、アメリカでございますが、最近はオーストラリアあるいはアフリカ等につきましても探鉱活動を相当進めています。予算の面からいいまして、も、四十五年度五千万円の予算が来年度約八千万円の予算を計上させていただきまして、世界的

の探鉱活動を進めております。

ただ、何といましても、いま油の問題と関連いたしまして、今後のエネルギー事情は非常に険しい問題になってきておりまして、はたしていまのような体制でウラン探鉱活動が十分にいけるのかどうかということは確かに問題でございます。では、実は総合エネルギー調査会の原子力部会の中に昨年の初めからワーキンググループをつくりまして、全般的な供給体制の問題につきましてただいま作業を続行いたしております。その辺の成果を得つつ、新たな政策をその辺から考えていくというふうに通産省としては考えておるわけでございます。

○貝沼委員 まあ非常に心配な話ですね。それで、経済企画庁の新経済社会発展計画によりますと、昭和五十年度においては原子エネルギーの需要というものが二・二%ということになりますね。私はこれは間に合うかどうか、非常にふしきだと思いますね。昭和五十年度においてそれだけ、はたしてできるのか。いまのお話でも海外のほうもだいぶきびしいようありますね。が、現在の開発——まだ探鉱ですかね。探鉱は、まだ探鉱でありますけれども、探鉱をつくり出して、それを濃縮するわけですね。濃縮をしてイエローケーキをつくる。その場合に濃縮工場というのが実は問題になるわけです。この濃縮工場が外国にあるものによってイエローケーキをつくって日本が購入するのか。それとも日本がこの工場をつくってイエローケーキをつくるのか。これは大きな問題があると思うのですが、それが手にできるまで大体何年ぐらいかかりますか。

○佐藤説明員 わが国のウランの供給は、一応動燃は探鉱活動にとどめて、成功の暁には民間が開発するということに一応たてまえはなつております。現在やつております八プロジェクトの中でこれが、そのほかの合計で、いまのニジェルのプロジェクトを含めまして四十一年以降八プロジェクトの可能性のござりますのは、実はニジェルのプロジェクトが一番有望でございますが、これはまだボーリングを実施中でございますので、確たる見

通しは得おりませんけれども、大体いまから二十六ヵ月間探鉱活動をやりまして、それから五十二年度以降営業をやりまして、大体最終年度で二〇〇〇の形で年間千九百五十トンの供給を期待しておるということでございます。

○貝沼委員 酸化ウランとして出てくるのは五十二年ですね。

○佐藤説明員 五十二年以降営業ということになつております。

○貝沼委員 そうするとこれはちょっと間に合いませんですね。まず五十年には少なくとも間に合いませんですね。まず五十年には少なくとも間に合はない。そして二・二%というのもちょっと問題があるし、これはどこからおそらく買うことになると想うですね。購入ですね。その場合にはどこの国から買うのかという問題が一つあります。それから、はたして日本が必要なほど相手国がそれを売つてくれるかどうか。この問題が一つあると思うのです。

それから、もう時間が来たというあればこれからまとめて言いますけれども、いま言ったように、相手が売つてくれるかどうか。それから日本の国との国との感情の問題ですね。さらに、このウラン鉱を掘り出して、それを濃縮するわけですね。濃縮をしてイエローケーキをつくる。その場合に濃縮工場というのが実は問題になるわけです。この濃縮工場が外国にあるものによってイエローケーキをつくって日本が購入するのか。それとも日本がこの工場をつくってイエローケーキをつくるのか。これは大きな問題があると思うのですが、それが手にできるまで大体何年ぐらいかかるらしいと言つたらこれは問題になります。この欠点がございます。それから今度は、日本でもしもそういう濃縮工場というものをつくるといったしますと、これは核兵器につながつくなつた世論がありますので、そうすると、軍事大国日本とかいろいろ言われるのでは、これは世論として非常にむずかしいと思います。こういうようなところから通産省としてははどういうふうにこれを進

めようとされるのか。そことのところがはつきりと、これからこういう方向で原子力エネルギーといふものは確保しておくそのためには税制なら税制あるいは特別措置というものが意味があるので、うなら話はわかるけれども、どう入ってくるかをはつきりしないで、そしてただ制度だけつくると

前に、今後のこともありますので、よく内容とどうもの検討された上で出される必要があるんじゃないかと思うのです。
それから、そういうようなことから私はちょっと心配な点があるわけありますけれども、政令で定める部分がかなり多いので、この政令で定める場合に、いま議論のあつた点をよく考えた上で、さるようにしていただきたい、こういう希望を申し上げます。

しかし毎年毎年こういう論議をしておるといふことに私は一つの矛盾を感じます。小林前法務大臣は、野党の質問の内容がつまらないから眠くなるんだと言ふんだけれども、質問の内容にも関係があると思うけれども、同じポイントを毎年同じように繰り返せばだれだって眠くなると思うが、こういふ審議のあり方、法案の提出のあり方について、中川政務次官はどういう思想を持っておられるのか、まずこれをひとつお答え願いたいと思います。

束するとか、あるいは予算の年度主義を拘束する
というようなお話でできなくて、いまのような
かつこうで、結局毎年ある程度の控除引き上げ
をお願いしなければならないというのが実情で
ございます。

側の姿勢をいたしましては、大体電力九社が最大の需要家になるわけでございますが、若干世界的には需給関係がゆるんでおりますので、当面とにかく安いウランを買っていく姿勢をとつてまいりました。一応、先ほど申し上げましたところ、五十五年、六年ごろまでは大体買い付け量は四万六千ショートトンぐらいの量になつておりますが、昭和六十年度では十二万ショートトンぐらいの需要に達するわけでございまして、はたしていまのようない形で選択的に単純にウランを買付けていくという姿勢でいけるかどうかといふことを、われわれとしても非常に問題にしておるわけでございまして、その意味も含めまして、先ほどちょっと触れましたが、やはり基本的にもう一回見直す必要があるだろう。特に濃縮ウランの工場の問題も含めまして、通産省のみならず、科学技术庁、動力燃料事業団、金探事業団等々の関係機関を全部入れましたワーキンググループの部会を昨年約一年ぐらいやっているわけでございまが、そこで非常に緻密な計算を積み上げて作業中でございまして、その辺の結果を待ちまして、さらに総合エネルギー調査会で十分に練り直した上で、いろいろな前向きの政策を考えていくというのが当面考へている姿勢でございます。

○貝沼委員 結局これから考へていくという話であります。ところが制度は今までにできております。そこで主税局長にお伺いしたいのです。要するに、内容をはつきりしない制度というものは、私はあまり意味がないんじやないかと思うんですね。そこでやはりこういう制度がお出される

それから通産省の方に、いまはウランを買ってきてそして原子エネルギーとする話をしたわけであります。実は現在開拓されつつある問題として、核融合反応があるわけですね。これに対して、日本の政府としてこの学者に対してもだけの金を使つて研究をさせているかということは、私は実は心配な点があるのです。それは先日の新聞で、官僚の天下りという問題が大きく出ました。その中に技術者というものがかなり入つておる。こういうようなところから考えて、いま政府として一番大事な問題は、たとえば公害の問題にして、政府に技術者がおつちやんと監督していくかなければならぬのに、その優秀な人たちが民間に天下つてしまふということは、せつかくいままで育ててきたのが一体どうなるんだろう、こういう率直な疑問があるわけでありますので、そういう点も勘案して、ほんとうにこれからはそういうエネルギー資源の開発とかあるいは公害問題につきましても、そういう技術屋というのはわりと大事な存在になつてきましたので、さらにこれを検討される必要があるのでないか、こういうことを痛感いたしますので、最後に希望として申し上げておきたいと思います。

○中川政府委員 私もこれで二回目の委員会で皆さんにお世話になるわけですが、法案の審議について非常に御熱心なことにはます敬意を表しております。おりますが、改正の問題点をもつてやはり議論の焦点とし、そしてその中からよりよいものを生み出す方向というものについて重点的にやるべきではないかというふうに思います。また、眠くなるから審議を省略というような御意見といいますか、お話をありましたら、やはり国民から税金をいただくわけですから、審議についてはやはり慎重にやっていくべき一面も忘れてはならない、このように思つておるわけでござります。

○竹本委員 ほくの質問のポイントと少し違うのですけれども、主税局長にひとつお伺いするが、所得税、法人税、租税特別措置法は、毎年その間の事情が変わるものだから、政策目的が変わるから、これはある程度毎年手直しするのはあたりまえだと思うのです。しかし、所得税や法人税のような基本的なものについて毎年論議を重ね、毎年法律を改正する、世界各国そういうことをやつておるのかどうか、その辺をひとつ聞きたい。

○細見政府委員 每年のようて税法を改正いたしておりますのは、おそらく日本がその最たるものであるうと思います。そういうことで、かつて一度、ことは、日本は御承知のように物価も所得も上がっていくといふか、騰貴するわけありますので、たとえば四十六年は何々控除一円、四十七年もやはり一万円というようなことで、一ぺんに出してきめておいてもらつたらどうかといふ、お話を出たわけですが、これは国会の審議権を拘

それからもう一つは、大体大蔵省主税局たるものがあります、所得のあり方や法人税のあり方については基本的な方式やルールを確立して、大きな情勢の変化とか政策目的の変化があった場合には基本的に根本的に論議をするということに当然しなければならぬが、大体同じような議論を毎年同じよう繰り返しておるというのは、人が見ればよほど大蔵省も大蔵委員会もひまがあるようと思われる。もうちょっと税のあり方について、あるいは所得税、法人税の基本的なあり方について根本的に考えたことはありませんかということです。

○細見政府委員 每年のように税制改正をいたしておるのはおそらく日本だけございまして、アメリカのようなところになりますと、たとえば基礎控除額というのは、先ほど言ひ間違いましたように、六百ドルという期間がおそらく十年近く続いておるというようなことで、それが五十ドルやつと引き上げられた。ドイツとかイギリスというようなのは、日本と違います点は、内閣を構成している政党がかわるものでございますから、そこでかなり大幅な税の考え方についての転換が行なわれた改正が行なわれております。ただ日本はこういうわけで毎年御審議を願つておつて、その間に国会でいろいろ、附帯決議はどでないものもありますが、いろいろ強い御希望が出ると、それを翌年はどうしても改正して持つてこないと、約束を守らぬじやないか。たとえば物品税のようなものを作り直さないでおりますと、それはいかぬ、それはいかぬ、こうなるわけでございますし、物税あるいは所得水準の違いというものが日本ほど

しかし毎年毎年こういう論議をしておるといふことに私は一つの矛盾を感じます。小林前法務大臣は野党の質問の内容がつまらないから眠たくなるなどと言うんだけれども、質問の内容にも関係があると思うけれども、同じポイントを毎年同じよろしく繰り返せばだれだって眠くなると思うが、こういう審議のあり方、法案の提出のあり方について、中川政務次官はどういう思想を持っておられるのか、まずこれをひとつお答え願いたいと思います。
○中川政府委員 私もこれで二回目の委員会で皆さんにお世話をなるわけですが、法案の審議について非常に御熱心なことにはまず敬意を表しておられます。おりますが、改正の問題点をもつとやはり議論の焦点とし、そしてその中からよりよいものを生み出す方向というものについて重点的にやるべきではないかというふうに思います。また、眠くなるから審議を省略というような御意見といいますか、お話をありました、やはり国民党から税金をいただくわけですから、審議についてはやはり慎重にやっていくべき一面も忘れてはならない、このように思つておるわけでござります。
○竹本委員 ほくの質問のポイントと少し違うのですけれども、主税局長にひとつお伺いするが、所得税、法人税、租税特別措置法は、毎年その間の事情が変わるものだから、政策目的が変わるから、これはある程度毎年手直しるのはあたりまえだと思うのです。しかし、所得税や法人税のようないくつかの税法を改正いたしましたが、世界各國そういうことをやつておるのかどうか、その辺をひとつ聞きたい。
○細見政府委員 每年のように税法を改正いたしておりますのは、おそらく日本がその最たるものであろうと思ひます。そういうことで、かつて一度、ことは、日本は御承知のように物価も所得も上がっていくといふか、騰貴するわけでありますので、たとえば四十六年は何々控除一円、四十七年もやはり一万円といふふうなことで、一ぺんに出してきめておいてもらつたらどうかといふお話が出たわけですが、これは国会の審議権を拘

○竹本委員 もう一度念を押して聞きますけれども、日本だけなのか、あるいはどこでも所得税や法人税は毎年こういうふうに手直しをしておるのかという点の事実について伺いたいのが一つと、それからもう一つは、大体大蔵省主税局たるものがあまざ、所得のあり方や法人税のあり方については基本的な方式やルールを確立して、大きな情勢の変化とか政策目的の変化があつた場合には基本的に根本的に論議をするということに当然しなければならぬが、大体同じような議論を毎年同じようく繰り返しておるというのは、人が見ればよほど大蔵省も大蔵委員会もひまがあるようと思われる。もうちょっと税のあり方について、あるいは所得税、法人税の基本的なあり方について根本的に考えたことはありませんかということです。

○細見政府委員 每年のように税制改正をいたしておりるのはおそらく日本だけでございまして、アメリカのようなところになりますと、たとえば基礎控除額などというのは、先ほど言ひ間違いましたように、六百ドルという期間がおそらく十年近く続いているおるというようなことで、それが五十ドルやっと引き上げられた。ドイツとかイギリスといふようなのは、日本と違います点は、内閣を構成なわれた改正が行なわれております。ただ日本はこういうわけで毎年御審議を願つておつて、その間に国会でいろいろ、附帯決議などではないものもありますが、いろいろ強い御希望が出ると、それを翌年はどうしても改正して持つてこないと、約束を守らぬじやないか。たとえば物品税のようなものを作り直さないでありますと、それはいかぬ、それはいかぬ、こうなるわけでございますし、物税あるいは所得水準の違いというものが日本ほどかつこうで、結局毎年ある程度の控除引き上げをお願いしなければならないというのが実情でございます。

激しいところもない、その辺もひとつ御質問願いたいところでございます。

○竹本委員 いろいろその辺の事情、お察ししまずけれども、いまの大蔵省の姿勢では一年しか効果がないということじゃないですか。二年以上の見通しを持った方式が確立されないといつところ私は問題があると思うのですよ。あまりにもマネリズムで毎年毎年税法の改正をやって、お互に迷惑だ、だからもう少し基本的なあり方というものをひとつこの辺で考える意欲があるのかなうのか。また考るすればどういう点を考えようとしているのか。そういう問題について、少し渦流から離れて静かに将来を展望した税制のあり方あるいは税制の論議のしかたというものに、もうちょっと科学的な判断や考慮があつていいと思うのですが、どうですか。

○細見政府委員 非常にありがたい御指摘で、私どもも、所得税につきましても毎年のようすに控除や税率の問題を考えるというよりも、むしろ課税単位の問題として、先般来御議論のございましたように、所得税の課税単位を個人で考えるのか世帯で考えるのか。さらにそれを及ぼしまして、現在日本の夫婦間の財産のあり方というようなことを含めまして、相続税あるいは贈与税の分野でどういうようにしていけばいいのか。それから法人税に付きましては、御承知のように法人税といふものの実体をどう考えればいいのかというような問題。それから間接税につきましては、やはり個別消費税というはどうもなかなかうまくいかない面が多いので、一般的な消費税に置きかえるというようなことができるのかできないのか。そういう問題が前途の大きな問題として、私どももまだ能力もないでの、それらの点は御叱正をして、それにならぬか時間的な余裕もない、あるいはまだ能力もないでの、それらの点は御叱正をしておられたなればいけない、そう思つております。

○細見政府委員 申しますのは、中川政務次官のような新しい発想の方について、中川政務次官のようすに控除できる方のおられる間に、そういう問題を角度を変えて一べん論議をしてもらいたいという希望を申し上げておきます。

次は、ことしの所得税減税は幾らであつて、いわゆる物価調整減税は幾らでありますか。

○細見政府委員 申しますのは、中川政務次官のようすで、課税最低限だけでの物価調整を行ないますと、これが七百四十億ということでござります。

○竹本委員 念のためにいまの物価調整減税の算出の方法、もう一度確かめたいと思います。

○細見政府委員 基礎となる諸控除の金額を算出いたしますと、それに消費者物価の伸び率をかけたりしまして、それを控除なり配偶者控除のところで物価調整を見たる。全くの貯蓄部分と申しますか、留保部分のほうに響いておる。その辺はどう考えたらいか。したがつて、この金額をこれだけ大きな金額として考えるのがいいのか。文字どおり最低生活費に近いところに課税最低限があつたとして、その分けは見ていかなければならぬといふ階層をどの辺まで区切るかという問題が一つあらうかと思います。そういう意味で、この辺のことについては現段階においてはもつと違う考え方があつていいのじやないか。この話が出ましたのは御承知の三十六年ごろでございましたか、そのころのこととございまして、なかなか様子は変わつておらうかと思います。

○竹本委員 いまの御答弁で、新しい考え方、あ

り方を模索しておられる点はわかるのだけれども、それは内容の問題だ。私の言うのは形式の問

題で、ここでもうこういう物価調整減税は別立てで、税とはそもそもどうあるべきか、あるいは国に私は問題があると思うのですよ。あまりにもマネリズムで毎年毎年税法の改正をやって、お互いに迷惑だ、だからもう少し基本的なあり方といふものをひとつこの辺で考える意欲があるのかなうのか。また考るすればどういう点を考えようとしているのか。そういう問題について、少し渦流から離れて静かに将来を展望した税制のあり方あるいは税制の論議のしかたというものに、もうちょっと科学的な判断や考慮があつていいと思うのですが、どうですか。

○細見政府委員 申しますのは、中川政務次官のようすで、課税最低限だけでの物価調整を行ないますと、これが七百四十億ということでござります。つまりその物価調整減税が必要なゆえんというのには、消費者物価の値上がりで消費生活を圧迫する——先ほどの課税最低限の議論ではありませんが、いわゆる最低生活費的な課税最低限を侵食するじゃないか、その分を見るべきだ、こういう議論でございます。ところがいま申しますように、すべての人の控除にこれを適用いたしておりますので、はなはだ特定の人の例をあげて失礼でございますが、たとえば松下幸之助さん今まで、その基础控除なり配偶者控除のところで物価調整を見ています。できるならばこれは三年なり五年なりの長期間に亘り立つた上で法の改正を行なつておいて、三ないし五年たつた後でまた新たに改正をおこなうとするといふくらいのことが理想的であり、またこれは現実に合わない事態が一年ごとに出て来るわけですから、これを何らかの方法によって自動的に、法令その他によつて、法改正を行なうとともに含めてひとつわれわれも検討してみますし、政党、議会側においてもひとつ御協力をいたゞくよう、前向きにこれはやつてみるとべきことだと思います。

○竹本委員 申しますが、今回の給与所得控除のうちの定額控除の問題ですが、一万円やると三百億円減収になるとかといふことだけれども、三万円やると人數のほうではどのぐらいの人が税金をかけられないことになつたか。所得税の納税人口と、それから三万円の定額控除をやつた関係で税を払わなくなつたという人数の大体のところだけつこう

題で、ここでもうこういう物価調整減税は別立てで、税とはそもそもどうあるべきか、あるいは国に私は問題があると思うのですよ。あまりにもマネリズムで毎年毎年税法の改正をやって、お互いに迷惑だ、だからもう少し基本的なあり方といふものをひとつこの辺で考える意欲があるのかなうのか。また考るすればどういう点を考えようとしているのか。そういう問題について、少し渦流から離れて静かに将来を展望した税制のあり方あるいは税制の論議のしかたというものに、もうちょっと科学的な判断や考慮があつていいと思うのですが、どうですか。

○細見政府委員 申しますのは、中川政務次官のようすで、課税最低限だけでの物価調整を行ないますと、これが七百四十億ということでござります。つまりその物価調整減税が必要なゆえんというのには、消費者物価の値上がりで消費生活を圧迫する——先ほどの課税最低限の議論ではありませんが、いわゆる最低生活費的な課税最低限を侵食するじゃないか、その分を見るべきだ、こういう議論でございます。ところがいま申しますように、すべての人の控除にこれを適用いたしておりますので、はなはだ特定の人の例をあげて失礼でございますが、たとえば松下幸之助さん今まで、その基础控除なり配偶者控除のところで物価調整を見ています。できるならばこれは三年なり五年なりの長期間に亘り立つた上で法の改正を行なつておいて、三ないし五年たつた後でまた新たに改正をおこなうとするといふくらいのことが理想的であり、またこれは現実に合わない事態が一年ごとに出て来るわけですから、これを何らかの方法によって自動的に、法令その他によつて、法改正を行なうとともに含めてひとつわれわれも検討してみますし、政党、議会側においてもひとつ御協力をいたゞくよう、前向きにこれはやつてみるとべきことだと思います。

○竹本委員 申しますが、今回の給与所得控除のうちの定額控除の問題ですが、一万円やると三百億円減収になるとかといふことだけれども、三万円やると人數のほうではどのぐらいの人が税金をかけられないことになつたか。所得税の納税人口と、それから三万円の定額控除をやつた関係で税を払わなくなつたという人数の大体のところだけつこう

それからもう一つは、あれもこれもみな一万円、これもまた毎年のようにいじるわけだけれども、定額控除なら定額控除のところに重点を置くといふような考え方をひとつ基本の方程式を考えられるのかどうか。その辺二つあわせて伺います。

○細見政府委員 源泉所得税の関係で納税義務者が、今回の改正によりまして百万人減ったわけであります。が、金額の一万と三万の差、しかし実際上家族構成が夫婦子二人ないし子一人の給与所得者が多いわけでありますから、ほぼ三万円そつとも響いておるというようなことを考えれば、大体これが半々くらいのかつこうで働いたのじやないがと、これは大ざっぱな勘でございます。

それから、給与所得者の控除につきましては定額控除を中心というお考えも一つでござりますが、しかしやはりサラリーマンで役がつくとか——役がつくとしたがつて給料もふえていく。その役割りに応じましてある程度の支出が出ていく。冠婚葬祭につきましても、たとえば課長であり部長であるから出さなければいかぬという面も出てまいるわけでありまして、定額控除にある程度重点を置けというお考えもそれなりにわかりますが、やはり定率のほうもそれなりの理由があるのではないか。両方がバランスがとれるのが一番いいんじゃないかな、かようと思つております。

○竹本委員 バランスは政治の秘訣といいますから、根本ですかから大いにけつこうだと思ひますが、へたをすれば総花主義になるし、重点のないやり方にもなるし、事務手続的に見てもいたずらに複雑になるのだから——いままではいいですよ、今後将来の展望からいえれば、これも所得税減税のあり方というものについて一つの基本方式を打ち立てたらどうかというふうに私は思うのです。

時間がありませんから先へいきますが、いま申しました所得税減税のあり方にについて、これもひとつ——これは本来大臣に伺いたい問題あるいは總理に伺いたい問題なんですけれども、私は二つ考へるわけですね。たとえば、いま政府が言つておられるのは、四十三年に税調がその答申の中

で提案した長期税制の姿というものは大体四十四年度と四十五年度でやつちやつた。その結果いま日本は、アメリカやフランスには及ばないにしてもイギリスやドイツ並みに大体なつた、こういうもののかどうか。そこで問題は二つぼくは二つあるといふことの内容をもつと分析検討することをよく言われる。そこで問題は二つぼくはあると思うんですか、一つは、アメリカ並みになるといふことの内容をもつと分析検討して、われわれが言っておるよう、いわゆる三百三十万円まで四人家族でも減税をすべきじゃないか、課税最低限を上げるべきではないかという問題が一つあると思うのです。しかし同時にもう一つ、より大きな政治的な視野からいいうならば、いつまでも減税一本やりでいくのは政治のあり方として正しいかどうかという問題がぼくはあると思う。そういうことは、ことにわれわれ革新陣営からいいうならば、社会保障とか社会資本というところを大いに充実したいという立場に立つておる。そういうことになれば、当然建設公債の問題も出てくるけれども、税の取り方、あり方についても、今までと違った観点がやはり必要だろうとぼくは思うのです。そういう意味からいって、つ覚えていいのかどうかという問題がやはりあると思うんだ。その点についてひとつ……。

○中川政府委員 その問題、非常にまた大事なことじやないかと思うんですが、御指摘のように、昭和四十三年度に税調から長期答申といいますと、昭和四十四年、四十五年、完全実施をいたしました。それで、この間は、たゞ一服してしばらく様子を見るというのが普通のあり方ではなかつたか。ところが一方物価高の問題があるのと、まだ不十分だという声がかなり強い。また個々の問題をあげて、たとえば経費の問題を見たらどうとか、いろいろな議論を残した

ままに四十五年度ああいうことで終わつておりますから、惰性というような意味で若干の、人によつてはミニ減税——四十四年、四十五年のような大幅減税が定着してしまつて、それだけやらないと減税だといわれないというよろな、私たちからいいうならば誤った見方にまで発展してある。そこで問題は、まず夫婦子二人で百三十万円まで——夫婦子三人ですかの場合百三十万円がいいのか、あるいは百二十万程度がいいのかわからせんが、もうそちら邊でどこかの線で区切りをつけて、そして国際的にも、減税としては、税のあり方としてはまあこの辺でひとつ定着をして、それから先は、何といいますか、それを土台にして日本の経済の発展をはかつていく、社会資本の需要にこたえていくという、前向きに行つてもいいだけ日本の経済力あるいは一人当たりの所得等が出てきたんじやないか。ちょっとそれからいっても生活環境その他からいつても、まあまあいいところへきたのではなくたが、住宅事情が悪い。住宅事情さえ先進国並みになれば、所得からいっても生活環境その他からいつても、まあまあいいところへきたのではなく、うかといふことを踏まえますときに、その上にまたこれからベースアップ、ことしも春闇、かなりあるようですが、勤労者の生活もよくなるとすれば、これから先は減税ということではなくして、応分の負担をいただいて、変わつた意味の社会資本によって日本全体の皆さんが幸福になるような方向に力強く進むべき転換の時期であろうといふふうに思います。七〇年代はそういうふうな転換に立つた、今までのよくなちびちびと社会資本の充実をはかり、ちびちびと税の負担を軽くしていくというようなことは、なくて、ダイナミックにやつていて日本の諸問題を解決していく方向に振り向けるべき時期であろう、私はこのあり方ではなかつたか。ところが一方物価高の問題があるのと、まだ不十分だという声がかなり強い。また個々の問題をあげて、たとえば経費の問題を見たらどうとか、いろいろな議論を残した

ままに四十五年度ああいうことで終わつておりますから、惰性というような意味で若干の、人によつてはミニ減税——四十四年、四十五年のような大幅減税が定着してしまつて、それだけやらないと減税だといわれないというよろな、私たちからいいうならば誤った見方にまで発展してある。そこで問題は、まず夫婦子二人で百三十万円にしろ——ことし百三十万といつても、これは年金に、われわれの今までいえれば夫婦子二人で百三十万円なら百三十万円にしろという一つの目安をつくる。そこまではこういうふうに努力して何年計画で持つてていきます。しかしそれから先はこうやって、ぼくのいま言つている問題は、基本的に五人家族の場合でしよう。それを四人家族で百三十万円まで——夫婦子三人ですかの場合百三十万円がいいのか、あるいは百二十万程度がいいのかわからせんが、もうそちら邊でどこかの線で区切りをつけて、そして国際的にも、減税としては、税のあり方としてはまあこの辺でひとつ定着をして、それから先は、何といいますか、それを土台にして日本の経済の発展をはかつていく、社会資本の需要にこたえていくという、前向きに行つてもいいだけ日本の経済力あるいは一人当たりの所得等が出てきたんじやないか。ちょっとそれからいっても生活環境その他からいつても、まあまあいいところへきたのではなくたが、住宅事情が悪い。住宅事情さえ先進国並みになれば、所得からいっても生活環境その他からいつても、まあまあいいところへきたのではなく、うかといふことを踏まえますときに、その上にまたこれからベースアップ、ことしも春闇、かなりあるようですが、勤労者の生活もよくなるとすれば、これから先は減税ということではなくして、応分の負担をいただいて、変わつた意味の社会資本によって日本全体の皆さんが幸福になるような方向に力強く進むべき転換の時期であろうといふふうに思います。七〇年代はそういうふうな転換に立つた、今までのよくなちびちびと社会資本の充実をはかり、ちびちびと税の負担を軽くしていくというふうなことは、なくて、ダイナミックにやつていて日本の諸問題を解決していく方向に振り向けるべき時期であろう、私はこのあり方ではなかつたか。ところが一方物価高の問題があるのと、まだ不十分だという声がかなり強い。また個々の問題をあげて、たとえば経費の問題を見たらどうとか、いろいろな議論を残した

ままに四十五年度ああいうことで終わつておりますから、惰性というような意味で若干の、人によつてはミニ減税——四十四年、四十五年のような大幅減税が定着してしまつて、それだけやらないと減税だといわれないというよろな、私たちからいいうならば誤った見方にまで発展してある。そこで問題は、まず夫婦子二人で百三十万円にしろ——ことし百三十万といつても、これは年金に、われわれの今までいえれば夫婦子二人で百三十万円なら百三十万円にしろという一つの目安をつくる。そこまではこういうふうに努力して何年計画で持つてていきます。しかしそれから先はこうやって、ぼくのいま言つている問題は、基本的に五人家族の場合でしよう。それを四人家族で百三十万円まで——夫婦子三人ですかの場合百三十万円がいいのか、あるいは百二十万程度がいいのかわからせんが、もうそちら邊でどこかの線で区切りをつけて、そして国際的にも、減税としては、税のあり方としてはまあこの辺でひとつ定着をして、それから先は、何といいますか、それを土台にして日本の経済の発展をはかつていく、社会資本の需要にこたえていくという、前向きに行つてもいいだけ日本の経済力あるいは一人当たりの所得等が出てきたんじやないか。ちょっとそれからいっても生活環境その他からいつても、まあまあいいところへきたのではなくたが、住宅事情が悪い。住宅事情さえ先進国並みになれば、所得からいっても生活環境その他からいつても、まあまあいいところへきたのではなく、うかといふことを踏まえますときに、その上にまたこれからベースアップ、ことしも春闇、かなりあるようですが、勤労者の生活もよくなるとすれば、これから先は減税ということではなくして、応分の負担をいただいて、変わつた意味の社会資本によって日本全体の皆さんが幸福になるような方向に力強く進むべき転換の時期であろうといふふうに思います。七〇年代はそういうふうな転換に立つた、今までのよくなちびちびと社会資本の充実をはかり、ちびちびと税の負担を軽くしていくというふうなことは、なくて、ダイナミックにやつていて日本の諸問題を解決していく方向に振り向けるべき時期であろう、私はこのあり方ではなかつたか。ところが一方物価高の問題があるのと、まだ不十分だという声がかなり強い。また個々の問題をあげて、たとえば経費の問題を見たらどうとか、いろいろな議論を残した

す。それから高等学校卒業の方々につきましては、おおむね就職の年には課税にならないといふような形で——ただしそれは四月採用という条件でございますので、当然また翌年になれば課税になるというようなことでございます。

それから、税の教育につきましては、現在納稅教室といふような形で、皆さんに払われた税金はどういうふうな歳出に充てられ、どういう役割りを国の経済の中で果たしておるか、あるいは国がそれによつてどういうサービスをしておるかといふようなことを書きましたものを各高等学校などに配布いたしまして、高等学校教育の社会科の教育の中を取り入れていただくようにお願いし、またその教育が徹底いたしますように、これは東京国税局とか大阪国税局などを中心にいたしまして、夏などの比較的先生方のひまなときにかかるべきところにお集まり願つて、大蔵省の当局の者が税のいろいろなお話をすると、あるいはまた財政学の先生のような方において頼つて国の財政の仕組みというようなものをお話しておるというようなことで、いま申し上げたいろいろなパンフレットなどが生きて使われるような配慮というようなことをいたしております。しかし、何と申しましても基本的には中学校、高等学校の教科書の中でしかるべき形で納稅の必要性あるいは納稅の義務とでも申しますか、納稅の必要、大事なことを大いに強調していただきのが基本であり、われわれのほうもPRの活動が十分ではございませんが、それを補足するような意味において今後ともできることだけはやつていかなければならぬ。いまやつておることはそういうような印刷物の配布あるいは先生方に対し講習会などを催すというようなことをやつておるわけでございます。

○竹本委員 次に法人税について二、三伺つておきたいと思いますが、法人税の体系上の問題について、政府も税調も、法人税といふのは株主の所得税の前払いではないのだ、そういう方向で検討するということに数年前からいわれておるわけだ

けれども、具体的に検討の結果どういう処置が進んでおるかと伺いたい。おのずから、二年間の措置でございます。それが、あんたは気持ちの上でわかつているだろ

うから、もう少し基本的にこういう問題は考えてえで立て直すということになれば、法人税は所得税と別々の税だというふうに観念した構成の税制する御承知のシャウプ税制というのがいろいろ御批判を受けて、そして法人税制をその御批判にこたえて立て直すということになれば、法人税は所得税と別々の税だというふうに観念した構成の税制

けれども、具体的に検討の結果どういう処置が進むことのほうが妥当ではないかと思うが、その点についてもう一度明快なる御答弁をお願いします。

○細見政府委員 現状におきましては、あまり法人税制の体系についての考え方のその後の進歩はございません。

それから第二点は、そういうことで大法人、つまり所有と経営とが分離した会社と、所有と経営との存在になっておるような大企業と、それから経営者即所有者であり即自分の事業であるとかいうような会社と、その辺について同じような税制がはたして適用できるのかどうかというようなことも問題がはたとございます。それからまた一方では、現在の税制というのは何と申しましても、やはり企業の自己資本の充実というようなことについてそれなりの役割りを果たしておるわけあります。これを利潤税というような形にいたしました場合に、配当を損金にまで観念できるか。いまおっしゃったような商法の手がかりではないか、かよう思つております。だからまた一方では、現行の税制といふのは何と申しましても、やはり企業の自己資本の充実というようなことについてそれなりの役割りを果たしておるわけ

業とは、いまも御指摘のあったように別の体系にすることのほうが妥当ではないかと思うが、その対処すべきだと思いますが、きょうは時間もないから特に追及しませんけれども、ぼくはやはり暫定というのはあくまでも暫定としなければいかぬという考え方です。

それから、法人税には基本的にある一定の税率をつくるということと同時に、景気調整税的な考え方を取り入れるという意見をぼくは持つておるだけれども、そういう点についてははどうですか。

○細見政府委員 フィスカルポルシーの中でいろいろの歳出を使つての方策といふのも限られてまいりまして、歳入の方法で、歳入についてそういうものを考へるべきだ、その場合に、そういう

うかといふことについて、法務省との間になかなか意見の一致を見ないということで困つております。ただし私どもは、法人税の解決の方法としては、いまおっしゃったような商法の手がかりではないか、かよう思つております。だからまた一方では、現行の税制といふのは何と申しましても、やはり企業の自己資本の充実というようなことについてそれなりの役割りを果たしておるわけあります。これを利潤税というような形にいたしました場合に、配当を損金にまで観念できるか。いまおっしゃったような商法の手がかりではないか、かよう思つております。だからまた一方では、現行の税制といふのは何と申しましても、やはり企業の自己資本の充実というようなことについてそれなりの役割りを果たしておるわけ

うかといふことについて、法務省との間になかなか意見の一一致を見ないということで困つております。ただし私どもは、法人税の解決の方法としては、いまおっしゃったような商法の手がかりではないか、かよう思つております。だからまた一方では、現行の税制といふのは何と申しましても、やはり企業の自己資本の充実というようなことについてそれなりの役割りを果たしておるわけ

りますが、そういう自由に裁量ができるものを損金と見れるかどうか。金利のように確定的に義務が生じるものと、会社において任意に判断できますが、四十七年から先はどうなるということですか。あるいはどういうふうにするおつもりですか。

○竹本委員 あまりきよは論争をやるひまもありませんから、問題を指摘しては意見を聞いて一応進めますが、例の法人税の三六・七五%の問題ですが、四十七年から先はどうなるということですか。あるいはどういうふうにするおつもりですか。

○細見政府委員 現実に明年度の予算なり税制なりを考えなければならない段階におきまして、歳入全体の大きさあるいは歳出予算の必要性、あるいは當時におきまする経済の状況というようなものを見て、その段階で具体的に考えなければなりませんが、現今は一体幾らあるかといふことが一つと、それから実際に回収不能になつた貸出し資金は全体の何%くらいであるか。法律上一・五%までは無税で積み立てをやつておるといふことだらうと思うのだが、それとの開きほどの程度になつておるか、数字で伺いたい。

○山内説明員 金融保険業で貸倒引当金の残高は四十四年度六千二十四億でございます。金融保険業全体でございます。なおその中でいわゆる銀行、全国銀行でございますが、これについて見ました貸し倒れ率は千分の〇・一でございます。銀行の場合は〇・一でございます。以上でございま

す。

○竹本委員 いまの御答弁では、だから、いろいろ問題意識はあるにしても、あまり数年前から前進していないというふくは感じを受けますが、そう受け取つてよろしいかとすることが一つ。一体暫定のあり方はどうですか。

それから、やはり考える場合に大法人と中小企

業とは、いまも御指摘の両方の点を含めてとにかくといふか、二年間の措置でございます。確かにかくといふか、二年間の措置でございます。それが、あんたは気持ちの上でわかつているだろ

うから、もう少し基本的にこういう問題は考えてえで立て直すといふかと思いますが、きょうは時間もないから特に追及しませんけれども、ぼくはやはり暫定というのはあくまでも暫定としなければいかぬという考え方です。

それから、法人税には基本的にある一定の税率をつくるということと同時に、景気調整税的な考え方を取り入れるという意見をぼくは持つておるだけれども、そういう点についてははどうですか。

○細見政府委員 フィスカルポルシーの中でいろいろの歳出を使つての方策といふのも限られてまいりまして、歳入の方法で、歳入についてそういうものを考へるべきだ、その場合に、そういう

うかといふことについて、法務省との間になかなか意見の一一致を見ないということで困つております。ただし私どもは、法人税の解決の方法としては、いまおっしゃったような商法の手がかりではないか、かよう思つております。だからまた一方では、現行の税制といふのは何と申しましても、やはり企業の自己資本の充実というようなことについてそれなりの役割りを果たしておるわけ

りますが、そういう自由に裁量ができるものを損金と見れるかどうか。金利のように確定的に義務が生じるものと、会社において任意に判断できますが、四十七年から先はどうなるということですか。あるいはどういうふうにするおつもりですか。

○竹本委員 あまりきよは論争をやるひまもありませんから、問題を指摘しては意見を聞いて一応進めますが、例の法人税の三六・七五%の問題ですが、四十七年から先はどうなるということですか。あるいはどういうふうにするおつもりですか。

○細見政府委員 現実に明年度の予算なり税制なりを考えなければならない段階におきまして、歳入全体の大きさあるいは歳出予算の必要性、あるいは當時におきまする経済の状況というようなものを見て、その段階で具体的に考えなければなりませんが、現今は一体幾らあるかといふことが一つと、それから実際に回収不能になつた貸出し資金は全体の何%くらいであるか。法律上一・五%までは無税で積み立てをやつておるといふことだらうと思うのだが、それとの開きほどの程度になつておるか、数字で伺いたい。

○山内説明員 金融保険業で貸倒引当金の残高は四十四年度六千二十四億でございます。金融保険業全体でございます。なおその中でいわゆる銀行、全国銀行でございますが、これについて見ました貸し倒れ率は千分の〇・一でございます。銀行の場合は〇・一でございます。以上でございま

認められておるパーセンテージと比べればなはだしく格差があると思うが、大蔵省は事務的良心的に考えた場合に、そのギャップは今後放置するつもりであるか、半減させるつもりであるか。どういう構想で取り組もうとしておられるか、その辺を伺いたい。

○細見政府委員 この実際の貸し倒れの率とそれから積み立ての率との違いはかなり大きいものですから、そこで、現在の銀行におきまする貸し倒れ処理がほかの企業におきまする貸し倒れ処理と同じようなものであるのかどうなのか。あるいは金融業という特殊な性格から見て、本来ほかの企業であれば貸し倒れすべきものが、二年なり三年なり猶予するという形で企業の立ち直りを求める、いわゆる金融機関の公共性というような面からして何か考えるべきものがあるのかどうか。その辺について十分な検討をいたしまして、おそらくは若干率が高くなつておらうかと思ひますので、その辺については適切な措置をとつていかなければならぬ、かように思つております。

○竹本委員 佐藤総理も、昨年の国会であつたと思ふが、これは前向きに検討しなければならぬといふ答弁をされたはずである。佐藤さんという人はあまり仕事をしない人だということは定評になつておられるから特に責めないけれども、しかし少なくとも事務当局の事務的良心からいえば、これは前向きに検討すべき問題、というよりも、いまの主税局長の答弁では適当なところを、こう言うなどが、問題は、適當なところの中身はどうかといふことを聞いているんだから、その辺をひとつ伺いたい。

○細見政府委員 先ほど申し上げましたように、せつかく実態を調査いたしておる最中でござります。

○竹本委員 いつごろまでに実態調査の結論が出ますか。

○細見政府委員 この席で大蔵大臣をお答えいたしておりますように、明年の税制改正にはその成果を生かしたい、かように考えております。

○竹本委員 政務次官にお伺いしておくるが、来年度には、総理も約束され、いま主税局長も間に合おせるような話だけれども、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○中川政府委員 これはそのように理解しているだけてけつこうだと存じます。実はことしの税制改正、四十六年度の改正にあたつて何とかしたいと

いうことでありましたが、銀行を取り巻く情勢その他もありまして、次年度はということで国会においてもしばしば総理あるいは大蔵大臣が答弁したにもかかわらずできなかつたことはまことに遺憾でありまして、事務当局もまた大蔵大臣もほんとうに来年はやりたいという姿勢でありますので、それで、そのように御了承していただけてけつこうだと存じます。

○竹本委員 積み立て率は大体いまの半分くらいにすべきだと私は思いますから、御留意を願いたいと存じます。

○竹本委員 次に、中小法人について法人税の延納の条件をもう少し緩和したらどうかと思ひますが、いかなるお考えであるか、伺いたい。

○細見政府委員 延納の条件とおっしゃるのが、利子率その他のことでござりますれば、これ

はやはり延納に伴いますする利益といふのは、企業の大小を問わず金融機関からの借り入れとの関係で、むしろ中小企業金融のほうが金利が高いことを考えれば、その意味では同じになつておつてもいいのではないかと思ひますが、延納の条件といふのではないが、おつしやるもののが具体的にどういふことをお考えなんぞございましょうか、お伺いしたいと思います。

○竹本委員 小のほうの場合、ことに最近のようになに金詰まりだとかうしろ向き金融だとかいうような問題が多くなるし、滞納も多くなるといつたような情勢の中では、小さな企業の場合には税額の三分の一を納めたらあとは四ヶ月猶予してやるところが有利だという議論があるわけで、その辺のかね合いとすることがむずかしい問題で、これは固定的にしておくのが筋だというようなことではございませんが青色申告者その他の個人事業者とのバランスをどう考えていくかと云う意味で今後の所得税のあり方と並行して弾力的に考えていけばいいんじやないか、かように考え

ております。
○細見政府委員 歳入確保等の関係もございましてなかなかむずかしいと思いますが、せつかくの御提案でございますので、十分勉強はしてみたいと思います。

○竹本委員 最後に法人税の問題で、まあこの間も同僚議員の中から、四二%の時代もあつたん

ですが、それから中小の場合には二八%というのがやや固定しておるだけれども、今後これを動かす意思があるのかないのか。二つについて伺いたい。

○細見政府委員 法人税の負担をどう考えるかといふのは、先ほどの利潤税との関係のときにもちょっとと申しましたが、所得税と違つて、いわゆる負担の公平とかあるいは応能負担とかいうような議論はないんだと、いうような言い方からすれば、中小企業も大法人も同じでいいじゃないか。さらに小企業も大法人も同じでいいじゃないか。さらに申しますのは、むしろ中小企業について税率の幅を大きくしるというような議論もございまして、そういう意味で先般のそれこそ暫定措置の一七五を引き上げましたときにも中小企業の税率は改定しなかつたというような経緯もございました。また中小企業の内部留保につきましてもこれを甘くしたというような経緯もござります。ただし中小企業を甘くいたします過程で、先般も議論が出来ましたように、青色個人関係の事業者とのバランスをどうするか。二八でもむしろ法人になつた方が有利だという議論があるわけで、そ

の時間がありませんから、租税特別措置法に関する質問は留保して、一應これで終わります。
○竹本委員 まあ所得税、法人税については議論すれば論点は幾らもあると思いますが、きょうは時間がありませんから、租税特別措置法に関する質問は留保して、一應これで終わります。

○毛利委員長 小林君。
○小林(政)委員 まず最初に、私は所得税の課税

最低限の問題について伺いたいと思います。
二月十日の衆議院予算委員会の公聴会で林助教授が、所得税の基礎的な控除である基礎控除、配偶者控除、扶養者控除のこの引き上げは物価の上昇をカバーするものではなければならない。そのことを含めて減税を行なうべきだと思います。たとえば独身者の白色の事業所得者もだいぶ問題にいたしたわけですが、四十一年度は十九万五千三百六十円、引き上げ額は六十一万一千九百五十八円、それが四十六年には六十五万八千三百五十円で、したがつて引き上げ額は四万六千三百九十二円でござります。引き上げ率は七・五%の上昇でござりますけれども、この引き上げ率は四十五年度に政府が発表いたしました物価上昇率七・七%を下回つているものでござります。しかも消費者物価の中でも、比較的生活必需品の上昇率は、六十一万一千九百五十八円、それが四十六年には六十五万八千三百五十円で、したがつて引き上げ額は四万六千三百九十二円でござります。引き上げ率は七・五%の上昇でござりますけれども、この引き上げ率は四十五年度に政府が発表いたしました物価上昇率七・七%を下回つているものでござります。
四十六年の二月二十六日総理府統計局が消費者物価指数の速報を発表いたしましたけれども、これによって見ますと、生活必需品である野菜、これは二七・二%の上昇、生鮮魚介類等は一五・六%、その他のものは一二・六%、このような物価上昇分さえカバーできない課税最低限の引き上げというようなものを考えますときに、私は逆に、消費者物価の上昇率よりもいまの課税最低

限は非常に低いものであると同時に、実質的には課税最低限そのものが引き下げになつてゐるのでないか、このよう考へるわけでございますけれども、この点について明らかにしていただけだと思います。

○細見政府委員 課税最低限の問題につきましては午前中にも申し上げましたように、課税最低限と税率とによりまして所得税に累進度をどういうふうに取り入れていくかということについての、累進度をどのようにするかという、刻むかということのためのいわば二つの仕組みであるわけでございまして、その場合に課税最低限がいわゆる最低生活費といわれるものに食い込まないほうがより望ましい制度であるということは、いろいろな人たちが言われておることで、私どももそれなりにそういうふうに努力をいたしまつたわけであります。しかしわゆる最低生活費というものにつきましては、午前にも御論議願つたわけであります。私のように二十貫ある者と十一貫の人とはカロリーも違いますし、たとえば野菜は食えないが魚のほうが好きだというような人、あるいは寒いところにおつて、寒冷地でいろいろな生活費がかかる、あるいはまたあたたかいところでもないが肉が好きだというような人と、肉は食えないと云ふことがたえない、そういうふうにいわゆる最低生活費というようなものも、結局せんじ詰めますれば人一人によつて違うわけでございます。それでも基礎控除、配偶者控除、こういうものを大体一年に一万円ないし二万円を引き上げてきたわけであります。その意味で、ことしの改正におきましては、たとえば白色の申告者の場合であつても白色専従者がおられるとか、あるいはま

た青色の場合であれば青色の専従者がおられるというようのが多くの場合の実例でござりますけれども、この点について明瞭化にしていただきたいと思います。

○細見政府委員 課税最低限の問題につきましては、所得の実態といふのはある程度そうした家族従業員というものにさせられた経営というものが標準的なものであるうと思ひますから、そういう意味で、私どもは白色申告者の専従者控除が二万円に引き上げられておると、あるいは青色申告者については専従者控除が自由に認められる、そういうもの等を含めて総合的に御判断願いたい、こう思つわけであります。

○小林(政)委員 私がお聞きをいたしましたのは課税最低限の引き上げといふものが物価の上昇率でいうものに比べてはるかに低い。こういうことがあつていいのかどうか。私は課税最低限は物価だけできめるべきでないと、うううに実は考えております。しかし、物価の上昇率に比較しても、先ほど数字を述べましたように低いということは、これはやはり問題だと私は思いますし、むしろそれによって、課税最低限額を少し上げたとしても、実質的にはこれを下回る、むしろ下がるというようなことが言えるのではないか。この点についていま明確な御答弁をいたしかねなかつたのですけれども、課税最低限がいかに実態に合つて、それを考えればいいわけありますし、その意味におきまして、私どもは年々の課税におきまして基礎控除、配偶者控除、こういうものを大体〇%程度の引き上げにどの世帯を見ましてもなつておりますし、事業所得者の負担を見る場合においておりまして、事業所得者の負担を見る場合におきましては、たとえば白色の申告者の場合であつても白色専従者がおられるとか、あるいはま

た青色の場合であれば青色の専従者がおられるところでは、所得の実態といふのはある程度そうした家族従業員というものにさせられた経営というものが標準的なものであるうと思ひますから、そういう意味で、私どもは白色申告者の専従者控除が二万円に引き上げられておると、あるいは青色申告者については専従者控除が自由に認められる、そういうもの等を含めて総合的に御判断願いたい、こう思つわけであります。

○小林(政)委員 私はいまここで住民税の問題について、その妥当性について、課税最低限の是非考へるわけでありまして、そつした場合に、事業者は課税最低限といふものを調べてみますと、大体最高限度額というものが、いわば標準的な、何といいますか、生きた具体的なものでない標準化された、抽象化された最低生活あるいは抽象化された個人といふものを考慮するわけでありまして、そつした場合に、事業者は課税最低限といふ度数をうつして、これがいかにも低過ぎるといふことはそれぞの委員会の中で各委員のほうからも指摘されているところでござりますし、少なくとも国税との差が相当出てきているという点が、これはいかにも低過ぎるといふことではないと思います。

特に、毎年毎年一万円ずつの控除額を引き上げておりますけれども、これで見ましてもそのことは立証することができるわけでございます。たとえば控除の基礎になるものでございます基礎控除だと配偶者控除、こういったものを四十四年、四十五年、四十六年で調べてみると、これは御承知のとおり四十四年は五十九・三%、四十五年は七七・%、四十六年には七八・七%と、こういう形でずっと上昇をしていくわけですが、所得者に対する納税人口の割合といふものを調べてみると、昭和三十年は五九・三%、それから四年は七七・%、昭和四十年には七八・七%と、こういう形でずっと上昇をしていくわけになります。しかも年収百万以下の納税者は、昭和四十年には約七〇%という高率を示しているわけであります。そして数を調べてみると一千五百萬をこしているわけでござります。このようにざいます。しかも年収百万以下の納税者は、昭和四十年には約七〇%といふ高率を示しているわけであります。そこで、納税人口といふものが非常にふえて、こういう実態を見ますときに、政府が減税減税といふことを毎年宣伝しておられますけれども、しかしその減税といふものは、年々納税人口がふえる、しかも百万以下の納税人口が非常にふえて、こういう実態を見ますときには、政府が減税減税といふことを毎年宣伝しておられます。これらの点について見解をお伺いいたしたいと思います。

特に、私は昨年生活保護基準との比較において税最低限よりは高いわけでございます。もし小林委員の御指摘のようなことであれば、住民税は最も生活扶助、光熱水費あるいは冬季加算五ヵ月分を含めまして十八万四千七百四十円、それに住宅扶助、こういうものを加えますと、東京都の場合などを例にとりますと大体最高限度額といふものを一万に押えておりますので、十二万を加算すれば、生活保護基準が三十万四千七百四十円になるわけですね。しかも、同じ基準でいまの白色の居住者、課税最低限というものを調べてみると、その差はすくももう十万八千三百八十円、住宅費を除いて計算した場合、課税最低限がはるかに下回つて、こういうことを考へてみましても、これでほつてほんとうに課税最低限といふものがいつまでに専従者控除が自由に認められる、そういう意味で、私どもは白色申告者の専従者控除が二万円に引き上げられておると、あるいは青色申告者については専従者控除が自由に認められる、そういうもの等を含めて総合的に御判断願いたい、こう思つわけであります。

○小林(政)委員 私はいまここで住民税の問題について、その妥当性について、課税最低限の是非考へるわけでありまして、そつした場合に、事業者は課税最低限といふ度数をうつして、これがいかにも低過ぎるといふことはそれぞの委員会の中で各委員のほうからも指摘されているところでござりますし、少なくとも国税との差が相当出てきているという点が、これはいかにも低過ぎるといふことではないと思います。

○小林(政)委員 私はいまここで住民税の問題について、その妥当性について、課税最低限の是非考へるわけでありまして、そつした場合に、事業者は課税最低限といふ度数をうつして、これがいかにも低過ぎるといふことはそれぞの委員会の中で各委員のほうからも指摘されているところでござりますし、少なくとも国税との差が相当出てきているという点が、これはいかにも低過ぎるといふことではないと思います。

○細見政府委員 先ほど申し上げておりますように、全体として所得標準的な国民負担を考へておきますけれども、この点についてお答えを願いたいと思います。

○細見政府委員 確かに給与所得者の納税者がふえてまいつておることは事実でございますが、この水準をもつとして、少なくとも住民税の課

これはその基礎にありまする産業構造の変革というものがこの間に非常な早さで進んでおった。いわば自家営業の人たちがどんどん雇用者の形に変わつていった。したがつて払つていただく所得税の形態が、申告所得税から源泉所得税に改まつていつたというわけでありまして、いま小林委員は三十年からのお話をございましたが、手元の資料の関係で三十八年から申し上げてみますと、雇用者がその間に六百二十万人ふえておりますが、源泉所得の納税者は五百四十万しかふえておりません。つまり八十万くらいの人が新たに雇用者として就職戦線に加わつたわけであります、課税になつておらないわけであります。それからいま百万円以下の納税者の数が非常にふえたというお話をあつたわけであります、これもやはり三十八年から見まして、三十八年から四十四年までに納税者は九百八十二万人ふえております。九百八十二万人ふえまして、この中で百万円以下の階層におきましては二百四十一万人が減少になつておるわけであります。つまり、千二百万人近く納税者のふえた中で、百万以下の階層は二百四十万人減つておる。この事実をひとつ正確にお受け取り願いたいと思います。

○小林(政)委員 確かに百万以下の率は若干この

ところ落ちておることは承知いたしております。しかしおかげで千五百萬をこえる百万円以下の所得の納税者がいるといふことも、これは事実でございます。私はこのことから考えても、これは一つにはいま言われたとおり、事業所得からいわゆる源泉なりあるいは給与所得、こういったものに移り変わつてきている人たちの数、雇用者がふえているといふことが言えると思いますけれども、高校を卒業すればすぐ課税される、その年からもう課税される、こういうようなことも一つの納税人口が大幅にふえてきている原因だらうといふうに考えます。私はやはり、新卒者といいますか、初めて社会に出るこの高校卒の未成年者、こういった子供たちまで——まだ未成年ですか私は子供と言つても差しつかえないと思いませんが、少

なくともこういう新卒者に対しても、徴税の段階で何らかの措置をとるべきではないか。むしろ私

は未成年者は課税すべきではないという考え方

で、何らかの措置をとるべきではないか。むしろ私は未成年者は課税すべきではないという考え方

は未年生者は課税すべきではないという考え方

で何らかの措置をとるべきではないか。むしろ私

は未成年者は課税すべきではないという考え方

といつた。したがつて払つていただく所得税の形態が、申告所得税から源泉所得税に改まつていつたというわけでありまして、いま小林委員は三十

年からのお話をございましたが、手元の資料の関係で三十八年から申し上げてみますと、雇用者がその間に六百二十万人ふえておりますが、源泉所得の納税者は五百四十万しかふえておりません。つまり八十万くらいの人が新たに雇用者として就職戦線に加わつたわけであります、課税になつておらないわけであります。それからいま百

万円以下の納税者の数が非常にふえたといふお話をあつたわけであります、これもやはり三十八年から見まして、三十八年から四十四年までに納税者は九百八十二万人ふえております。九百八十二万人ふえまして、この中で百万円以下の階層におきましては二百四十一万人が減少になつておるわけであります。つまり、千二百万人近く納税者のふえた中で、百万以下の階層は二百四十万人減つておる。この事実をひとつ正確にお受け取り願いたいと思います。

○小林(政)委員 確かに百万以下の率は若干この

ところ落ちておることは承知いたしております。しかしおかげで千五百萬をこえる百万円以下の所得の納税者がいるといふことも、これは事実でございます。私はこのことから考えても、これは一つにはいま言われたとおり、事業所得からいわゆる

源泉なりあるいは給与所得、こういったものに移り変わつてきている人たちの数、雇用者がふえて

いるといふことが言えると思いますけれども、高校を卒業すればすぐ課税される、その年からもう

課税される、こういうようなことも一つの納税人口が大幅にふえてきている原因だらうといふうに考えます。私はやはり、新卒者といいますか、初めて社会に出るこの高校卒の未成年者、こう

いうようなものは、ほんのわずかしかその残りからは入らない。具体的に数字をあげれば九千八百六十円にしか当たらない、こういったような数字が発表されているわけでござります。

私は、少なくとも食費と住居費で課税最低限の

○中川政府委員 小林委員の言うことはよくわかるのですが、低所得者の納税する対象の人口がふえておるということの御指摘であります。あるいは百万円以下の所得の納税者が、高校を卒業した人たちが税金を納められるくらいい給料が高くなつた、こ

れは私たちから言うならば、高校を卒業した人たちが税金を納められるだけ給料をたくさん得られる人が多くなつてきた、非常に喜ぶべきことであるという見方をしておるわけです。あるいは百万円以下の所得の納税者が、高校を卒業した人たちが税金を納める人の数があえてきたこととも同様で、税金を納められるだけ給料をたくさん得られる人が多くなつてきた、非常に喜ぶべきことであるという見方をしておるわけであります。つまり、千二百万人近く納税者のふえた中で、百万以下の階層は二百四十万人減つておる。この事実をひとつ正確にお受け取り願いたいと思います。

○小林(政)委員 確かに百万以下の率は若干この

ところ落ちておることは承知いたしております。しかしおかげで千五百萬をこえる百万円以下の所得の納税者がいるといふことも、これは事実でございます。私はこのことから考えても、これは一つにはいま言われたとおり、事業所得からいわゆる

源泉なりあるいは給与所得、こういったものに移り変わつてきている人たちの数、雇用者がふえて

いるといふことが言えると思いますけれども、高校を卒業すればすぐ課税される、その年からもう

課税される、こういうようなことも一つの納税人口が大幅にふえてきている原因だらうといふうに考えます。私はやはり、新卒者といいますか、初めて社会に出るこの高校卒の未成年者、こう

いうようなものは、ほんのわずかしかその残りからは入らない。具体的に数字をあげれば九千八百六十円にしか当たらない、こういったような数字が発表されているわけでござります。

私は、少なくとも食費と住居費で課税最低限の

○中川政府委員 小林委員の言うことはよくわかるのですが、低所得者の納税する対象の人口がふえておるということの御指摘であります。あるいは百万円以下の所得の納税者が、高校を卒業した人たちが税金を納められるだけ給料をたくさん得られる人が多くなつてきた、非常に喜ぶべきことであるという見方をしておるわけです。あるいは百万円以下の所得の納税者が、高校を卒業した人たちが税金を納める人の数があえてきたこととも同様で、税金を納められるだけ給料をたくさん得られる人が多くなつてきた、非常に喜ぶべきことであるという見方をしておるわけであります。つまり、千二百万人近く納税者のふえた中で、百万以下の階層は二百四十万人減つておる。この事実をひとつ正確にお受け取り願いたいと思います。

○小林(政)委員 全く見解の異なる御答弁でございまして、私は課税最低限がいかに低いかということによって納税人口というものがふえてきているのだといふことを申したについて、いま、それでございますが、この食費が課税最低限の中に含まれる割合というものは、食費だけで五三・五%を占めるわけです。住居費を含めますと七七・四%、白色申告者の場合でと、食費だけで課税

最低限の中占める割合は八〇%をもうすでに占めてしまつておるわけです。したがつて住居費と合わせたわけですが、今後この課税最低限問題についてどのようにお考えになるか。これを一そ

う引き上げていくといふ意図があるかどうか、政務次官にお伺いをいたしたいと思います。

○中川政府委員 その問題については大蔵大臣からお答えいたしておりますように、あるいはまた本委員会でもしばしば申し上げておりますように、課税最低限の引き上げについては、今後物価の問題あるいは資金需要の問題、いろいろ勘案しなければならぬことが多いわけですが、今後も前

向きで引き上げに努力するということでおございま

すので、その点は御理解をいただきたいと存じます。

なお、最低生活費と税金との関係ですが、これは言われる気持ちはわかりますけれども、その分を上全部取ってしまうわけではございませんで、その上の10%程度、国として御協力をいただくわけですから……。聞いておりますと、それ以上ものは何か税金として取っていくような印象、あるいは政府が、先ほどのあれになりますが、減税減税と宣伝しておると、こう言いますが、私たちは決して故意に減税を宣伝もいたしております。丁重な気持ちで税金をいただき、また、できる限りのことを心から御協力をいただく意味でやつておりますので、この辺のところもひとつくんでいただきたいとお願いいたします。

○小林(政)委員

課税最低限問題について、私はまだいろいろと問題点ございまして、議論

ができればと思いませんけれども、時間の関係で次に移りたいと思います。

次にお伺いしたいのは、青色事業主の特別準備

金の問題についてお伺いをいたしたいと思いま

す。今回、青色申告者に対しては、事業主の特別

準備金の積み立て、こういうことが行なわれまし

て、そして必要経費に算入するけれども、当該個

人が仕事、事業を譲渡した場合とか廃止した場合

には、その積み立ててきた準備金を取り戻し

ことにしておる、こういうものでござりますけれ

ども、なぜ一時所得として取り扱つたのか。青色

申告会等は、先般來御意見が出ておりますとお

り、これについては退職所得として扱つてほしい、

こういうような要求、要望が非常に強いわけでござりますすけれども、これを一時所得として取り扱つた根拠についてまずお伺いをいたしたいと思

います。

○細見政府委員 御承知のように、中小企業者が

外部に積み立てまして、いわゆる小規模企業共済

制度といふものに掛け金をかけまして、それが満

期その他の事由によってその支払いを受ける、こ

れも御承知のように一時所得でございます。ある

いはまた一般の方が郵便年金その他に積み立てて、郵便年金の支給を一時金で受け、これも一時所得でございます。そういう意味でこれは基本的

に一時所得ということで、いまの税体系の中ではそれ以外に考えられない、かように思います。

○小林(政)委員 私はやはり、いまそういう意味

で一時所得として扱つたんだというお話をござい

ますけれども、これについて、法人成りの場合と個人事業ですね、これも先般来委員会の中で問題になつておりますけれども、これは実際の経営内容

なつておりますけれども、これははつきりと落とせますし、また役員が退職する場合にはそ

の退職所得についても、法人税法三十六条で損金算入が認められています。したがつて、同じよう

な企業の内容で、いわゆる法人成りとのバランス

といいますか、そういう点から考えて、私は退職所得として取り扱うことが妥当ではない

だらうか、このように考えますが、一度御答弁をお願いしたいと思います。

○細見政府委員 退職所得として支給を受けるた

めには、その受給者が労働者というか、給与所得の受給者であるということが前提にならうかと思

いますので、そういう意味でいまの法人の場合と個人の場合とは基本的に違うわけであります。法人の企業の場合には、その企業の実体の経営がワ

ンマン経営であるかないかは別といたしまして、あくまでも給料を支払うのは法人でありまして、申告会等は、先般來御意見が出ておりますとおり、これについては退職所得として扱つてほしい、

こういうような要求、要望が非常に強いわけでござりますすけれども、これを一時所得として取り扱つた根拠についてまずお伺いをいたしたいと思

います。

○細見政府委員 御承知のように、中小企業者が

外部に積み立てまして、いわゆる小規模企業共済

制度といふものに掛け金をかけまして、それが満

しかなくて、その人の生活費として百万要るという

場合におましても、あくまでも課税になるのは

三十万でありますし、残り七十万円をたなおりしましては、たびたび申し上げておりますように、事

業用の資産と、それを運用する才覚と、それから若干の労働というものが加わって、それがこんな

邊りについては、法人をつくった場合にはあくまで別個の企業主体であつて、現実的には比較

的少ないようであります。法人になる場合には

個人の財産の譲渡という形で譲渡所得が発生する

ということになって、個人とは離れた財産にな

る。その辺についての見方の違ひといいますか、誤解があるような感じがいたしております。

○小林(政)委員 この退職所得というものにする

とすれば、それは給与でなければならぬ、こう

いうお話をござりますけれども、私は、個人事業

の所得というものを考えてみますときには、その利

益部分、あるいはまたその事業主の働く労働部

分、そういうたとうなものが合算して実際にはそ

の所得に含まれて、こういうやうな見方が妥当であるらうというふうに考えられます。事実、先

日來もお話出ましたように、魚屋さんにして何に

しろ、その御主人が万が一のことがあれば、実際には仕事そのものを続けていくことはできなくなります、病氣で寝たような場合には、こういうことを考えますと、個人事業といふものは、その利益部分といふものと、あくまで主体になつて働く労働部分といふものが含まれているこの事業主の労働部分といふものが含まれるというのが、法的にはたとえどう見ようとも、実態でござります。私はしたがつて、個人事業のその所得の労働部分といふものについては、いわゆる自家労賃といふものを当然認めるべきであらうというふうに考えます。そして積み立て金の

う資産と人間の能力とが加わつて、きたものが事業所得なのだ、そういう意味である。ですか

ら、事業所得でありますから、自分が会社の社長である場合も含めて人に雇われている場合のいわゆる給与所得といふものとは事柄が違う。自分が自分の資産を運用して得ておる所得が事業所得、したがつてそれはどこまでいっても給与所得ではないというふうにいまの税制では構成いたしております。そういうことを申し上げておるわけ

あります。

○小林(政)委員 この問題についていろいろと

論議しなければならない問題だというふうに思

います。私は、そういうことになればやはり零細の

企業ほど頭脳なりあるいは自分のからだを使う部

分が大きなウエートを占めていることはもう当然だらうと思います。そういう状態でありますか

ら、いわゆる利益部分といふものあるいはまた勤

労部分というものを分けて、それに対し、勤労部分について自家労賃を認めるることは、税制のたてまえ上はともかくとしても、正当な実態に即した意見であろうというふうに考えられますので、この点について今後もう少し機会を見て論議をいたしたいと思います。

一つだけお伺いをいたしておきたいのは、今回の準備金の積み立てというのは一応百分の五、そして限度額を十万ということで押えたわけでございます。この点について、むしろ百分の五とかという定率じゃなくして、十万円なら十万円という定額制にして、そういうものを広く、特に小さな事業主等に広く該当するように行なうべきじやないか。複雑な帳簿の記帳がなければ所得の計算ができるまい、そしてその計算に基づいて百分の五といふことではなくて、すつきり白色の人にも適用できるよう定額でもって額を決定すべきではないかという考え方を持つておりますけれども、これについてのお考をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○細見政府委員 青色申告だけに限つて申し上げますと、御承知のように税負担は所得の大きさに応じて負担を願つておるわけありますから、こうしたいろいろな税制上の特典というのもやはりある程度所得に応じて特典が及ぶというのが自然ではなかろうかた。だそれが大企業にあまりに有利になるという意味におきまして十万円の頭打ちを置いたというわけござります。もし後半の御議論でござりますれば、これはあく事業所得に限らぬことは生活にある程度ゆとりがあるから貯金にまでも手をつけないでやつていられたのだろう。しかし三十年もその仕事をしていく十五万円くらいの貯金がなければ不安でたまらない。もうどちらの子のようにして手をつけないようにしているのだとうべきだという御意見としてならば承つておきたいと思います。

○小林(政)委員 次に入りたいと思います。私は国税庁にお伺いをいたしたいと思います。私は具体的な事例をあげまして少し御質問したいと思ひますけれども、税務署が納税者に対して一体どんな態度でもつて臨んでいるのか、私は大きな疑問を感じるわけでございます。これは、多くの納

税者の方々の中にはさまざまな人たちがいるわけだと思います。たとえばからだの不自由な人、身体障害者の方々、あるいはまた地域の中で税金の申告のやり方などわからないような人々で、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。川県の厚木税務署が全員のはり師をしている村井さんという方のお宅の調査を行ないまして、そうして四十三年、四十四年度の期限後申告に判を押しました。こういう問題があつたわけでございます。そのときの調査のやり方をつぶさに私は調査もいたしましたし、話を聞いてみますところによりますと、収入認定について、家の門のところでたずねてくる患者の数を調査し、そうして玄関のはきものの数を数えて、そのことから患者は一日平均七、八人程度だということを推計をした。そして本人がそのことについて否定をいたしますと、帳簿をつけているか。もちろん奥さんも全員の方でございますので、この夫婦が帳簿をつけるなどというようなことは実際にはできない。こういう状態のもとに置かれてくる方でございますけれども、全員のためもちろん帳簿はつけておりません。そうしたら、貯金通帳があるだろう、貯金通帳を見せてほしい。そうしてその貯金通帳に十五万円の額が載つていた。この十五万円、ずっとおろしてないけれども、十五万円おろしてないといふことは生活にある程度ゆとりがあるから貯金にまでも手をつけないでやつていられたのだろう。しかし三十年もその仕事をしていく十五万円くらいの貯金がなければ不安でたまらない。もうどちらの子のようにして手をつけないようにしているのだとういうので事情等も述べたそなでございます。そしたら、治療室を見せてほしい、こういうこととで治療室に入りました、そなであの戸だなをあけて見せてくれ、あるいは引き出しを開けて見せないと、約三時間近くの相当の長時間にわたつていろいろと調査をしたわけでございます。

それでその結果、おたくは年額九十万円の所得

ときめる、こういうことを言われたので、本人はびっくりいたしまして、いろいろとその実情等について述べると同時に、たとえばげたの数だけで申告のやり方などわからないような人々で、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。川県の厚木税務署が全員のはり師をしている村井さんという方のお宅の調査を行ないまして、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。申告のやり方などわからないような人々で、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。川県の厚木税務署が全員のはり師をしている村井さんという方のお宅の調査を行ないまして、そうして四十三年、四十四年度の期限後申告に判を押しました。こういう問題があつたわけでございます。そのときの調査のやり方をつぶさに私は調査もいたしましたし、話を聞いてみますところによりますと、収入認定について、家の門のところでたずねてくる患者の数を調査し、そうして玄関のはきものの数を数えて、そのことから患者は一日平均七、八人程度だということを推計をした。そして本人がそのことについて否定をいたしますと、帳簿をつけているか。もちろん奥さんも全員の方でございますので、この夫婦が帳簿をつけるなどというようなことは実際にはできない。こういう状態のもとに置かれてくる方でございますけれども、全員のためもちろん帳簿はつけておりません。そうしたら、貯金通帳があるだろう、貯金通帳を見せてほしい。そうしてその貯金通帳に十五万円の額が載つていた。この十五万円、ずっとおろしてないけれども、十五万円おろしてないといふことは生活にある程度ゆとりがあるから貯金にまでも手をつけないでやつていられたのだろう。しかし三十年もその仕事をしていく十五万円くらいの貯金がなければ不安でたまらない。もうどちらの子のようにして手をつけないようにしているのだとういうので事情等も述べたそなでございます。そしたら、治療室を見せてほしい、こういうこととで治療室に入りました、そなであの戸だなをあけて見せてくれ、あるいは引き出しを開けて見せないと、約三時間近くの相当の長時間にわたつていろいろと調査をしたわけでございます。

それでその結果、おたくは年額九十万円の所得

ときめる、こういうことを言われたので、本人はびっくりいたしまして、いろいろとその実情等について述べると同時に、たとえばげたの数だけで申告のやり方などわからないような人々で、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。川県の厚木税務署が全員のはり師をしている村井さんという方のお宅の調査を行ないまして、そうして四十三年、四十四年度の期限後申告に判を押しました。こういう問題があつたわけでございます。そのときの調査のやり方をつぶさに私は調査もいたしましたし、話を聞いてみますところによりますと、収入認定について、家の門のところでたずねてくる患者の数を調査し、そうして玄関のはきものの数を数えて、そのことから患者は一日平均七、八人程度だということを推計をした。そして本人がそのことについて否定をいたしますと、帳簿をつけているか。もちろん奥さんも全員の方でございますので、この夫婦が帳簿をつけるなどというようなことは実際にはできない。こういう状態のもとに置かれてくる方でございますけれども、全員のためもちろん帳簿はつけておりません。そうしたら、貯金通帳があるだろう、貯金通帳を見せてほしい。そうしてその貯金通帳に十五万円の額が載つていた。この十五万円、ずっとおろしてないけれども、十五万円おろしてないといふことは生活にある程度ゆとりがあるから貯金にまでも手をつけないでやつていられたのだろう。しかし三十年もその仕事をしていく十五万円くらいの貯金がなければ不安でたまらない。もうどちらの子のようにして手をつけないようにしているのだとういうので事情等も述べたそなでございます。そしたら、治療室を見せてほしい、こういうこととで治療室に入りました、そなであの戸だなをあけて見せてくれ、あるいは引き出しを開けて見せないと、約三時間近くの相当の長時間にわたつていろいろと調査をしたわけでございます。

それでその結果、おたくは年額九十万円の所得

ときめる、こういうことを言われたので、本人はびっくりいたしまして、いろいろとその実情等について述べると同時に、たとえばげたの数だけで申告のやり方などわからないような人々で、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。川県の厚木税務署が全員のはり師をしている村井さんという方のお宅の調査を行ないまして、そうして四十三年、四十四年度の期限後申告に判を押しました。こういう問題があつたわけでございます。そのときの調査のやり方をつぶさに私は調査もいたしましたし、話を聞いてみますところによりますと、収入認定について、家の門のところでたずねてくる患者の数を調査し、そうして玄関のはきものの数を数えて、そのことから患者は一日平均七、八人程度だということを推計をした。そして本人がそのことについて否定をいたしますと、帳簿をつけているか。もちろん奥さんも全員の方でございますので、この夫婦が帳簿をつけるなどというようなことは実際にはできない。こういう状態のもとに置かれてくる方でございますけれども、全員のためもちろん帳簿はつけておりません。そうしたら、貯金通帳があるだろう、貯金通帳を見せてほしい。そうしてその貯金通帳に十五万円の額が載つていた。この十五万円、ずっとおろしてないけれども、十五万円おろしてないといふことは生活にある程度ゆとりがあるから貯金にまでも手をつけないでやつていられたのだろう。しかし三十年もその仕事をしていく十五万円くらいの貯金がなければ不安でたまらない。もうどちらの子のようにして手をつけないようにしているのだとういうので事情等も述べたそなでございます。そしたら、治療室を見せてほしい、こういうこととで治療室に入りました、そなであの戸だなをあけて見せてくれ、あるいは引き出しを開けて見せないと、約三時間近くの相当の長時間にわたつていろいろと調査をしたわけでございます。

それでその結果、おたくは年額九十万円の所得

ときめる、こういうことを言われたので、本人はびっくりいたしまして、いろいろとその実情等について述べると同時に、たとえばげたの数だけで申告のやり方などわからないような人々で、非常にさまざまな納税の人たちがおるわけだと思います。川県の厚木税務署が全員のはり師をしている村井さんという方のお宅の調査を行ないまして、そうして四十三年、四十四年度の期限後申告に判を押しました。こういう問題があつたわけでございます。そのときの調査のやり方をつぶさに私は調査もいたしましたし、話を聞いてみますところによりますと、収入認定について、家の門のところでたずねてくる患者の数を調査し、そうして玄関のはきものの数を数えて、そのことから患者は一日平均七、八人程度だということを推計をした。そして本人がそのことについて否定をいたしますと、帳簿をつけているか。もちろん奥さんも全員の方でございますので、この夫婦が帳簿をつけるなどというようなことは実際にはできない。こういう状態のもとに置かれてくる方でございますけれども、全員のためもちろん帳簿はつけておりません。そうしたら、貯金通帳があるだろう、貯金通帳を見せてほしい。そうしてその貯金通帳に十五万円の額が載つていた。この十五万円、ずっとおろしてないけれども、十五万円おろしてないといふことは生活にある程度ゆとりがあるから貯金にまでも手をつけないでやつていられたのだろう。しかし三十年もその仕事をしていく十五万円くらいの貯金がなければ不安でたまらない。もうどちらの子のようにして手をつけないようにしているのだとういうので事情等も述べたそなでございます。そしたら、治療室を見せてほしい、こういうこととで治療室に入りました、そなであの戸だなをあけて見せてくれ、あるいは引き出しを開けて見せないと、約三時間近くの相当の長時間にわたつていろいろと調査をしたわけでございます。

それでその結果、おたくは年額九十万円の所得

が、いただいまの全員者はおそらくあんま、はり、きゅう業といふ方であるうかと思ひます。これについて、門前等で人の出入りを見る、あるいは挙げたの数を数えるというのも一つの方法かと思ひます。

すべてそういう方法でやれといふわけではございませんが、ただこの場合に気をつけなければいけませんのは、いわゆる職員の中にも経験年数、知識の豊富な多年の職員の場合と、それから比較的年数の浅い若年層の場合とでは調査技術上いろいろの問題があることは事実だと思います。この辺につきましてはふだんから税制等の教育を通じて、あるいは会議の際に、あるいは部内での研修の際に、調査技術という観点から、応待のしかたあるいは調査の技法の研究というようなことを始終やつておるわけでございますが、現場に臨みますといさか税務職員も興奮する、というところばが過ぎるわけでございますが、真剣のあまりにふだんの冷静な判断というものがなくなる場合もないとは言えません。そうしたものにつきましては今後とも十分注意をしていきたいと思いますが、本件のように御両者が目が見えないといったような場合、これは私も初めての御質問でござりますが、その場でもって書類に数字を書きましても相手方にはこれは通じないという問題がございます。そうした場合にどういう方法をとるか、とつさの場合は浮かばないだろうと思ひますので、でき得るならば、私がかりに調査官の立場になつた場合には、十分話をお聞きして、正式の書類をつくる場合には別途の方法を講じて、幸いに娘さんがおられるのであれば、御迷惑でない限り娘さんに立ち会つていただき、数字の内容を確認した上で修正申告を出していただくといふことのほうが適切であらうかと思ひます。しかし、本件のような場合には私はそういう感じがいたしましたが、一般的にはなかなか事務量がたいへんでござりますので、職員としてはなるべく早くその事案を処理したいということを急ぐあまりに、あ

とから考えますと冷静を欠いたあるいは不親切であったというようなことを御指摘を受ける場合があつたといふことがあります。それをお聞きになります。

なお、本件につきましては、いつの時点の問題がか存じませんが、もしおっしゃるとおりの問題があるのですとございますれば、異議の申し立てという手続きを踏んでいただきながらも、署のほうにおいでいただけばその段階で十分審査をしてみたい、かように考えております。題だと思ひますので、その点については調査を明らかにきちっとやつていただきたい、こういうふうに思ひますけれども、厚木の税務署ではこのよううに言つておるそうです。修正申告に判を押したわけでござりますから、したがつて修正申告といふのは本人が自主的に修正を申し出て判を押したというたてまえに一応の形の上ではなるわけです。その結果所得八十万と見て決定してしまつているので、嘆願書を出してくれ、こういうようなことを言つておるそろですけれども、全く当人にしてみれば不本意なこのよき調査をされ、しかも全く自分が実態を、事実まで熱心に話しているにもかかわらず、それに対して一方的にこのよきな措置がとられた上、もう所得が決定してしまつてゐるんだし、今度あらためて嘆願書を書いて出せというようなことが言われるということについて、もちろん非常に納得もできない問題でござりますし、私は重要な問題だらうといふうに考えます。

もう一つお伺いしたいのは、一体所得税法の二百三十四条、これによつて「その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる」というふうに一定規定されておりますけれども、しかし預金通帳だと机の中だと、かばんの中をあけてみるとどうやら、こういうことは一調査官によつてかつてにできるのかどうなつか。私はその点について明らかにしておいていた

とから考えますと冷靜を欠いたあるいは不親切であったといふことがあります。それをお聞きになりますと嘆願書を出せといふことで署のほうはあります。そこで、あるいは適正な申告を期待する、それに値する物件等については質問検査の対象にすることがで、それにかわるべき救済の方法として嘆願書を出していただきたい、こう申し上げたんだから多かるうと思います。

○小林(政)委員 現在これはやはり私は重大な問題だと思いますので、その点については調査を明確にきつまつておるわけですが、現場に臨みますといさか税務職員も興奮する、というところばが過ぎるわけでござりますが、真剣のあまりにふだんの冷静な判断というものがなくなる場合もないとは言えません。そうしたものにつきましては今後とも十分注意をしていきたいと思いますが、本件のように御両者が目が見えないといったような場合、これは私も初めての御質問でござりますが、その場でもって書類に数字を書きましても相手方にはこれは通じないという問題がございます。そうした場合にどういう方法をとるか、とつさの場合は浮かばないだろうと思ひますので、でき得るならば、私がかりに調査官の立場になつた場合には、十分話をお聞きして、正式の書類をつくる場合には別途の方法を講じて、幸いに娘さんがおられるのであれば、御迷惑でない限り娘さんに立ち会つていただき、数字の内容を確認した上で修正申告を出していただくといふことのほうが適切であらうかと思ひます。しかし、本件のような場合には私はそういう感じがいたしましたが、一般的にはなかなか事務量がたいへんでござりますので、職員としてはなるべく早くその事案を処理したいということを急ぐあまりに、あ

せていただきたいと思いますが、いま先生のお話ですと嘆願書を出せといふことで署のほうはあります。そこで、あるいは適正な申告を期待する、それに値する物件等については質問検査の対象にすることがで、それにかわるべき救済の方法として嘆願書を出していただきたい、こう申し上げたんだから多かるうと思います。

○小林(政)委員 私がいま述べた事実は実態のほうから見て、しかも、いままの場合はやや不親切のきらいがあるわけでござりますが、御本人が判こまで押されても一応修正申告の形が整いますと、これが職員の恣意で訂正が行なわれるということになります。なぜとした正式のいわゆる更正の請求といた手続のほかに嘆願書というような窮屈な手続をさせるかと申しますと、これは内部の規制の問題でございます。一たん正式の書類をつくられただけでござりますから、したがつて修正申告といふのは本人が自主的に修正を申し出でて判を押したというたてまえに一応の形の上ではなるわけです。その結果所得八十万と見て決定してしまつているので、嘆願書を出してくれ、こういうようなことを言つておるそろですけれども、全く当人にしてみれば不本意なこのよき調査をされ、しかも全く自分が実態を、事実まで熱心に話しているにもかかわらず、それに対して一方的にこのよきな措置がとられた上、もう所得が決定してしまつてゐるんだし、今度あらためて嘆願書を書いて出せというようなことが言われるということについて、もちろん非常に納得もできない問題でござりますし、私は重要な問題だらうといふうに考

えていただきたいと思います。

○江口説明員 ことばの使い方で、はなはだ恐縮でございますが、適法であったかどうかかといふことがあります。したがつて、目が見えない、字も書けないという方でございましょうから、口頭で言つていただいてほかの者が代筆をするというようなことで、様式が整えばそれに基づいて正式の手続を踏むといった意味においては、厚木税務署としては十分配慮をしたものではなかろうかと思ひます。なお本件につきましては後刻調査をいたしまして、先ほど申しましたように御納得のいく処理をさせていただきたいと思います。

それから第二の本論の問題でござりますが、二百三十四条の規定は具体的に「帳簿書類その他の物件」という書き方をしてあるわけでござりますが、われわれの従来の解釈あるいは判例等を見ますと、帳簿その他といふのは一つの例示でございまして、日本語の書き方としては「その他の物件」というふうに書いてあるわけでござります。しかし、帳簿その他といふのは一つの例示でございまして、日本語の書き方として「その他の物件」というふうに書いてあるわけでござります。

まことに、これがその点についてかつてにできるのかどうなつか。私はその点について明らかにしておいていた

ことばで恐縮でござりますが、合理的な範囲において判断し得る、いわゆる適正な課税を維持する、あるいは適正な申告を期待する、それに値する物件等については質問検査の対象にすることがで、それにかわるべき救済の方法として嘆願書を出していただきたい、こう申し上げたんだから多かるうと思います。

○小林(政)委員 私がいま述べた事実は実態のほうから見て、しかも、いままの場合はやや不親切のきらいがあるわけでござりますが、御本人が判こまで押されても一応修正申告の形が整いますと、これが職員の恣意で訂正が行なわれるということになります。なぜとした正式のいわゆる更正の請求といた手続のほかに嘆願書というような窮屈な手続をさせるかと申しますと、これは内部の規制の問題でございます。一たん正式の書類をつくられただけでござりますから、したがつて修正申告といふのは本人が自主的に修正を申し出でて判を押したというたてまえに一応の形の上ではなるわけです。その結果所得八十万と見て決定してしまつているので、嘆願書を出してくれ、こういうようなことを言つておるそろですけれども、全く当人にしてみれば不本意なこのよき調査をされ、しかも全く自分が実態を、事実まで熱心に話しているにもかかわらず、それに対して一方的にこのよきな措置がとられた上、もう所得が決定してしまつてゐるんだし、今度あらためて嘆願書を書いて出せというようなことが言われるということについて、もちろん非常に納得もできない問題でござりますし、私は重要な問題だらうといふうに考

えていただきたいと思います。

○江口説明員 ことばの使い方で、はなはだ恐縮でございますが、適法であったかどうかかといふことがあります。したがつて、目が見えない、字も書けないという方でございましょうから、口頭で言つていただいてほかの者が代筆をするというようなことで、様式が整えばそれに基づいて正式の手続を踏むといった意味においては、厚木税務署としては十分配慮をしたものではなかろうかと思ひます。なお本件につきましては後刻調査をいたしまして、先ほど申しましたように御納得のいく処理をさせていただきたいと思います。

それから第二の本論の問題でござりますが、二百三十四条の規定は具体的に「帳簿書類その他の物件」という書き方をしてあるわけでござりますが、われわれの従来の解釈あるいは判例等を見ますと、帳簿その他といふのは一つの例示でございまして、日本語の書き方としては「その他の物件」というふうに書いてあるわけでござります。しかし、帳簿その他といふのは一つの例示でございまして、日本語の書き方として「その他の物件」というふうに書いてあるわけでござります。

まことに、これがその点についてかつてにできるのかどうなつか。私はその点について明らかにしておいていた

があろうかと存じます。

○ 広瀬(秀)委員 関連で質問をいたしますが、小林委員が提起されたいまの問題、夫婦とも全盲の人であつたといった場合に質問検査権を使用する際には、いま最後であなたが答えられなければども、そういう場合には家族の者で五体満足な成人のちゃんと資格のある、公民権を持つといいますか、そういう意思能力、行為能力のあるような満足な人の立ち会いを求めるというようなことの中でのみやるんだということをきちんとすべきではないか。二人とも目が全く見えないのだと、うなところでそういうことをやるということは、これはまさに非人道のそしりを免れないだらうと思うのですね。いまあなたもそういう点で非常に明るい見通しのようなことを語られたけれども、そういう場合は非常に特殊なケースだと思うのですね。だからそういう場合には、満足な意思能力、行為能力のあるようなまあ公民の人を立ち会わせなければ質問検査をしてはならない、こういうようなことぐらいはここではつきりさせてもらおのが当然であらうと思うのですね。そういうお考えがありますか。二人とも全盲である、そういう状況の中で、だれもほかに立ち会い人がいないと、いうような場合には遠慮をして、次にだれかちゃんとした人が立ち会えるような条件のもとで、娘さんがいるんならその娘さんを呼んでください、こういうようなことをした後でなければやつちやいかぬと私は思うのです。これはむしろ法律以前の問題であろうと思うし、これはまさに人道上の問題でもあらうと思うから、その辺のところをきちんとして、そういう特殊なケースの場合は質問検査を避けていきます、そしてしっかりと立会い人がいる中でやります、こういうはつきりした答弁をここでなさいといいんだろうと私は思うのですが、いかがでありますか。

に状況等をお聞きするといったような場合に理屈がましく言って恐縮なんですが、かりに、目は不幸にして見えないけれども応答はできるといったような場合に、一応事業の概況等の応答をする程度であれば立ち会いが要らない場合もあり得ると思いますが、最終的な結論を下す場合には御指摘のように御本人の承諾を得てといいますか、御本人の指定された方に立ち会っていただいて処理をしたほうが、自後おっしゃるようなトラブルがないということでは適切だと思つております。

○小林(政)委員　いま廣瀬先生もおっしゃつておいましたけれども、私もそういう原則上の問題について言えば、こういう事態の中で行なったそのような行為が違法じゃないんだ、当然なんだというようなことをはつきりと言つることは私は問題だと思うのです。そういう立場で言うんなら、適法な質問検査権といふものは一体どういうものなんだ。そこにあるもの何でも、それもあける、これも見せてくれというようなことでかつてにやつても適正な質問検査権といふことがいえるのかどうなのか。国民の基本権、こういう立場からいえば、私は、適正な質問検査権の行使といふものについてはおのずから限界があるべきだというふうに考えております。しかも、その正当な質問検査権の行使の限界といふのはではどこに置くのかということになれば、これは常識なり解釈の問題によつてずいぶん違つてくるわけです。

私はその点で、国税庁がそういうことをおっしゃるんなら、ここに質問検査権についての裁判の判例を持つております。これは三十八年の損害賠償等請求事件のときに出ました四十三年一月三十一日の質問検査権に関する判決でござりますけれども、「質問検査権の行使は、いやしくも納税者の営業活動を停滞させ、得意先や銀行等の信用を失墜せしめ、その他私生活の平穏を著しく害するような態様においてなされたとすれば、それはも早任意調査としての限界をこえるものであるといわなければならない。」これは裁判所の判決で

す。判決の中でこういうことをはつきりいわれて
いるんです。

国民の基本権というものはあくまでも尊重すべ
きでありますし、適法なということは、そして適
正なということは、だれが見てもその場合の状態
からいって正当であるというような、おのずから
その限度といいますか解釈を国税庁はきちっと置
かなければ、私は今後、全盲の人に対してすらそ
のようなことが何か違法ではない、これは当然
だ、かほんあけろ、机あけろ、あれをあける、ド
アをあけるというようなことが違法ではない、正
当なんだということになれば、国民の基本権の問
題でこれは私は重大な問題だと思いますので、國
税庁は質問検査権の範囲、そういうものについ
て一体どのような態度で臨んでいるのか、明確に
御答弁を願いたいと思います。

○江口説明員 先ほどお断わりしましたように、
やや理屈はしつた言ひ方をして適法ということを
申し上げたわけでございますが、一応質問検査権
の基本的な基準と申しますのは、課税の適正、公
平な課税が確保できるということを前提にいたし
まして、これも抽象的で恐縮でございますが、合
理的な範囲内で質問検査を行なうということでござ
ります。合理的な範囲内といるのはどういう場
合かということになりますと、これはケース・ペ
イ・ケースで適時判断をしなければいけないと思
いますが、ただしこれだけは申し上げておきたい
と思いますけれども、やはり税の調査につきまし
ては、真実を知つておられる方は御本人が唯一最
高のものであるということに相なるうかと思いま
す。したがつて、わざかの期間に、所得税でござ
いますれば一年間の所得あるいは収入、経費を把
握するという調査をするわけでありますので、あ
る程度法律の趣旨にのつとつて納税者の方々は質
問検査に対する受忍義務を負っているが、それに
よつて両者が信頼関係に立つて真実の発見につと
め、またそれに基づいて適正な申告が行なわれる
ということが一番望ましいことだと思います。し
たがつて、先生御指摘のように、かつてに何でも

できるということには私は解釈をいたしております。先ほど抽象的に申しましたが、合理的な範囲内での調査を行なうべきである。またそれにつきましても、具体的な例等を引きまして、いろんな研修あるいは学校教育あるいは会議等の際に、行き過ぎのないようになんとおくれぐれも注意をしておるつもりでございます。

○小林(政)委員 今後、質問検査権の問題についてましては、これは基本権の問題との関連でございまして、この国民の権利というものをやはり十分尊重していく、そういうたてまえというものをきちっと踏まえて行なわなければ、えらい問題になるということを私は言及しておきたいと思います。

そうして、この問題についてちょっと、「一体全く盲の人はどうやって身分証明を見せたのだろうか。まあ何か紙を見せて、手でさわってあれしたのかどうか、そこまで私はこまかくお聞きはしなかったのですけれども、しかし身分証明を一体提示したのかどうかも私はわからないし、もししたとしても、本人はそういうもの見えませんしね。こういうような中で、いま広瀬先生もおっしゃったように、立ち会い人も置かないでこういうことをやつた。しかも、その所得と総収入ですか、こういった点ではこれは単なる考え方方がちょっと狂つたなんというような問題じやなくて、修正申告という立場で本人が八十万で書いてきたんですねから、そして本人は八十万が総収入だといふうに思つておるわけですから、これなども全くでたらめだと思います。目のあいている人はだれもいないわけですから、八十万と書いてあらうが九十万と書いてあらうがわからぬわけですね。私はこれは相当はつきりした態度で臨んでいただいたいというふうに思いますし、本人はそういう立場ではつきりと自分でも意見を述べておりますので、この課税所得八十万だったということ、これについて私は税務署が取り消すべきだというふうに考えますけれども、その点について一点だけお伺いをしておきたいと思います。

○江口説明員 最初に申し上げましたとおりに、本件につきましては直ちに調査をいたしまして適正な処理をしたいと思います。具体的な内容を私きよう初めて伺いましたので……。

いまの身分証明書の提示の問題、なるほどこれは——しかし、おそらく口頭では税務署の者ですということを当然断つたはずだと思います。そういうことで中に上げられたというふうに私思います。これも推測でございますので、事実関係すべてを調査いたしまして、御本人に納得いくような最終処理を必ずしめたいと思います。

○小林(政)委員 その問題については、調査の結果明らかにしてもらって、さらにまた何らかの機会で私どもも明らかにしたいというふうに考えております。

時間がもう過ぎておりますので一点だけごく短く。あとほんとは二点ばかり用意してきたのですけれども。

これも国税庁にお伺いする内容だと思いますが、私は先日、委員会として渋谷の税務署を視察をさせていただいたわけです。いろいろとたいへん勉強になつたわけでござりますけれども、その中で、これは省側の方も行っておられましたし、また私も目撃をいたしましたけれども、税理士の方が何人かお手伝いといいますか、確定申告の代筆を納税者にかわつてやつておられました。また、これは渋谷だけじゃなくて、そのほかでも、私の住んでおります地域でもやはり税理士の方が確定申告の代筆をやつておりますが、そのときに税理士さんたちに税務署長から標準税率表というものを渡しているわけです。私は、そういうもの渡して納税事務に協力するといったことが行なわれているということを伺いましたが、事実かどうか、まずその点からお伺いいたしたいと思います。

○江口説明員 税理士さんに渡しておる標準税率表というのはどういうものか私知らないのでございますが、おそらく税理士さんのほうは私からお願いしたのじやなくて、経緯を申し上げます

と、東京の場合は各区で事情が違うようでござりますし、署によつても事情が違うようござりますが、税理士会のほうから、二月のおそらく後半あるいはほとんどが三月に入つてからだと思います。されども、税理士会としての一つの行事として、納税者の方々に自發的な無料サービスといつて、税理士会のほうから、二月のおそらく後半ましようか、そういうことをやりたいという申入れがございまして、それで東京の場合は発足しましたのでござります。したがいまして、三月の十日前になりますと非常にふくそりいたしますので、お見えになる先生方も勢い数が多くなるといふことでございますが、その場合に先生方にお渡しておられますのは、私の承知している限りでは、申告書と一緒に納税者の方々にお送りしております。確定申告書の手引きあるいは申告書の記載のしかた、これを解説したものがござります。毎年かなりの部分の税法改正がございまして、なれた者でも申告書の記載がなかなかむずかしいというようないふな問題がござりますので、そのときに時間をあまり要しないというような意味合いでいま申したような書類はお渡ししていると思いますが、標準税率表といふのは一体どういう内容のものか、ちょっと私わからないのでござりますが。

○小林(政)委員 いわゆる一般にいわれております標準率効率表といふもののことを探はされておりました。つまり、これが裁判の実態なりの部分の税法改正がございまして、なれた者でも申告書の記載がなかなかむずかしいというようないふな問題がござりますので、そのときに時間をあまり要しないというような意味合いでいま申したような書類はお渡ししていると思いますが、標準税率表といふのは一体どういう内容のものか、ちょっと私わからないのでござりますが。

○江口説明員 事実関係を調べた上でまた御返事をさせていただきたいと思います。

○小林(政)委員 事実私はここへ写しを持つておりますけれどもね。これはもうプリントしておきましたけれども、私持つてきているわけですから、こういうものが実際に使われていることは事実なんですよ。ただすると、いま大阪地裁などで判決が出され、さらに現在大阪高裁でいわゆる標準率効率表のこれは機密漏洩事件といふ名のもとで争われていますが、そのときの裁判の書類を見てみますと、國側の主張は、標準率効率表といふものは国ものだといって、そしていま裁判でまで争われています。ただ、こうしたものをおもに公開するためにはほとんどが三月に入つてからだと思いまして、それがどうやらこの効率表といふものを、税務署長が、幾らお手伝いをしてくれるということであつても、公務員でない税理士さんにこういうものでござります。したがって、そこで納税者の人に對して代筆をやるというようなことについては、これが渡されて、そうしてそこで納税者の人に對して代筆をやるというようなことについては、これは国家公務員法百条違反ではないかというふうに考えますが、いかがでしようか。

○江口説明員 事実を調査してから判断してみたいと思います。

○小林(政)委員 私は、これは裁判の実態なりの部分の税法改正がございまして、なれた者でも申告書の記載がなかなかむずかしいというようないふな問題がござりますので、そのときに時間をあまり要しないというような意味合いでいま申したような書類はお渡ししていると思いますが、標準税率表といふのは一体どういう内容のものか、ちょっと私わからないのでござりますが。

○江口説明員 事実私はここへ写しを持つておりましたけれども、私持つてきているわけですから、こういうものが実際に使われていることは事実なんですよ。

○江口説明員 納税者の方々が、すべて事実に基づいて適正な申告をしていただくのであれば、あるいはそういうものが必要はないという考え方があるかと思いますが、現在の場合には、すべて白書申告者等の場合に、帳面もほとんどつけておられない、いろいろな事情があるうと思いますが、つけておられない場合に、いろいろと税務調査でもつて適正な課税水準といふものを判断する

目的なあり方といふものを一つの課税水準の判断のめどにするためにつくつておるということでござります。ただ、こうしたものをおもに公開するためにはほとんどが三月に入つてからだと思いまして、それが正しいのだ、こういうことで言われることがやはり望ましい姿であつて、公表はやらないで、機密に属するものだといふこと、国家公務員でない税理士にこういうものを渡しているといふことは、公務員法百条違反だ、この点についてだけはつきりさせていただきたいと思いま

○江口説明員 先ほども申し上げましたように、いま御指摘の点につきましては事実関係を調べま

して、その上で判断をさせていただきたいと思います。

○小林(政)委員 時間がだいぶ経過しておりますし、まだ事実関係云々というお話をざいますので、それを直ちに明らかにしてもらつた上で、もう一度その問題については触れたいといふうに思いますので、それを最後にいたしまして、私の質問を終わります。

○毛利委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、参考人出席の日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来たる十九日金曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会